

令和 6 年度  
第 8 次糸満市行政改革大綱  
実施計画（実行プラン）評価シート

# 第8次糸満市行政改革大綱実施計画（実行プラン）取組一覧

基本方針／推進項目／取組項目	取りまとめ課	掲載 ページ	取組評価						
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
<b>1 市民とともに進む協働のまちづくり</b>									
<b>(1) 市民と行政及び市民間や団体間の連携</b>									
No1 市民活動支援センターの機能強化	市民生活環境課	3	A（計画通りまたは計画を上回って達成） C（一部達成）	B（計画通りまたは計画を上回って達成） C（一部達成）	A（計画通りまたは計画を上回って達成） C（一部達成）	A（計画通りまたは計画を上回って達成） C（一部達成）			
No2 消防団の活性化に向けた取組強化	総務課（消防）	4	A（計画通りまたは計画を上回って達成） C（一部達成）	C（一部達成）	C（一部達成） C（一部達成）	C（一部達成）			
No3 自主的地域づくりの奨励及び支援	市民生活環境課	5	B（計画通りではないが、概ね達成） C（一部達成）	B（計画通りではないが、概ね達成） C（一部達成）	C（一部達成）	C（一部達成）			
No4 自主防災組織の推進	秘書防災課	6	C（一部達成）	A（計画通りまたは計画を上回って達成） C（一部達成）	A（計画通りまたは計画を上回って達成） C（一部達成）	C（一部達成）			
<b>(2) 透明性の高い行政運営の推進</b>									
新規 No5 事務事業評価書の市ホームページへの公開	行政経営課	7	B（計画通りではないが、概ね達成） C（一部達成）	B（計画通りではないが、概ね達成） C（一部達成）	A（計画通りまたは計画を上回って達成） B（計画通りではないが、概ね達成）	B（計画通りではないが、概ね達成）			
<b>2 変化に柔軟に対応できる組織体制の構築と人材育成</b>									
<b>(1) 機能的な組織・機構の構築</b>									
No6 農業集落排水事業と下水道事業の組織統合	水道部総務課	8	A（計画通りまたは計画を上回って達成） C（一部達成）	B（計画通りではないが、概ね達成） -	-	-	-		
No7 消防広域化の推進	総務課（消防）	9	C（一部達成）	C（一部達成） C（一部達成）	C（一部達成）	C（一部達成）			
R4新規 No8 市立認定こども園の再編	保育こども園課	10	-	B（計画通りではないが、概ね達成） -	A（計画通りまたは計画を上回って達成） A（計画通りまたは計画を上回って達成）	A（計画通りまたは計画を上回って達成） -	-		
<b>(2) 職員の定員管理及び給与制度・運用の適正化</b>									
No9 定員適正化計画の策定及び会計年度任用職員・任期付職員の活用	人事課	11	C（一部達成）	B（計画通りではないが、概ね達成） -	-	-	-		
No10 人件費の適正化	人事課	12	A（計画通りまたは計画を上回って達成） -	B（計画通りではないが、概ね達成） -	B（計画通りではないが、概ね達成） -	B（計画通りではないが、概ね達成） -			
<b>(3) 人材育成の推進</b>									
No11 女性職員の管理職への登用	人事課	13	D（ほとんど取り組むことができなかつた） C（一部達成）	B（計画通りではないが、概ね達成） C（一部達成）	B（計画通りではないが、概ね達成） B（計画通りではないが、概ね達成）	B（計画通りではないが、概ね達成） B（計画通りではないが、概ね達成）			
No12 人事評価制度の適正な運用	人事課	14	B（計画通りではないが、概ね達成） -	B（計画通りではないが、概ね達成） -	B（計画通りではないが、概ね達成） -	B（計画通りではないが、概ね達成） -			
No13 人材育成基本方針に基づく研修の実施	人事課	15	E（取り組むことができなかつた） -	E（取り組むことができなかつた） -	E（取り組むことができなかつた） -	E（取り組むことができなかつた） -			
新規 No14 働きやすい環境の整備	人事課	16	C（一部達成）	D（ほとんど取り組むことができなかつた） C（一部達成）	C（一部達成）	C（一部達成）			
<b>3 持続可能な安定した財政基盤の確立</b>									
<b>(1) 持続可能な安定した行政経営 ①行政のデジタル化の推進</b>									
No15 I C T の計画的な活用推進	情報政策課	17	A（計画通りまたは計画を上回って達成） -	A（計画通りまたは計画を上回って達成） -	B（計画通りではないが、概ね達成） -	B（計画通りではないが、概ね達成） -			
No16 電子申請システムの利用環境の活用促進検討	情報政策課	18	B（計画通りではないが、概ね達成） -	A（計画通りまたは計画を上回って達成） -	A（計画通りまたは計画を上回って達成） -	A（計画通りまたは計画を上回って達成） -			
No17 電子ファイル管理指針に基づく職員理解の向上	情報政策課	19	A（計画通りまたは計画を上回って達成） -	A（計画通りまたは計画を上回って達成） -	A（計画通りまたは計画を上回って達成） -	A（計画通りまたは計画を上回って達成） -			
No18 個人情報の取扱強化及び適正な管理の対応並びにセキュリティシステムの強化	情報政策課	20	C（一部達成）	C（一部達成） C（一部達成）	C（一部達成）	C（一部達成） -			
新規 No19 標準化対応及びクラウド型への移行推進	情報政策課	21	A（計画通りまたは計画を上回って達成） -	A（計画通りまたは計画を上回って達成） -	A（計画通りまたは計画を上回って達成） -	A（計画通りまたは計画を上回って達成） -			
<b>(1) 持続可能な安定した行政経営 ②効率的かつ効果的な行政経営</b>									
No20 契約に関する諸規程の見直し	財政課	22	D（ほとんど取り組むことができなかつた） -	D（ほとんど取り組むことができなかつた） -	D（ほとんど取り組むことができなかつた） -	D（ほとんど取り組むことができなかつた） -			
No21 条件付き一般競争入札の導入	財政課	23	D（ほとんど取り組むことができなかつた） -	E（取り組むことができなかつた） -	D（ほとんど取り組むことができなかつた） -	E（取り組むことができなかつた） -			
No22 財政調整基金、減債基金及び公共施設整備基金の積立ルール策定	財政課	24	B（計画通りではないが、概ね達成） -	C（一部達成） -	D（ほとんど取り組むことができなかつた） -	D（ほとんど取り組むことができなかつた） -			
No23 公共施設における光熱費の抑制	財政課	25	B（計画通りではないが、概ね達成） -	E（取り組むことができなかつた） -	E（取り組むことができなかつた） -	B（計画通りではないが、概ね達成） -			
No24 ごみの減量化・再資源化の推進	市民生活環境課	26	C（一部達成）	C（一部達成） C（一部達成）	C（一部達成）	C（一部達成）			
No25 各種行事（祭り等イベント）の集約化の検討	行政経営課	27	C（一部達成）	E（取り組むことができなかつた） -	C（一部達成）	-	-		
No26 民間委託等が可能な業務の有無等調査の実施	行政経営課	28	B（計画通りではないが、概ね達成） -	C（一部達成） -	-	-			
No27 イベント事業（ふるさと祭り）の民間委託の推進	観光・スポーツ振興課	29	E（取り組むことができなかつた） -	B（計画通りではないが、概ね達成） -	B（計画通りではないが、概ね達成） -	-	-		

基本方針／推進項目／取組項目		取りまとめ課	掲載 ページ	取組評価				
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
<b>(1) 持続可能な安定した行政経営 ②効率的かつ効果的な行政経営</b>								
新規	No28 PPP/PFI導入ガイドラインの作成及び推進	財政課	30	A（計画通りまたは計画を上回って達成）	D（ほとんど取り組むことができなかつた）	C（一部達成）	E（取り組むことができなかつた）	
	No29 40代・50代の特定健診受診率の向上	健康推進課	31	C（一部達成）	C（一部達成）	C（一部達成）	-	-
新規	No30 公共施設等総合管理計画に基づくコストの削減及び負担の平準化	財政課	32	A（計画通りまたは計画を上回って達成）	C（一部達成）	B（計画通りではないが、概ね達成）	D（ほとんど取り組むことができなかつた）	
	No31 債権の適正かつ効果的な管理	財政課	33	-	C（一部達成）	D（ほとんど取り組むことができなかつた）	C（一部達成）	
R4新規	No32 Park-PFIの導入	建設課	34	-	A（計画通りまたは計画を上回って達成）	C（一部達成）	C（一部達成）	
	No33 電話システムの見直し	総務課	35	-	-	-	B（計画通りではないが、概ね達成）	
<b>(2) 賃入 ①賃入の確保</b>								
新規	No34 各種公共施設利用料金改定及び公平性等の検証	財政課	36	B（計画通りではないが、概ね達成）	E（取り組むことができなかつた）	E（取り組むことができなかつた）	E（取り組むことができなかつた）	
	No35 市有財産の効率的活用及び処分	財政課	37	A（計画通りまたは計画を上回って達成）	A（計画通りまたは計画を上回って達成）	B（計画通りではないが、概ね達成）	E（取り組むことができなかつた）	
新規	No36 ふるさと応援寄附増加に向けた取組推進	行政経営課	38	A（計画通りまたは計画を上回って達成）	A（計画通りまたは計画を上回って達成）	A（計画通りまたは計画を上回って達成）	A（計画通りまたは計画を上回って達成）	
	No37 ネーミングライツの導入	財政課	39	B（計画通りではないが、概ね達成）	E（取り組むことができなかつた）	E（取り組むことができなかつた）	-	-
新規	No38 利用者負担額（保育料）の収納率向上	保育こども園課	40	A（計画通りまたは計画を上回って達成）	A（計画通りまたは計画を上回って達成）	A（計画通りまたは計画を上回って達成）	A（計画通りまたは計画を上回って達成）	
	No39 市内周遊バスの安定運行の推進	市民生活環境課	41	-	D（ほとんど取り組むことができなかつた）	E（取り組むことができなかつた）	D（ほとんど取り組むことができなかつた）	
R4新規	No40 学校施設における職員駐車場使用料徴収の検討	教育総務課	42	-	D（ほとんど取り組むことができなかつた）	D（ほとんど取り組むことができなかつた）	B（計画通りではないが、概ね達成）	
<b>(2) 賃入 ②市税の適正課税と収納強化</b>								
新規	No41 市税の課税客体の的確な把握	税務課	43	A（計画通りまたは計画を上回って達成）	A（計画通りまたは計画を上回って達成）	B（計画通りではないが、概ね達成）	B（計画通りではないが、概ね達成）	
	No42 市税収納率向上に向けた取組推進	税務課	44	B（計画通りではないが、概ね達成）	B（計画通りではないが、概ね達成）	B（計画通りではないが、概ね達成）	C（一部達成）	
<b>(3) 賃出 ①補助金等の適正化</b>								
新規	No44 敬老祝金の在り方検討	介護長寿課	46	B（計画通りではないが、概ね達成）	C（一部達成）	C（一部達成）	-	-
<b>(3) 賃出 ②特別会計の健全化及び扶助費の適正化</b>								
新規	No45 経営適正化の観点に基づく下水道使用料の見直し	水道部総務課	47	B（計画通りではないが、概ね達成）	C（一部達成）	C（一部達成）	A（計画通りまたは計画を上回って達成）	
	No46 下水処理施設とし尿処理施設（岡波苑等）の効率的連携	市民生活環境課	48	A（計画通りまたは計画を上回って達成）	B（計画通りではないが、概ね達成）	C（一部達成）	C（一部達成）	
新規	No47 国民健康保険税の収納率向上	国民健康保険課	49	B（計画通りではないが、概ね達成）	B（計画通りではないが、概ね達成）	A（計画通りまたは計画を上回って達成）	A（計画通りまたは計画を上回って達成）	
	No48 糸満漁港ふれあい公園事業特別会計の健全な経営	商工水産課	50	B（計画通りではないが、概ね達成）	E（取り組むことができなかつた）	E（取り組むことができなかつた）	B（計画通りではないが、概ね達成）	
新規	No49 介護予防のための地域活動の支援	介護長寿課	51	B（計画通りではないが、概ね達成）	B（計画通りではないが、概ね達成）	C（一部達成）	A（計画通りまたは計画を上回って達成）	
	No50 農業集落排水事業の公営企業会計への移行	水道部総務課	52	A（計画通りまたは計画を上回って達成）	A（計画通りまたは計画を上回って達成）	A（計画通りまたは計画を上回って達成）	-	-
R5新規	No51 農業集落排水の接続率向上	水道部工務課	53	-	-	B（計画通りではないが、概ね達成）	B（計画通りではないが、概ね達成）	

## 第8次糸満市行政改革大綱実施計画(実行プラン) 評価シート

No1					
基本方針	市民とともに進む協働のまちづくり		取りまとめ課	市民生活環境課	
推進項目	市民と行政及び市民間や団体間の連携		関係課	行政経営課	
取組項目	<b>市民活動支援センターの機能強化</b>		第5次糸満市総合計画における位置づけ	第6章 政策1	
現状・課題	年々、複雑多様化する社会課題が増加するなかで、多様なまちづくりの主体となる市民活動団体等に対する協働への理解促進及び連携・交流機会の創出を図るためにには、長期的な取り組みが必要である。				
取組内容	市民活動支援センターの人員体制の強化等、相談業務や調査研究事業に取り組みやすい環境をつくり、市民提案型まちづくり事業、市民講座まち寺子屋及び活動支援プログラムの開発を推進する。				
取組目標	地域課題の解決や社会状況の変化にも対応した協働のまちづくりを展開するため、各種講座を年8回実施し、市民活動支援センター利用者数を1,630人とする。				
P 計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	実施計画 ・相談業務 ・自治会結成に向けての支援	・市民活動団体や県内の市民活動における情報収集や調査研究 ・各種相談業務 ・協働に関する理解促進及び機械創出	・市民活動団体や県内の市民活動における情報収集や調査研究 ・各種相談業務 ・協働に関する理解促進及び機械創出	・市民活動団体や県内の市民活動における情報収集や調査研究 ・各種相談業務 ・協働に関する理解促進及び機械創出	・市民活動団体や県内の市民活動における情報収集や調査研究 ・各種相談業務 ・協働に関する理解促進及び機械創出
	活動指標 (目標) 各種講座の実施件数	各種講座の実施件数	各種講座の実施件数	各種講座の実施件数	各種講座の実施件数
	8回	8回	8回	8回	8回
	成果指標 (目標) 市民活動支援センター利用者数	市民活動支援センター利用者数 1470人	市民活動支援センター利用者数 1510人	市民活動支援センター利用者数 1550人	市民活動支援センター利用者数 1590人
D 実行	成果指標 (目標) 市民活動支援センター利用者数	市民活動支援センター利用者数 1470人	市民活動支援センター利用者数 1510人	市民活動支援センター利用者数 1550人	市民活動支援センター利用者数 1630人
	取組状況 ・市民活動団体等の活動に関する相談業務を行った。また、地域の活性化について、市民活動団体等と情報交換を行った。 ・地域活動や市民活動が活発になり、自治会結成につながるよう「まち活のヒント」などをSNS、広報誌、パンフレットなど多様な媒体を活用して情報発信を行った。 ・市民提案型まちづくり事業の運営及び推進を行った。	・市民活動団体等の活動に関する相談業務を行った。また、地域の活性化について、市民活動団体等と情報交換を行った。 ・地域活動や市民活動が活発になり、自治会結成につながるよう「まち活のヒント」などをSNS、広報誌、パンフレットなど多様な媒体を活用して情報発信を行った。 ・市民提案型まちづくり事業の運営及び推進を行った。	・本市の受託事業者である市民活動支援センター「まちテラス」が市民活動団体等の相談業務や県内他市町村の市民活動支援センターとの情報交換を行った。 ・地域活動や市民活動が活発になり、自治会結成につながるよう「まちかつのヒント」等をフェイスブック、インスタ、X、YouTube等のSNS、チラシなど多様な媒体を活用して情報発信を行った。 ・市民提案型まちづくり事業の運営及び推進を行った。	・市民活動団体等の相談業務や県内他市町村の市民活動支援センターとの情報交換、おきなわ市民活動支援会議において情報収集を行った。 ・地域活動や市民活動が活発になり、自治会結成につながるようSNSやチラシなど多様な媒体を活用して情報発信を行った。 ・市民提案型まちづくり事業の運営や採択団体のフォロー等を行った。	
	活動指標 (実績) 各種講座の実施件数	各種講座の実施件数 12回	各種講座の実施件数 0回	各種講座の実施件数 8回	各種講座の実施件数 16回
	成果指標 (実績) 市民活動支援センター利用者数	市民活動支援センター利用者数 1903人	市民活動支援センター利用者数 4610人	市民活動支援センター利用者数 3587人	市民活動支援センター利用者数 5221人
	効果額 0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	千円
C 評価	取組評価 A(計画通りまたは計画を上回って達成)	C(一部達成)	A(計画通りまたは計画を上回って達成)	A(計画通りまたは計画を上回って達成)	
	評価の理由 自治会結成のきっかけになるよう地域活動や市民活動への関心を高める取り組みと、「まち活のヒント」などの情報発信により、利用者数の増加につなげることができたため。	自治会結成につながるよう「まち活のヒント」等をSNSなど多様な媒体を活用して情報発信を行い、利用者数の増加につなげることができたが、コロナの影響等により各種講習会が開催できなかつたため。	地域の活性化につながるよう「まち活のヒント」等をSNSなど多様な媒体を活用して情報発信を行い、利用者数の増加につながることができた。 ・ブログへのアクセス数は年間145,344件あり、効果的な情報発信を行うことができた。	・地域の活性化につながるよう、SNSなど多様な媒体を活用して情報発信を行い、利用者数の増加につながることができた。 ・ブログへのアクセス数が78,762件あり、効果的な情報発信を行うことができた。	
A 改善	改善余地の検証 (次年度の取組改善事項) 市民活動団体や自治会の継続した取り組みを支援する体制づくりを行っていく。	・新型コロナの影響等で講習会が開催できなかつたが、現在は入場等の制限がなく開催できる状況のため、計画どおり開催できるよう努める。 ・新型コロナが再流行した場合、県の基準に基づき入場者数の制限等の予防策を徹底する。	・市民活動団体の継続した取り組みにつなげる支援体制づくりを行っていく。 ・更なる地域の活性化に向けて、県内外の優良事例の調査・研究を図る。	・自治会活性に向けて、市内の自治会イベントの効果的な情報発信の手法等について検討を行う。 ・更なる地域への活性化に向けて、県内外の優良事例等の情報収集・調査研究を図る。	
効果額の算出方法 R6					

## 第8次糸満市行政改革大綱実施計画(実行プラン) 評価シート

	No2							
基本方針	市民とともに進む協働のまちづくり			取りまとめ課	総務課(消防)			
推進項目	市民と行政及び市民間や団体間の連携			関係課				
取組項目	<b>消防団の活性化に向けた取組強化</b>			第5次糸満市総合計画における位置づけ	第3章 政策2			
現状・課題	消防団員が減少傾向にあるため、消防団員(機能別消防団員を含む)の確保及び消防団機能強化のための装備等の充実強化を図る必要がある。							
取組内容	市民(若年層)へ消防団の認知度を高め、消防団員(機能別消防団員を含む)の入団促進を図ることにより、消防団員の確保に努める。また、助成金等を活用し、装備等(火点標的、照明設備、発電機等)の充実強化に努める。							
取組目標	消防団員定数の確保及び装備等の充実強化を図る。							
P 計画	実施計画	令和3年度 ・消防団員の確保 ・助成金等申請	令和4年度 ・消防団員の確保 ・装備の整備	令和5年度 消防団員の確保	令和6年度 消防団員の確保	令和7年度 消防団員の確保		
	活動指標 (目標)	①消防団員入団促進広報 6回	消防団員入団促進広報 6回	消防団員入団促進広報 6回	消防団員入団促進広報 6回	消防団員入団促進広報 6回		
		②助成金等申請 1回						
	成果指標 (目標)	消防団員数 46人	①消防団員数 48人	消防団員数 50人	消防団員数 52人	消防団員数 55人		
			②標的、照明設備 各2本					
D 実行	取組状況	・地域広報誌に入団の募集広告及び不特定多数の人が集まる場所に入団促進ポスターの掲示を行った。 ・コミュニティ助成事業(消防団育成事業)の助成金を申請した。	・地域広報誌に入団の募集広告及び不特定多数の人が集まる場所に入団促進ポスターの掲示を行った。 ・コミュニティ助成事業を活用し消防団の訓練用資機材(火点2機、LED照明2機)購入した。	・地域広報誌及び糸満市のホームページに消防団員募集広告並びに多数の人が集まる場所に入団促進ポスターの掲示を行った。	・地域広報誌及び糸満市ホームページに消防団員募集広告並びに多数の人が集まる場所に入団促進ポスターの掲示を行った。			
	活動指標 (実績)	①消防団員入団促進広報 6回	消防団員入団促進広報 6回	消防団員入団促進広報 6回	消防団員入団促進広報 6回			
		②助成金等申請 1回						
	成果指標 (実績)	消防団員数 48人	①消防団員数 48人	消防団員数 47人	消防団員数 49人			
			②標的、照明設備 各2本					
C 評価	効果額	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	千円		
	取組評価	A(計画通りまたは計画を上回って達成)	C(一部達成)	C(一部達成)	C(一部達成)			
A 改善	評価の理由	①目標の消防団員数を上回ったため。 ②助成金の申請手続きを円滑に行えたため。	①消防団員数を増やすことができなかつたため。 ②助成金を活用し、訓練資機材を整備できたため。	・広報誌等を活用し消防団員の募集を行ったが、成果指標を達成することができなかつた。	・前年度比で2名増員となったが、目標には届かなかつたため。			
	改善余地の検証 (次年度の取組改善事項)	①女性消防団員を確保する。 ②特になし。	①市の広報等を活用し消防団員を募集する。 ②コミュニティ放送(FMタマン)を活用し、消防団員(機能別含む)の募集を検討する。	・市の広報誌等及びコミュニティ放送(FMタマン)を活用し、消防団員(機能別含む)の募集を行う。	市の広報等及びコミュニティ放送(FMタマン)を活用し、消防団員(機能別含む)の募集を行う。			
効果額の算出方法 R6								

## 第8次糸満市行政改革大綱実施計画(実行プラン) 評価シート

No3							
基本方針	市民とともに進む協働のまちづくり		取りまとめ課	市民生活環境課			
推進項目	市民と行政及び市民間や団体間の連携		関係課	行政経営課、政策推進課			
取組項目	<b>自主的地域づくりの奨励及び支援</b>		第5次糸満市総合計画における位置づけ	第6章 政策1			
現状・課題	市民、市民活動団体及び自治会などが、主体的・自主的に地域の課題に対して自らの力で解決に取り組める自主的な地域づくりが求められている。						
取組内容	広報紙やホームページ等を活用し、活動の紹介や各種補助金など地域課題の解決に取り組むために必要な情報を提供する。また、地域おこし協力隊を活用した地域活性化を支援する。						
取組目標	地域課題に対して主体的な取り組みを推進するため、広報紙等での情報提供の回数を増やし、自治会結成率を95%とする。						
P 計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
	実施計画 広報紙等を活用した各種補助金などの情報提供	・広報紙等を活用した各種補助金などの情報提供 ・地域おこし協力隊隊員の受入準備	・広報紙等を活用した各種補助金などの情報提供 ・地域おこし協力隊隊員による支援	・広報紙等を活用した各種補助金などの情報提供 ・市民活動支援センターとの連携による支援	・広報紙等を活用した各種補助金などの情報提供 ・市民活動支援センターとの連携による支援		
	活動指標 (目標) 広報紙等での情報提供の回数	広報紙等での情報提供の回数 3回	広報紙等での情報提供の回数 3回	広報紙等での情報提供の回数 7回	広報紙等での情報提供の回数 9回		
	成果指標 (目標) 自治会結成率	自治会結成率 95%	自治会結成率 95%	自治会結成率 95%	自治会結成率 95%		
	取組状況 広報紙等により市民提案型まちづくり事業補助金の紹介や採択団体の活動紹介を行った。 また、自治会と連携し、広報紙と合わせて自治会だよりを配布することにより、未加入世帯への働きかけができた。	市制50周年で、市民提案型まちづくり事業補助金の増額等を踏まえ、広報紙等により例年以上の採択団体募集の周知及び採択団体の活動報告を行う。 また、自治会と連携し、広報紙と合わせて自治会だよりを配布することにより、未加入世帯への働きかけができた。 地域活性化事業の補助率変更(1/2から2/3)の周知を行う。	・広報紙や自治連絡員会など市民提案型まちづくり事業補助金の紹介を行った。 ・自治連絡員会にて、自治会加入促進や各自治会のイベントや活動等のアンケート調査を行い、自治連絡員会にて集計結果を配布した。 ・未結成の自治会の住民に自治会結成に向けた情報交換を行った。	・広報誌や自治連絡員会など、市民提案型まちづくり事業補助金の紹介を行った。 ・地域活性化支援事業補助金の増額の周知を行い、地域における課題解決に向けた相談及び補助金の支給を行った。 ・自治会未結成の西崎3丁目東に対し、市民提案型まちづくり事業補助金を活用し、自治会結成に向けたイベントや周知活動等を行った。			
	活動指標 (実績) 広報紙等での情報提供の回数	広報紙等での情報提供の回数 3回	広報紙等での情報提供の回数 3回	広報紙等での情報提供の回数 3回	広報紙等での情報提供の回数 3回		
	成果指標 (実績) 自治会結成率	自治会結成率 94.4%	自治会結成率 94.4%	自治会結成率 92%	自治会結成率 92%		
	効果額 0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	千円		
	取組評価 B(計画通りではないが、概ね達成)	B(計画通りではないが、概ね達成)	C(一部達成)	C(一部達成)			
C 評価	評価の理由 新たな自治会の結成には至らなかったものの、自治会の加入促進に向けた取り組みができたため。	市制50周年事業の市民提案型まちづくり事業については、多くの活動紹介を行うことができたが、新たな自治会の結成には至らなかったが、自治会加入促進に向けた働きかけを行うことができたため。	・活動指標、成果指標ともに未達となつたが、自治会アンケートをとおして自治会の課題を把握することができた。 ・活動指標、成果指標ともに未達となつたが、地域活性化支援事業補助金の増額により、多種多様な相談を受けることで、自治会の問題解決が進んだ。				
A 改善	改善余地の検証 (次年度の取組改善事項) 市民活動や自治会の活動を広く周知する必要があり、地域おこし協力隊の導入準備を行う。	市民活動や自治会の活動を広く周知する必要があり、地域おこし協力隊の導入準備を行う。	・県内外の市町村の自治会加入率促進の情報等を収集し、各自治会へ加入率促進につながるチラシを作成し配布していく。	自治会への加入促進策として、各自治会イベントの効果的な情報発信の手法について検討を行う。			
効果額の算出方法 R6							

## 第8次糸満市行政改革大綱実施計画(実行プラン) 評価シート

No4							
基本方針	市民とともに進む協働のまちづくり		取りまとめ課	秘書防災課			
推進項目	市民と行政及び市民間や団体間の連携		関係課	消防本部			
取組項目	<b>自主防災組織の推進</b>		第5次糸満市総合計画における位置づけ	第3章 政策3			
現状・課題	災害時には共助を実践する自主防災組織の役割が重要であるが、地域における自主防災組織の結成にあたっては地域との危機意識のズレや担い手不足により結成が難しく、市内には12組織結成されているものの結成率は17%と低い状況にある。						
取組内容	自主防災組織の結成支援及び組織の充実を図るため、各種訓練等の支援を行う。						
取組目標	地域の防災力強化のため防災訓練等の活動支援を行い、令和7年度までに17の自主防災組織の結成を目指す。						
P 計画	実施計画	令和3年度 ・自主防災組織の結成支援 ・自主防災会の各種訓練等支援	令和4年度 ・自主防災組織の結成支援 ・自主防災会の各種訓練等支援	令和5年度 ・自主防災組織の結成支援 ・自主防災会の各種訓練等支援	令和6年度 ・自主防災組織の結成支援 ・自主防災会の各種訓練等支援		
	活動指標 (目標)	各種訓練等の開催 2回	各種訓練等の開催 2回	各種訓練等の開催 2回	各種訓練等の開催 2回		
	成果指標 (目標)	自主防災組織の新規結成 1組織	自主防災組織の新規結成 1組織	自主防災組織の新規結成 1組織	自主防災組織の新規結成 1組織		
	取組状況	・自主防災組織の結成支援のため、全ての自治連絡員が集まる会議にて、自主防災会の設立を促すための説明会を実施した。 ・市総合防災訓練と合同で、自主防災会の避難所開設訓練を実施した。合同訓練の実施前には、活動内容の調整など、適切に実施できるよう支援を行った。	・自主防災組織の結成支援として、結成意向はあるが進め方がわからないという自治体の意見を踏まえ、結成から活動までの一連の流れを補佐することで、新たに1組織の結成に繋がった。	・昨年度同様に、自主防災組織の結成支援として、結成の意向はあるが、事務手続き等の手順がわからないという自治会に対して、事務手続き上のサポートを行ったことで、新たに2組織の結成に繋がった。 ・各自主防災組織が主催する訓練が増えたことから、市との連携を確認するとともに、訓練のサポートを行った。	・自主防災組織の結成を促進するため、自治連絡員会議にて資料を用いて災害への備えに係る説明を行った。 ・市総合防災訓練において、自主防災組織が中心となった救出救護訓練及び炊き出し訓練を実施した。 ・地域における防災訓練の開催にあたり、職員を派遣するなど側面的な支援を行った。		
	活動指標 (実績)	各種訓練等の開催 2回	各種訓練等の開催 2回	各種訓練等の開催 4回	各種訓練等の開催 10回		
D 実行	成果指標 (実績)	自主防災組織の新規結成 0組織	自主防災組織の新規結成 1組織	自主防災組織の新規結成 2組織	自主防災組織の新規結成 0組織		
	効果額	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円		
	取組評価	C(一部達成)	A(計画通りまたは計画を上回って達成)	A(計画通りまたは計画を上回って達成)	C(一部達成)		
C 評価	評価の理由	令和3年3月2日に町端区が自主防災組織を立ち上げた後、10団体ほど結成を検討していることもあり、市の活動の効果が徐々に浸透しているため。	予定通り、1組織結成することができた。今後も継続して結成組織を増やしていく。	令和5年7月に阿波根、12月に武富が自主防災会を結成し、目標以上に結成することができたため。	自主防災組織の新規結成には至らなかったが、自治連絡員会議での説明や個別の相談対応など、複数の自治会から結成に向けた取組みが発現したため。		
	改善 A (次年度の取組 改善事項)	改善余地の 検証 (次年度の取組 改善事項)	地域での防災訓練に加えて防災講話を取り入れつつ、人が集まる仕組みを検討し、地域住民へ自主防災の重要性を周知したい。	地域における防災訓練の参加者を増やすための取り組みが必要と考える。	津波災害警戒区域に指定されている沿岸部の結成に力を入れる必要がある。  自治会の未結成地域(潮崎地区)をはじめ、災害のリスクを抱える地域を中心に結成を促進する必要がある。		
効果額の 算出方法		R6					

## 第8次糸満市行政改革大綱実施計画(実行プラン) 評価シート

No5	新規					
基本方針	市民とともに進む協働のまちづくり			取りまとめ課	行政経営課	
推進項目	透明性の高い行政運営の推進			関係課	関係各課	
取組項目	<b>事務事業評価書の市ホームページへの公開</b>			第5次糸満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2	
現状・課題	市で行った事業の目的、内容、実施状況、効果等を市民に分かりやすく公表することが必要である。そのため、事務事業評価書を市ホームページへ公開し、行政の説明責任と透明性を確保する必要がある。					
取組内容	事務事業評価書を外部有識者で構成する(仮称)効果検証委員会において検証し、市ホームページへ公開する。					
取組目標	事務事業評価書を市民へ公開し、令和4年度から行う市民意識調査の結果等を踏まえ、事務事業の見直しを行う。					
P 計画	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		・事務事業評価書の作成(選定事業のみ。以下同様)。 ・外部有識者による(仮称)効果検証委員会の開催。 ・市ホームページへの公開	・市民意識調査 ・事務事業の見直し ・事務事業評価書の作成 ・外部有識者による(仮称)効果検証委員会の開催 ・市ホームページへの公開	・市民意識調査 ・事務事業の見直し ・事務事業評価書の作成 ・外部有識者による(仮称)効果検証委員会の開催 ・市ホームページへの公開	・市民意識調査 ・事務事業の見直し ・事務事業評価書の作成 ・外部有識者による(仮称)効果検証委員会の開催 ・市ホームページへの公開	・市民意識調査 ・事務事業の見直し ・事務事業評価書の作成 ・外部有識者による(仮称)効果検証委員会の開催 ・市ホームページへの公開
	活動指標 (目標)	効果検証委員会の開催	①事務事業評価書の市ホームページへの公開 1回	①事務事業評価書の市ホームページへの公開 1回	①事務事業評価書の市ホームページへの公開 1回	①事務事業評価書の市ホームページへの公開 1回
			②市民意識調査の実施 1回	②市民意識調査の実施 1回	②市民意識調査の実施 1回	②市民意識調査の実施 1回
	成果指標 (目標)	見直し事業の選定(見直し自体は翌年度) 3件	事務事業の見直し 3件	事務事業の見直し 3件	事務事業の見直し 3件	事務事業の見直し 3件
	取組状況	・令和2年度の事務事業について、選定した60事業の評価書を作成した。 ・同評価書を外部有識者会議に示した。 ・同評価書を市ホームページに掲載した。	・令和3年度に実施した事務事業のうち、実施計画の対象事業(ローリング対象事業)の20事業について、事務事業評価書を作成した。 ・上記20事業のうち、2事業の見直しを行い、市ホームページで公開した。 ・政策マネジメントシートを基に、外部有識者会議で検証を行った。 ・PDCAサイクルの取り組みを市ホームページで公開した。	・2,000人を対象に市民意識調査を実施し、573人(28.65%)から回答を得た。 ・実施計画で25事業をローリング対象事業とし、事務事業の見直し(事務事業評価書の作成)に取り組んだ。 ・事務事業評価をはじめ、政策・施策評価を行い、これら一連の取り組みを総合計画・総合戦略のPDCAとして市ホームページで公開した。	・実施計画で49事業をローリング対象事業として選定し、事務事業の評価(評価書作成)に取り組んだ。 ・上記で評価した事務事業のうち、条件付き採択として改善・縮小等を行ったものは29事業あり、不採択として廃止等を行ったものは11事業であった。 ・事務事業評価の他、施策評価を行い、これら一連の取り組みを総合計画等のPDCAとして市ホームページで公開した。	
	活動指標 (実績)	効果検証委員会の開催	①事務事業評価書の市ホームページへの公開 1回	①事務事業評価書の市ホームページへの公開 1回	①事務事業評価書の市ホームページへの公開 1回	
			②市民意識調査の実施 1回	②市民意識調査の実施 1回	②市民意識調査の実施 0回	
	成果指標 (実績)	見直し事業の選定(見直し自体は翌年度) 0件	事務事業の見直し 2件	事務事業の見直し 5件	事務事業の見直し 8件	
	効果額	0 千円	500 千円	27043 千円	30681 千円	千円
C 評価	取組評価	B(計画通りではないが、概ね達成)	B(計画通りではないが、概ね達成)	A(計画通りまたは計画を上回って達成)	B(計画通りではないが、概ね達成)	
	評価の理由	外部有識者会議へ事務事業評価書を示せたものの、効果検証に係る協議等を行えなかつたため。	事務事業評価書の作成、事務事業の見直し、事務事業評価書の公開、外部有識者会議の開催、市民意識調査の実施を行い、活動指標、成果指標を概ね達成できたため。	活動指標(2件)の計画値は達成、成果指標(1件)の計画値は計画を上回って達成した。	活動指標(2件)の計画値1件を達成し、1件を取り組むことができなかった。成果指標(1件)は計画を上回って達成した。活動・成果指標の実績を総合してB評価とした。	
A 改善	改善余地の検証 (次年度の取組改善事項)	効果検証を行う事務事業を早期に選定し、担当課との事前協議を行う。その後、外部有識者会議に示し、意見等を踏まえて事業の見直しを行う。	総合計画・総合戦略のPDCAサイクルを推進する観点から、効果的な行政評価を行うため、会議運営の見直しや評価シートの改善を行う。	過年度から実施している事務事業について、見直しが必要なものがあると考えることから、ローリング対象事業として見直しを行う事務事業の数を増やし、併せて、査定を行う事務局体制の強化を図る。	・令和7年度に総計後期基本計画等を策定予定で、この過程で市民意識調査を実施する。 ・ローリング対象事業とする事務事業を拡大し、一層の見直しを行う。	
効果額の算出方法		R6	事務事業の見直しを行った8事業のうち、廃止は6事業(1糸満市保育士資格取得支援事業1,440千円、2地産地消食材提供事業5,188千円、3糸満ふるさと祭り推進事業18,000千円、4自治公民館連携推進事業240千円、5学習支援ボランティア事業450千円、6電子図書等購入事業1,688千円)、改善・縮小等は2事業(1平和の推進事業105千円、2敬老会・敬老祝金等支給事業3,570千円)があったことから、これを効果額とした。			

## 第8次糸満市行政改革大綱実施計画(実行プラン) 評価シート

No6					
基本方針	変化に柔軟に対応できる組織体制の構築と人材育成			取りまとめ課	水道部総務課
推進項目	機能的な組織・機構の構築			関係課	水道部工務課
取組項目	<b>農業集落排水事業と下水道事業の組織統合</b>			第5次糸満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2
現状・課題	農業集落排水事業における施設整備は、農林事業を所管する農村整備課で執務可能であるが、施設が供用開始することで必然的に公営企業会計での運用となるため、同会計で事業運用のある水道部へ組織統合を行い、健全な組織体制を図る必要がある。				
取組内容	下水道事業へ農業集落排水事業を統合するため、関係条例等の整備や関係課と組織統合に必要な調整を行うとともに、機構改革検討委員会への対応を図る。				
取組目標	農業集落排水事業を水道部へ移管し、下水道事業と組織及び会計事務を統合する。				
P 計画	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		機構改革検討委員会対応及び 関係課協議	・水道部へ農業集落排水事業 の移管 ・下水道事業との会計事務統合 に関する対応(令和5年4月1日 統合予定)	-	-
	活動指標 (目標)	組織統合に関する関係課調整	会計事務統合に関する関係課 調整	-	-
		適宜	適宜	-	-
	成果指標 (目標)	関係条例等の改正(業務移管 関係)	関係条例等の改正(会計統合 関係)	-	-
		1式	1式	-	-
D 実行	取組状況	令和4年度の組織体制について、 11月に開催された機構改革検討委 員会に、水道部と歩調を合わせた 意見提出を行った。		・事業移管については、関係課で相 互に調整を行い、適正に実施され た。 ・会計事務統合については、機構 改革で統合はされなかったが、類 似事業として下水道事業と連携を 図った。	
	活動指標 (実績)	組織統合に関する関係課調整	会計事務統合に関する関係課 調整	-	-
		5回	0回	-0	-
	成果指標 (実績)	関係条例等の改正(業務移管 関係)	関係条例等の改正(会計統合 関係)	-	-
		1式	1式	-	-
C 評価	効果額	0 千円	0 千円	- 千円	- 千円
	取組評価	A(計画通りまたは計画を上 回って達成)	B(計画通りではないが、概 ね達成)	-	-
	評価の理由	令和4年4月1日に実施される組織 機構見直しで、水道部へ組織統合 されることとなったため。	・農業集落排水事業について、水 道部への移管は達成できたが、下 水道事業との会計事務は統合でき なかつたため。	-	-
A 改善	改善余地の 検証 (次年度の取組 改善事項)	市長部局から水道部への組織移管 に伴う関係課調整を適切に行って いく。	(取組終了)	-	-
効果額の 算出方法		R6	-		

## 第8次糸満市行政改革大綱実施計画(実行プラン) 評価シート

No7					
基本方針	変化に柔軟に対応できる組織体制の構築と人材育成			取りまとめ課	総務課(消防)
推進項目	機能的な組織・機構の構築			関係課	秘書防災課、総務課
取組項目	<b>消防広域化の推進</b>			第5次糸満市総合計画における位置づけ	第3章 政策2
現状・課題	令和3年3月に沖縄県消防広域化推進計画が策定され、本計画で示された圏域(南部ブロック)での消防広域化の実現に向けて取り組む必要がある。				
取組内容	圏域(南部ブロック)での消防広域化の実現に向けて、関係機関と課題等の解決に努める。				
取組目標	圏域(南部ブロック)での消防広域化を実現し、消防力の強化を図る。				
P 計画	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		消防広域化等協議会立ち上げに向けた調査研究	消防広域化等協議会立ち上げ	協議会において消防広域化の実現に向けた課題等の検討	協議会において消防広域化の実現に向けた課題等の検討
	活動指標 (目標)	消防広域化等協議会立ち上げに向けた調査研究	消防広域化等協議会立ち上げに向けた検討会等	消防広域化等協議会	消防広域化等協議会
		2回	3回	2回	2回
	成果指標 (目標)	過去の経緯及び広域化等にかかる課題等の検証	消防広域化等協議会設置の方針の決定	各専門部会における広域化等の方向性の決定	各専門部会における広域化等の方向性の決定
		3回	1件	1件	1件
D 実行	取組状況	消防広域化等協議会の立ち上げに向けて、南部ブロックでの勉強会を開催した。		消防広域化等協議会の立ち上げに向けて、南部ブロックでの勉強会を開催した。	
		消防広域化等協議会の立ち上げに向けて、南部ブロックでの勉強会を開催した。		消防広域化等協議会の立ち上げに向けて、南部ブロックでの勉強会を開催した。	
	活動指標 (実績)	消防広域化等協議会立ち上げに向けた調査研究	消防広域化等協議会立ち上げに向けた検討会等	消防広域化等協議会	消防広域化等協議会
		3回	1回	0回	0回
	成果指標 (実績)	過去の経緯及び広域化等にかかる課題等の検証	消防広域化等協議会設置の方針の決定	各専門部会における広域化等の方向性の決定	各専門部会における広域化等の方向性の決定
		3回	1件	0件	0件
C 評価	効果額	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
	取組評価	C(一部達成)	C(一部達成)	C(一部達成)	C(一部達成)
A 改善	評価の理由	南部ブロックでの消防広域化等に向けて、過去の課題等の検証を行ったため。	南部ブロックでの消防広域化等に向けて、過去の課題等の検証を行ったため。	市町村の消防広域化に関する基本指針の改正前に、勉強会を開催することができた。	成果指標等は未達となつたが、南部ブロックの消防広域化に向けた勉強会を開催することができたため。
	改善余地の検証 (次年度の取組改善事項)	消防本部によって消防広域化に対する考え方方に相違があるため、消防力の充実強化に向けた意思統一を図る必要がある。	消防本部によって消防広域化に対する考え方方に相違があるため、消防力の充実強化に向けた意思統一を図る必要がある。	市町村の消防広域化に関する基本指針が改正されることから、改正内容の情報共有を図る。	消防本部によって消防広域化に対する考え方方に相違があるため、消防力の充実強化に向けた意思統一を図る必要がある。
効果額の算出方法 R6					

## 第8次糸満市行政改革大綱実施計画(実行プラン) 評価シート

No8	R4新規					
基本方針	変化に柔軟に対応できる組織体制の構築と人材育成			取りまとめ課	保育こども園課	
推進項目	機能的な組織・機構の構築			関係課	こども未来課	
取組項目	<b>市立認定こども園の再編</b>			第5次糸満市総合計画における位置づけ	第1章 政策1	
現状・課題	幼児期の教育・保育の質の向上及び保育教諭の確保のため、職員を集約するなど市立認定こども園の再編が必要となっている。これまでの取り組みとしては、令和元年度に「糸満市立認定こども園在り方計画」を策定し公私連携移行園を決定したが、急な決定により様々な意見があつたことから、検討委員会を立ち上げ再検証を行った。					
取組内容	令和6年4月の公私連携認定こども園への移行に向け、公募により運営事業者を決定し、協定及び公有財産貸付契約を締結後、公私連携法人の指定及び引継ぎを行う。					
取組目標	市立認定こども園を、5施設から2施設減の3施設に集約し、1施設あたりの職員増及び正規職員率の向上を図り、職員の負担軽減により教育・保育環境の向上を図る。					
P 計画	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
		-	・公私連携移行園の決定 ・公募による運営事業者の決定	・運営事業者との協議、協定締結 ・公有財産貸付及び備品譲渡契約締結 ・運営事業者の指定	公私連携認定こども園へ移行	
	活動指標 (目標)	-	公私連携移行園の決定	運営事業者と協定等の締結	市立認定こども園の移行	
		-	2施設	2者	2施設	
					-	
	成果指標 (目標)	-	運営事業者の決定	運営事業者の指定	市立認定こども園0歳児受入数 (4月1日現在)	
		-	2者	2者	6人	
					-	
D 実行	取組状況	-	・令和4年9月1日に西崎こども園及び兼城こども園を公私連携移行園とすることを決定した。 ・令和4年11月7日より運営事業者選定委員会による公募型プロポーザルを実施し、兼城こども園の運営事業者は決定したが、西崎こども園は当初の応募者が辞退したため年度内の決定には至らなかった。	【西崎こども園】 ・令和5年2月13日再公募開始 ・令和5年5月19日運営事業者決定 ・令和6年3月19日運営事業者指定 ・令和6年3月19日協定締結 ・令和6年3月19日行政財産賃貸借契約締結  【兼城こども園】 ・令和6年1月4日運営事業者指定 ・令和6年1月4日協定締結 ・令和6年1月4日行政財産賃貸借契約締結	【西崎こども園】 ・公私連携認定こども園(西崎どろんこ保育園)に移行。R6.4.1から園児の受入開始。 【兼城こども園】 ・公私連携認定こども園(兼城こども園)に移行。R6.4.1から園児の受入開始。 【市立認定こども園】 真壁こども園、喜屋武こども園にてR6.4.1から園児の受入開始。	-
	活動指標 (実績)	-	公私連携移行園の決定	運営事業者と協定等の締結	市立認定こども園の移行(公私連携認定こども園へ移行)	
		-	2施設	2者	2施設	
					-	
	成果指標 (実績)	-	運営事業者の決定	運営事業者の指定	市立認定こども園0歳児受入数 (4月1日現在)	
		--	1者	2者	5人	
					-	
	効果額	- 千円	0 千円	0 千円	0 千円	
C 評価	取組評価	-	B(計画通りではないが、概ね達成)	A(計画通りまたは計画を上回って達成)	A(計画通りまたは計画を上回って達成)	
	評価の理由	-	目標達成に向け、概ね計画通りに進めることができた。	計画通りに進め、活動指標・成果指標ともに達成できた。	4月1日時点では目標に届いていないが、6月1日には目標を達成しているため。	
A 改善	改善余地の検証 (次年度の取組改善事項)	-	再公募し、令和5年5月には西崎こども園の運営事業者を決定できる見込みである。	移行後の園運営がスムーズなものとなるよう取り組む。	利用定員の受け入れができるよう取り組む。	

効果額の算出方法	R6	
----------	----	--

## 第8次糸満市行政改革大綱実施計画(実行プラン) 評価シート

No9							
基本方針	変化に柔軟に対応できる組織体制の構築と人材育成		取りまとめ課	人事課			
推進項目	職員の定員管理及び給与制度・運用の適正化		関係課	関係各課			
取組項目	<b>定員適正化計画の策定及び会計年度任用職員・任期付職員の活用</b>		第5次糸満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2			
現状・課題	行政サービスの低下を招くことなく、高度化・多様化する市民ニーズや社会経済情勢の変化に伴う行政需要に柔軟に対応できるようにするため、適正業務量を把握したうえで職員の定員適正化計画を策定する必要がある。また、会計年度任用職員については、業務の繁忙期や仕事量及び緊急時等に応じて活用する必要がある。						
取組内容	①定員適正化計画の策定に係る委託業者の選定 ②業務量調査の実施(調査説明会実施、調査票の記入、ヒアリング、データ分析、報告書作成) ③定員適正化計画の策定(定員適正化計画作成、定員適正化計画報告)						
取組目標	計画的に適正な定員管理を行うことで、社会経済情勢の変化に対応し、住民のニーズに合わせた的確な行政サービスを提供する。						
P	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
		・定員適正化計画策定に向けた情報収集 ・会計年度任用職員の適正配置	・定員適正化計画の策定 ・会計年度任用職員の適正配置	-	-	-	
	活動指標 (目標)	他自治体の定員適正化計画の事例収集	業務量に関する報告書の作成	-	-	-	
		10市	1件	-	-	-	
	成果指標 (目標)	委託業者候補の選定	定員適正化計画の策定	-	-	-	
		2者以上	1件	-	-	-	
D	取組状況	・定員適正化計画に関する他自治体の事例を収集した。 ・委託業者候補の選定については、新型コロナウイルス対策等の業務実施により適正な業務量調査を行える時期ではないと判断し、次年度取り組む事項として見送った。	・業務量調査は年度内(R5.2)に終了できたが、同調査進捗の遅れにより、定員適正化計画は令和5年度に繰り越すことになった。	-	-	-	
				-	-	-	
	活動指標 (実績)	他自治体の定員適正化計画の事例収集	業務量に関する報告書の作成	-	-	-	
		10市	1件	-	-	-	
	成果指標 (実績)	委託業者候補の選定	定員適正化計画の策定	-	-	-	
		0者	0件	-	-	-	
C	効果額	0 千円	0 千円	- 千円	- 千円	- 千円	
	取組評価	C(一部達成)	B(計画通りではないが、概ね達成)	-	-	-	
C	評価の理由	他自治体の事例収集は行えたが、成果指標である委託業者候補の選定については、コロナ対策等により適正な業務量調査を行える時期ではないと判断し、令和4年度に見送ったため。	業務量調査の各課ヒアリング等の遅れにより定員適正化計画の策定が令和4年度内にできなかつたため。	-	-	-	
	改善A	改善余地の検証 (次年度の取組改善事項)	新型コロナウイルスの感染拡大状況を考慮した上で、令和4年6月頃までに委託業者候補の選定等を実施する。	令和5年5月までに策定し、職員及び外部に公表予定。同計画の推進のために各課との連携が必要。	-	-	

効果額の算出方法	R6	-
----------	----	---

## 第8次糸満市行政改革大綱実施計画(実行プラン) 評価シート

No10							
基本方針	変化に柔軟に対応できる組織体制の構築と人材育成		取りまとめ課	人事課			
推進項目	職員の定員管理及び給与制度・運用の適正化		関係課	財政課、教育総務課			
取組項目	<b>人件費の適正化</b>		第5次糸満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2			
現状・課題	①本市では55歳昇給停止を実施していないため、定年延長に伴いラスバイレス指数の上昇が懸念される。 ②地方公務員法で義務付けられた人事評価の処遇反映を、速やかに導入する必要がある。 ③上記2項目への対応に併せて、平成14年度から当分の間として継続している、特別職給料及び管理職手当の独自削減の見直しについて検討が必要である。						
取組内容	①定年延長に伴う60歳超職員の給料水準の適切な設定及び管理監督職勤務上限年齢による降任職員の給与を検討する。 ②人事評価の処遇反映に向けて、関係部署と調整を行う。 ③特別職給料及び管理職手当の独自削減の見直しについて検討する。 <b>【現在】市長:15%削減、副市長・教育長:10%削減　・管理職手当:25%削減</b>						
取組目標	機構改革、定員適正化、国の制度改正及び人事院勧告等に適切に対応し、人件費の適正な支給を図る。						
P 計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>人事委員会勧告に基づく給与・一時金の改定を含む給与制度の見直し検討</li> <li>管理職員の週休日等の勤務に対する管理職員特別勤務手当の創設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人事委員会勧告に基づく給与・一時金の改定を含む給与制度の見直し検討</li> <li>人事評価の処遇反映に係る例規整備</li> <li>定年延長に係る例規整備</li> <li>独自削減見直し検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人事委員会勧告に基づく給与・一時金の改定を含む給与制度の見直し検討</li> <li>人事評価の処遇反映の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人事委員会勧告に基づく給与・一時金の改定を含む給与制度の見直し検討</li> <li>人事評価の処遇反映の実施</li> </ul>		
	活動指標 (目標)	管理職員特別勤務手当創設に向けた情報収集・分析	人事評価の処遇反映に向けた関係部署(組合、財政課等)との調整	人事委員会勧告への対応に係る情報収集	人事委員会勧告への対応に係る情報収集		
		11件	1回以上	11件	11件		
	成果指標 (目標)	給与条例・規則の改正及び管理職特別勤務手当の支給	人事評価の処遇反映に係る例規整備	人事委員会勧告に基づく条例等改正及び人事評価の処遇反映の実施	人事委員会勧告に基づく条例等改正及び人事評価の処遇反映の実施		
		1件	1件	1回	1回		
D 実行	取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>人事委員会勧告に基づく一時金の改定について、沖縄県、県内10市及び南部地区給与・人事事務研究会構成団体の対応状況に関して情報収集し、それらを踏まえ改定の見送りを決定した。</li> <li>管理職員特別勤務手当の創設について、R3.9月議会で条例を改正するとともに、規則改正を実施し、R3.12月にR3.4月分に遡って支給した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人事委員会勧告に基づく給与・一時金の改定、調整額加算の原則廃止</li> <li>人事評価の処遇反映の実施</li> <li>定年延長に係る例規整備</li> <li>人事評価処遇反映に係る説明会の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人事委員会勧告に基づく給与・一時金の改定を会計年度任用職員も含めて実施した。</li> <li>人事評価の処遇反映を令和5年度に引き続き、勤勉手当において実施。昇給への処遇反映について検討を行ったが、生涯賃金に関わることから職員の習熟度を高める研修の実施やシステム導入等を行う必要があるとの判断になった。</li> <li>特別職給料、管理職手当の独自削減の廃止について検討を行ったが、本市の財政状況を鑑み、廃止を見送った。</li> </ul>			
	活動指標 (実績)	管理職員特別勤務手当創設に向けた情報収集・分析	人事評価の処遇反映に向けた関係部署(組合、財政課等)との調整	人事委員会勧告への対応に係る情報収集	人事委員会勧告への対応に係る情報収集		
		11件	6回	11件	11件		
	成果指標 (実績)	給与条例・規則の改正及び管理職特別勤務手当の支給	人事評価の処遇反映に係る例規整備	人事委員会勧告に基づく条例等改正及び人事評価の処遇反映の実施	人事委員会勧告に基づく条例等改正及び人事評価の処遇反映の実施		
C 評価	効果額	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円		
	取組評価	A(計画通りまたは計画を上回って達成)	B(計画通りではないが、概ね達成)	B(計画通りではないが、概ね達成)			
A 改善	評価の理由	計画通り給与条例等を改正し、管理職特別勤務手当の支給を実施できたため。	・調整加算の原則廃止や人事評価(上位)の処遇反映を実施できただため。	・人事委員会勧告に基づく給与・一時金の改定を実施し、人事評価(上位・下位)の勤勉手当への処遇反映を実施できただため。	・人事委員会勧告に基づく給与・一時金の改定を実施し、人事評価(上位・下位)の勤勉手当への処遇反映を実施できただため。		
	改善余地の検証 (次年度の取組改善事項)	諸手当の適正支給に向けて、管理職手当独自削減廃止や住居手当・派遣職員手当等の支給要件の見直し検討を行う必要がある。	・特別職給料、管理職手当の独自削減の廃止について検討を行う必要がある。	・人事評価の昇級への処遇反映の実施について検討を行う必要がある。 ・特別職給料、管理職手当の独自削減の廃止について検討を行う必要がある。	・人事評価の昇級への処遇反映の実施について人事評価制度の習熟度を考慮し行う必要がある。他市の状況や本市の財政状況を踏まえ、システム導入の検討が必要。 ・特別職給料、管理職手当の独自削減の廃止については財政状況を鑑み検討を行う必要がある。		
効果額の算出方法		R6					

## 第8次糸満市行政改革大綱実施計画(実行プラン) 評価シート

No11								
基本方針		変化に柔軟に対応できる組織体制の構築と人材育成		取りまとめ課	人事課			
推進項目		人材育成の推進		関係課	政策推進課			
取組項目		女性職員の管理職への登用		第5次糸満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2			
現状・課題		多様な意見・視点の反映等の観点からすると女性職員の管理職登用率を高める必要があるが、子育てと仕事の両立が難しく、女性職員が昇進意欲を持ちにくい状況となっている。						
取組内容		女性職員の活躍のための行動計画である「糸満市特定事業主行動計画」や人材育成基本方針に基づき、同計画に掲げる数値目標の実現に向けて取り組む。						
取組目標		①管理職に占める女性職員の割合を25.0%にする。 ②将来の人材育成を目的とした女性の教育訓練の受講割合を40.0%以上にする。						
計画 P	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
		人材育成基本方針を踏まえた計画的な職員研修の実施	人材育成基本方針を踏まえた計画的な職員研修の実施	人材育成基本方針を踏まえた計画的な職員研修の実施	人材育成基本方針を踏まえた計画的な職員研修の実施	人材育成基本方針を踏まえた計画的な職員研修の実施		
	活動指標（目標）	女性の教育訓練の受講割合	女性の教育訓練の受講割合	女性の教育訓練の受講割合	女性の教育訓練の受講割合	女性の教育訓練の受講割合		
		40%以上	40%以上	40%以上	40%以上	40%以上		
	成果指標（目標）	管理職に占める女性職員の割合	管理職に占める女性職員の割合	管理職に占める女性職員の割合	管理職に占める女性職員の割合	管理職に占める女性職員の割合		
		25%以上	17%	18%	20%	25%		
実行 D	取組状況	新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、研修をほとんど実施することができなかった。また、他団体が実施する研修についても相次いで研修中止となった。	・県内研修(職員研修センター)や市の独自研修は実施できたため受講者がいた。 ・県外研修に関しては新型コロナウイルスの影響を受けて研修自体がない状況だった。	・県内研修(職員研修センター)や市の独自研修に加え、県外研修に関しても、新型コロナウイルスの5類移行に伴い、開講する講座が増え、少しずつ受講者が増えている。	・県内研修(職員研修センター)や市の独自研修、県外研修に関し、前年よりも受講者が増加した。			
	活動指標（実績）	女性の教育訓練の受講割合	女性の教育訓練の受講割合	女性の教育訓練の受講割合	女性の教育訓練の受講割合			
		6.4%	18.35%	44.03%	48.95%			
	成果指標（実績）	管理職に占める女性職員の割合	管理職に占める女性職員の割合	管理職に占める女性職員の割合	管理職に占める女性職員の割合			
		16%	16.36%	17.85%	15.79%			
	効果額	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	千円		
評価 C	取組評価	D(ほとんど取り組むことができなかった)	C(一部達成)	B(計画通りではないが、概ね達成)	B(計画通りではないが、概ね達成)			
	評価の理由	新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、研修をほとんど実施することができなかつたため。	県内研修のみの実施だったため。	女性の教育訓練の受講割合及び成果指標である管理職に占める女性職員の目標割合を概ね達成できたため。	女性の教育訓練の受講割合は達成できたが、管理職に占める女性職員の目標割合には満たなかつた。			
改善 A	改善余地の検証（次年度の取組改善事項）	新型コロナウイルスの感染拡大に対応した研修実施の検討を行う必要がある。	新型コロナウイルスが収束しつつあり、研修が通常実施に戻っているため、受講率向上に向けて職員への周知を徹底する必要がある。	研修の開催がコロナ前と同様の規模になってきているので、女性の教育訓練の受講割合を高めるために、県の内外を問わず研修の情報について周知する必要がある。	職員全体に対し女性職員の割合は3割強程度であり、女性職員の管理職登用に関する指標を見直す必要がある。			
効果額の算出方法		R6						

## 第8次糸満市行政改革大綱実施計画(実行プラン) 評価シート

No12							
基本方針	変化に柔軟に対応できる組織体制の構築と人材育成		取りまとめ課	人事課			
推進項目	人材育成の推進		関係課	行政経営課			
取組項目	<b>人事評価制度の適正な運用</b>		第5次糸満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2			
現状・課題	①人事評価制度については職員に定着してきたが、地方公務員法で義務付けられた人事評価の処遇反映に至っていない状況にある。 ②所属ごとに評価のばらつきがあるため、評価基準の平準化を図る必要がある。						
取組内容	①人事評価制度設計の見直しを行い、評価結果を集計して、評価のばらつきの是正を図る。 ②人事評価の処遇反映について、組合及び職員への周知を図る。						
取組目標	①評価者研修を実施し、各評価者の評価基準の平準化を図る。 ②人事評価の処遇反映については、「昇給」、「勤勉手当」、「昇任・昇格」、「分限」の4つの項目を段階的に項目を分けて取り組んでいく。						
P  計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
	実施計画 ・人事評価制度の実施 ・人事評価の処遇反映実施に向けての調整	人事評価制度の実施 ・人事評価の処遇反映実施に向けての調整	人事評価制度の実施 ・人事評価の処遇反映実施	人事評価制度の実施 ・人事評価の処遇反映実施	人事評価制度の実施 ・人事評価の処遇反映実施		
	活動指標 (目標) 人事評価の処遇反映に向けた組合との調整会議 4回	人事評価の処遇反映に向けた組合との調整会議 1回以上	評価基準平準化に向けて、評価者研修の実施 1回	評価基準平準化に向けて、評価者研修の実施 1回	評価基準平準化に向けて、評価者研修の実施 1回		
	成果指標 (目標) 人事評価の処遇反映に関する段階的に取り組む項目の決定 1件以上	人事評価の処遇反映に係る例規整備 1件	公正性・納得性を確保し、人事評価結果を職員へ開示 2回	公正性・納得性を確保し、人事評価結果を職員へ開示 2回	公正性・納得性を確保し、人事評価結果を職員へ開示 2回		
	取組状況 ・評価シートの作成や期末面談等、処遇反映を除く部分の人事評価制度について実施した。 ・人事評価の処遇反映に向けて、組合との調整会議を実施し、今後の方向性や実施時期について、段階的に取り組む項目を決定した。	・令和4年度の上期・下期で人事評価を実施した。 ・人事評価の処遇反映に向けて、組合との調整会議を実施。その後、例規整備を行い、令和4年度上期の評価を12月末勤勉手当に反映させた。	・令和5年度上期において、評価基準平準化に向けて、評価者への研修を3回実施。 ・人事評価の結果は、期末手当通知において、勤勉手当への反映により通知している。	・新任係長向けに目標設定及び評価者訓練等の評価者研修を実施。 現評価者に対しては評価基準平準化の研修は実施できなかった。 ・人事評価の結果は、期末手当の明細書により、勤勉手当への反映を通知。			
	活動指標 (実績) 人事評価の処遇反映に向けた組合との調整会議 3回	人事評価の処遇反映に向けた組合との調整会議 3回	評価基準平準化に向けて、評価者研修の実施 3回	評価基準平準化に向けて、評価者研修の実施 2回			
	成果指標 (実績) 人事評価の処遇反映に関する段階的に取り組む項目の決定 2件	人事評価の処遇反映に係る例規整備 1件	公正性・納得性を確保し、人事評価結果を職員へ開示 2回	公正性・納得性を確保し、人事評価結果を職員へ開示 2回			
	効果額 0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	千円		
	取組評価 B(計画通りではないが、概ね達成)	B(計画通りではないが、概ね達成)	B(計画通りではないが、概ね達成)	B(計画通りではないが、概ね達成)			
C  評価	評価の理由 組合と十分な話し合いを実施し、方向性や実施スケジュール等を固めることができたため。	組合と十分な話し合いを実施し、12月の期末勤勉手当への反映(上位者のみ)が実施できた。	上期において、評価者向けの研修を実施した。また、期末勤勉手当に人事評価の結果を反映し、職員に通知した(上位者は上期から、下位者は下期から反映)。	現評価者に対しての研修は実施できなかったが、新任係長への研修は実施。 期末勤勉手当に人事評価の結果を反映し、期末手当明細にて通知した。			
	改善余地の検証 (次年度の取組改善事項) 人事評価の処遇反映実施に向けて、事務取扱要領の策定を行う。	下位者への処遇反映について検討が必要。	勤勉手当以外への処遇反映について検討が必要。	勤勉手当以外の処遇反映については、組合等と調整が必要。また、現評価者に対してでも平準化の研修を実施する必要あり。			
効果額の算出方法 R6							

## 第8次糸満市行政改革大綱実施計画(実行プラン) 評価シート

No13	新規				
基本方針	変化に柔軟に対応できる組織体制の構築と人材育成			取りまとめ課	人事課
推進項目	人材育成の推進			関係課	関係各課
取組項目	人材育成基本方針に基づく研修の実施			第5次糸満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2
現状・課題	糸満市人材育成基本方針に基づき職員研修を実施しているが、当該方針は平成16年3月の策定後、改訂が一度も行われていない状況である。そのため、さまざまな課題に気づき、環境の変化に対応できる市職員の育成に向けて、当該方針の見直しを行い、それにに基づく研修を実施する必要がある。				
取組内容	糸満市人材育成基本方針を見直し、計画的な職員研修を実施する。				
取組目標	市職員の育成に向けて、見直した糸満市人材育成基本方針に基づいた研修を実施し、当該研修を全職員が受講する。				
P 計画	実施計画	令和3年度 他自治体の人材育成基本方針 策定状況調査	令和4年度 ・人材育成基本方針の改訂 ・方針に基づく研修計画の作成	令和5年度 ・研修計画の周知および研修の実施 ・次年度研修計画の作成	令和6年度 人材育成基本方針の改定 ・方針に基づく研修計画の作成
	活動指標 (目標)	他自治体の情報収集・分析 10市	糸満市職員人材育成推進委員会の開催 3回	研修計画の周知 1件	糸満市職員人材育成推進委員会の開催 3回
	成果指標 (目標)	人材育成基本方針改訂のスケジュール作成 1件	人材育成基本方針の改訂 1件	職員研修履修率 100%	人材育成基本方針の改定 1件
	取組状況	新型コロナウイルス対策等の業務を最優先事項とし、人材育成基本方針策定業務については、次年度取り組む事項とした。	・業務量調査及び定員適正化計画を策定した後に、人材育成基本方針の改訂を行う予定であり、計画が令和4年度中に策定できなかつたことから、今年度は実施できなかつた。	・令和4年度に取り組むことができなかつた人材育成基本方針を改訂する予定であったが、令和5年12月に国の基本方針の改正があり、その内容を踏まえて改正する予定であったが、実施できなかつた。 (参考:改定前の基本方針を基にした職員研修履修率は45.43%)	業務繁忙により令和6年度に予定していた人材育成基本方針の改訂及び研修計画の作成に着手することができなかつたため、実施計画の見直しを行う。
	活動指標 (実績)	他自治体の情報収集・分析 0市	糸満市職員人材育成推進委員会の開催 0回	研修計画の周知 0件	糸満市職員人材育成推進委員会の開催 0回
	成果指標 (実績)	人材育成基本方針改訂のスケジュール作成 0件	人材育成基本方針の改訂 0件	職員研修履修率 0%	人材育成基本方針の改定 0件
	効果額	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
	取組評価	E(取り組むことができなかつた)	E(取り組むことができなかつた)	E(取り組むことができなかつた)	E(取り組むことができなかつた)
	評価の理由	担当職員がコロナワクチンプロジェクトチームに派遣となり、取り組みができなかつたため。	前段階である業務量調査及び定員適正化計画が令和4年度中に策定できなかつたことから今年度は実施できなかつた。	活動指標、成果指標ともに未達となつたため。	活動指標、成果指標ともに未達となつたため。
A 改善 (次年度の取組 改善事項)	改善余地の検証	社会情勢の変化に伴い職員を取り巻く状況も変わっており、時代に合った人材育成基本方針に改訂する。	令和5年5月に定員適正化計画を策定予定であり、それを受け人材育成基本方針の策定に取り組む。	糸満市定員適正化計画(R5.5月策定)及び国の人材育成・確保基本方針策定指針の内容を踏まえ、令和6年度に人材育成基本方針の改訂に取り組む。	人材育成基本方針の改訂に向けて、取組スケジュールの見直しを行う必要がある。
効果額の算出方法 R6					

## 第8次糸満市行政改革大綱実施計画(実行プラン) 評価シート

No14	新規				
基本方針	変化に柔軟に対応できる組織体制の構築と人材育成			取りまとめ課	人事課
推進項目	人材育成の推進			関係課	関係各課
取組項目	<b>働きやすい環境の整備</b>			第5次糸満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2
現状・課題	限られた人的資源を有効に活用し、質の高い行政サービスを提供していくためには、職員一人ひとりの意欲や能力向上が不可欠であることはもとより、職員が働きやすい環境を整備することが必要である。				
取組内容	働きやすい環境の整備に向け、職員の意識改革に必要な研修を実施するとともに、過重労働による健康被害防止対策、各種休暇制度の活用等を推進する。				
取組目標	働きやすい環境の整備を行い、職員のワークライフバランスの向上を図る。				
P 計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	実施計画	・他自治体の働きやすい環境の整備状況調査 ・研修案の検討 ・時間外勤務の管理徹底	・研修の実施 ・時間外勤務の管理徹底 ・各種休暇制度のハンドブック作成	・研修の実施 ・時間外勤務の管理徹底 ・各種休暇制度の周知	・研修の実施 ・時間外勤務の管理徹底 ・各種休暇制度の周知
	活動指標 (目標)	他自治体の情報収集・分析 10市	職員研修の実施 1回	職員研修の実施 1回	職員研修の実施 1回
	成果指標 (目標)	研修案の作成 1件	各種休暇制度のハンドブック作成 1件	年次有給休暇取得日数5日未満の職員割合 5%未満	年次有給休暇取得日数5日未満の職員割合 5%未満
	取組状況	・働きやすい環境の整備状況に関する他自治体の情報を収集した。 ・研修案については、新型コロナウイルスの感染拡大状況の見通しがたたないため、次年度の取組として見送った。 ・令和4年度の時間外勤務管理(所属長への助言等)の基礎資料とするため、各課・各個人ごとの在庁時間を集計した。	・働きやすい環境の整備の為には、管理者の意識を向上させる研修実施が必要だが、実施できなかつた。 ・時間外勤務が多い所属長への現状確認、助言を実施した。 ・各種休暇制度のハンドブック作成は未着手。	・管理職向けの研修など働きやすい環境整備のための研修が実施できなかつた。 ・時間外勤務が多い課及び年休取得が少ない職員の現状確認を行つた。	・働きやすい環境整備のための研修が実施できなかつた。 ・在庁時間が多い課や年休取得が少ない職員の現状確認を実施。
	活動指標 (実績)	他自治体の情報収集・分析 10市	職員研修の実施 0回	職員研修の実施 0回	職員研修の実施 0回
	成果指標 (実績)	研修案の作成 0件	各種休暇制度のハンドブック作成 0件	年次有給休暇取得日数5日未満の職員割合 4.3%	年次有給休暇取得日数5日未満の職員割合 3.35%
	効果額	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
	取組評価	C(一部達成)	D(ほとんど取り組むことができなかつた)	C(一部達成)	C(一部達成)
	評価の理由	新型コロナウイルスの感染拡大時における研修のあり方の見極めが必要であり、取り組みを次年度へ見送つたため。	・時間外勤務の管理は一部できたが不十分である。 ・研修の実施や各種休暇制度のハンドブック作成に着手できなかつた。	・活動指標は未達となつたが、成果指標を達成することができたため。	年次有給休暇取得日数割合は達成することができたが、働きやすい環境整備のための研修は実施できなかつたため。
A 改善 (次年度の取組改善事項)	改善余地の検証	全般的に業務量が増え、職員も疲弊してきていることから、時間外勤務管理等を徹底し、職員の健康維持に努めなければならない。	・業務量調査で確認できた内容を参考に各課と調整を行う必要がある。	・職員1人当たりの業務量が増加傾向にあるため、時間外勤務管理を徹底し、状況確認・助言が必要。	休職者や事業の増加に伴い業務量増となり、職員が疲弊している。業務の見直しや職員の適正配置等、各課において状況確認が必要。
	効果額の算出方法	R6			

## 第8次糸満市行政改革大綱実施計画(実行プラン) 評価シート

No15								
基本方針	持続可能な安定した財政基盤の確立			取りまとめ課	情報政策課			
推進項目	持続可能な安定した行政経営 ①行政のデジタル化の推進			関係課	関係各課			
取組項目	ICTの計画的な活用推進			第5次糸満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2			
現状・課題	コロナ禍への対応を通じて自治体におけるICT利活用(DX含む)の計画的推進の気運が高まっているものの、本市においてはDX推進体制が整っておらず、自治体DX推進計画等が未策定の状況にある。							
取組内容	自治体DX推進計画を策定し、計画的・組織横断的なICT利活用を実現していく。							
取組目標	計画的・組織横断的に取り組む具体的な仕組み(計画管理)と自治体DX推進計画を推進していく体制(組織)を確保する。							
計画 P	実施計画	令和3年度 ・DX推進体制の検討 ・情報政策部門の体制強化に向けた取組検討	令和4年度 DX推進計画の検討	令和5年度 DX推進計画の策定及び進捗管理	令和6年度 DX推進方針の進捗管理及び見直し	令和7年度 DX推進方針の進捗管理及び見直し		
	活動指標(目標)	DX推進体制案の作成 1件	DX推進計画策定手法の決定 1件	DX推進計画策定調査事業の実施 1件	取組事項の実施 4件	取組事項の実施 11件		
	成果指標(目標)	機構改革検討委員会へのDX推進体制案提出 1件	DX推進計画策定委員会の発足 1件	DX推進計画の策定 1件	取組事項の目標値到達割合 30%	取組事項の目標値別到達割合 100%		
	取組状況	・DX推進を実現するために、現体制の見直し及び新たな体制の検討を行った。 ・人員不足等の課題等の整理及び予算の増額・体制強化に向けて、関係部署と調整を図った。	・糸満市デジタル化推進本部(以下「推進本部」)を設置し、会議を開催した。 ・DX推進計画の策定は、民間委託せず、情報政策課(直接実施)が策定することで決定した。	・糸満市DX推進方針を策定した。 ・内容については、自治体DX推進計画【第2.2版】を参照とした。	・糸満市DX推進方針のうち、R7年度までに取り組む事項についてマイナンバーカードの普及促進・利用の推進、セキュリティ対策の徹底、テレワークの推進は目標達成した。			
	活動指標(実績)	DX推進体制案の作成 1件	DX推進計画策定手法の決定 1件	DX推進計画策定調査事業の実施 0件	取組事項の実施 3件			
	成果指標(実績)	機構改革検討委員会へのDX推進体制案提出 1件	糸満市デジタル化推進本部の設置 1件	DX推進計画の策定 1件	取組事項の目標値到達割合 54%			
	効果額	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	千円		
	取組評価	A(計画通りまたは計画を上回って達成)	A(計画通りまたは計画を上回って達成)	B(計画通りではないが、概ね達成)	B(計画通りではないが、概ね達成)			
	評価の理由	令和4年度の組織再編にむけて、DX推進のための人員増及び担当係の新設に取り組むことができたため。	デジタル化推進本部にて策定方法を検討し、内製化することに決定した。	当初予定していたDX推進計画の策定はできなかったが、糸満市DX推進方針を策定したため。	達成した取組事項の件数は目標値に届かないが、各取組事項の進捗率としては目標を上回った。			
改善 A	改善余地の検証(次年度の取組改善事項)	DXを推進していくため、引き続き適正な人員確保に向けた調整を図っていく。	国が推進する自治体DX、オープンデータ等の内容を把握し、県の推進計画を踏まえ、本市の計画を策定していく。	国の自治体DX推進計画が改定された場合、本方針の改定を検討し、必要であれば会議を経て改定を実施する。	デジタル原則を踏まえた規制の点検を推進するため、アナログ規制の見直しを進めていく。			
効果額の算出方法 R6								

## 第8次糸満市行政改革大綱実施計画(実行プラン) 評価シート

No16					
基本方針	持続可能な安定した財政基盤の確立			取りまとめ課	情報政策課
推進項目	持続可能な安定した行政経営 ①行政のデジタル化の推進			関係課	関係各課
取組項目	<b>電子申請システムの利用環境の活用促進検討</b>			第5次糸満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2
現状・課題	マイナンバーぴったりサービスの利用環境の活用促進が期待されているが、令和2年度現在、本市では児童手当の現況届のみの利活用にとどまっている。また、コロナ禍対応(対面抑制・来庁機会削減・手続き迅速化)として、電子申請システムの導入も期待されている。				
取組内容	マイナンバーぴったりサービスの利活用拡大に向けた各部署への理解促進を図るとともに、コロナ禍対応等のため、各部署における電子申請システムの導入検討支援や全庁的な利用に向けた検討を行う。				
取組目標	電子申請の導入促進により書面手続や窓口来庁者数を削減し、市民サービスの向上(感染予防対策含む)を実現していく。				
P 計画	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		・ぴったりサービスの府内周知 ・ワクチン接種システム導入支援	・ぴったりサービスの利用拡大に向けた検討 ・汎用型電子申請システムの導入検討	・各部署のぴったりサービス利用拡大への対応 ・汎用型電子申請システムの管理運用	・各部署のぴったりサービス利用拡大への対応 ・汎用型電子申請システムの管理運用
	活動指標 (目標)	汎用型電子申請システム導入支援の実施	汎用型電子申請システムの導入	電子申請システム活用支援(個別・一般)	システム利活用研修
		1件	1件	5件以上	1回
					1回
	成果指標 (目標)	汎用型電子申請システム導入支援を通じた課題整理	汎用型電子申請システムの活用実績	電子申請システムの活用実績	オンライン申請等
		1件	1件以上	60件以上	80件
					100件
D 実行	取組状況	・府内電子掲示板を活用し、ぴったりサービスの周知を図った。 ・初期は自主開発システムの構築、入力支援を行った。予約数の増加に伴い、市販システムの選定、導入・運用支援を行った。	・ぴったりサービスの利用拡大に向けた周知を行った。 ○汎用型電子申請システム「LoGoフォーム」の活用周知	・ぴったりサービス利用希望部署の相談・サポートを実施(消防本部) ・LoGoフォームの活用希望部署の相談・サポートを実施(消防本部、障害福祉課、給付金PT、人事課) ・職員採用試験のオンライン申込を実施	・LoGoフォームのオンライン合同研修の周知・開催。 ・ほか、LoGoフォームの活用希望部署の相談・サポートを7部署実施。
	活動指標 (実績)	汎用型電子申請システム導入支援の実施	汎用型電子申請システムの導入	電子申請システム活用支援(個別・一般)	システム利活用研修
		1件	1件	5件	1回
	成果指標 (実績)	汎用型電子申請システム導入支援を通じた課題整理	汎用型電子申請システムの活用実績	電子申請システムの活用実績	オンライン申請等
		1件	利用件数 53件 / 利用者数_延べ4,727人	64件	174件
	効果額	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
C 評価	取組評価	B(計画通りではないが、概ね達成)	A(計画通りまたは計画を上回って達成)	A(計画通りまたは計画を上回って達成)	A(計画通りまたは計画を上回って達成)
	評価の理由	ぴったりサービスの周知は、コロナ禍の影響や職員を派遣したことで十分ではなかった。一方汎用型電子申請システムの導入支援は計画通り達成した。	汎用型電子申請システムの活用実績が目標値を大きく上回ったため。	システムの活用実績が目標を達成しているため。	オンライン申請等の実績が目標を達成しているため。
A 改善	改善余地の検証 (次年度の取組改善事項)	DX推進と併せて、ぴったりサービスの周知を図っていく。	市民向けのオンライン届出を増やしていくために、職員向けの研修を実施していく。	イベント・講座の申込みやアンケートが多いため、手続等のオンライン申請が増やせるよう、研修や支援を引き続き実施していく。	引き続き電子申請システムの周知のため、研修回数の増を目指す。
効果額の算出方法		R6			

## 第8次糸満市行政改革大綱実施計画(実行プラン) 評価シート

No17					
基本方針	持続可能な安定した財政基盤の確立			取りまとめ課	情報政策課
推進項目	持続可能な安定した行政経営 ①行政のデジタル化の推進			関係課	関係各課
取組項目	<b>電子ファイル管理指針に基づく職員理解の向上</b>			第5次糸満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2
現状・課題	職員による電子ファイルの重複保存及び不要なデータ保存が氾濫し、ファイルサーバーのリソースを有効活用できていない状況にある。また、電子ファイル管理指針の職員理解がまだ浸透していないため、認知度及び理解度を高めていく必要がある。				
取組内容	電子ファイル管理指針に関する説明会の開催又は周知に取り組むとともに、重複保存データの多い部署における職員自身によるファイル整理の実施及び同整理の支援を行う。				
取組目標	すべての部署を対象として年1回程度、電子ファイル管理指針の周知を行うとともに、重複保存データの多い部署上位3部署への支援を行う。				
P 計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	実施計画 ・電子ファイル管理指針の正式決定 ・指針に基づくファイル整理環境の整備	指針に基づくファイルフォルダ等の整理支援	指針に基づくファイルフォルダ等の整理支援	指針に基づくファイルフォルダ等の整理支援	指針に基づくファイルフォルダ等の整理支援
	活動指標 (目標) 指針に基づくフォルダ整理率 100%	指針に基づくファイル等の命名・整理周知 2回以上	指針に基づくファイル等の命名・整理周知 2回以上	指針に基づくファイル等の命名・整理周知 2回以上	指針に基づくファイル等の命名・整理周知 2回以上
	成果指標 (目標) 指針に基づくフォルダ整理対応率 75%	指針に基づくファイル命名対応率 20%	指針に基づくファイル命名対応率 30%	指針に基づくファイル命名対応率 40%	指針に基づくファイル命名対応率 50%
	取組状況 ・電子ファイル管理指針を正式決定した。 ・電子ファイル管理指針に基づき府内電子市掲示板を通じて、職員にルールを周知し、ファイルサーバ移行に伴う保存環境を整備した。	・府内電子掲示板を通じ、指針に基づくファイル整理の周知を行った。	・府内電子掲示板を通じ、指針に基づくファイル整理の周知を行った。	・府内電子掲示板を通じ、指針に基づくファイル整理の周知を行った。	
	活動指標 (実績) 指針に基づくフォルダ整理率 100%	指針に基づくファイル等の命名・整理周知 1回	指針に基づくファイル等の命名・整理周知 1回	指針に基づくファイル等の命名・整理周知 1回	
	成果指標 (実績) 指針に基づくフォルダ整理対応率 100%	指針に基づくファイル命名対応率 100%	指針に基づくファイル命名対応率 100%	指針に基づくファイル命名対応率 100%	
	効果額 0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	千円
	取組評価 A(計画通りまたは計画を上回って達成)	A(計画通りまたは計画を上回って達成)	A(計画通りまたは計画を上回って達成)	A(計画通りまたは計画を上回って達成)	
	評価の理由 部署数と、ファイルサーバーに整理された原課単位のフォルダ数が一致し、整理・整頓が実現して計画を達成したため。	実施計画等のとおり目標できたため。	実施計画等のとおり目標を達成しているため。	実施計画等のとおり目標を達成しているため。	
C 改善 A	改善余地の検証 (次年度の取組改善事項) 各課へファイル保存状況を定期的に提供することで、整理整頓の常態化を促す。	ファイルへのアクセス性を高めるため、保存先フォルダが3階層以上にならないような命名設定を検討する必要がある。	本来の目的である同じ部署での「重複ファイルの削減」に向けて、引き続き取り組んでいく。	本来の目的である同じ部署での「重複ファイルの削減」に向けて、引き続き取り組んでいく。	
	効果額の算出方法 R6				

## 第8次糸満市行政改革大綱実施計画(実行プラン) 評価シート

No18										
基本方針	持続可能な安定した財政基盤の確立		取りまとめ課	情報政策課						
推進項目	持続可能な安定した行政経営 ①行政のデジタル化の推進		関係課	関係各課						
取組項目	<b>個人情報の取扱強化及び適正な管理の対応並びにセキュリティシステムの強化</b>		第5次糸満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2						
現状・課題	クラウドサービスの進展により、個人情報を安易に同サービスへ保存してしまうリスクが高まっているものの、同サービスに情報を保存する仕組み自体の理解が十分でない職員が一定数存在している。また、ネットワーク分離にかかるセキュリティシステムが老朽化等しており、機能面を含めた刷新が求められている。									
取組内容	①職員に対し個人情報の取り扱いに関する定期的な注意喚起を実施する。 ②適正な管理対応に向けた情報セキュリティ点検又は情報セキュリティ監査等を実施する。 ③セキュリティシステムの老朽化解消及びインターネット利用環境の利便性向上に向けて自治体情報セキュリティ強靭性向上基盤を更新する。									
取組目標	①職員の個人情報の取り扱いに対する理解度を向上させる。 ②外部機関による情報セキュリティ監査の実施に向けた検討を行う。 ③新たな方式等による自治体情報セキュリティ強靭性向上基盤を導入(更新)する。									
P 計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度					
	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報セキュリティ啓発</li> <li>・強靭化基盤更新に向けた検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報セキュリティ啓発</li> <li>・情報セキュリティ点検の実施</li> <li>・強靭化基盤更新、沖縄県セキュリティクラウドに対応した環境保守運用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報セキュリティ啓発</li> <li>・情報セキュリティ点検の実施</li> <li>・情報セキュリティ監査の在り方検討</li> <li>・沖縄県セキュリティクラウドに対応した環境保守運用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報セキュリティ啓発</li> <li>・情報セキュリティ点検の実施</li> <li>・情報セキュリティ監査の在り方検討</li> <li>・沖縄県セキュリティクラウドに対応した環境保守運用</li> </ul>					
	活動指標 (目標)	情報セキュリティ周知	情報セキュリティ周知	情報セキュリティ周知	情報セキュリティ研修					
		3回	3回	3回	2回					
	成果指標 (目標)	不審メール対応訓練での報告率	不審メール対応訓練での報告率	不審メール対応訓練での報告率	重大なセキュリティ事故件数					
		75%	75%	75%	0件					
D 実行	取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループウェア等の府内基盤を利用して、適宜職員に対して情報セキュリティの周知を図った。</li> <li>また、不審メール対応訓練を計画的に実施した。</li> <li>・インターネット接続に掛かるセキュリティシステムの更新に向けて研究を重ねた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新採用職員に情報セキュリティ研修を実施した。</li> <li>・府内グループウェア等で情報セキュリティの周知を行った。</li> <li>・セキュリティを強化するため基盤を更新した。</li> <li>・セキュリティ研修への参加(情報政策課職員)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新採用職員に対し、情報セキュリティ対策を実施した。</li> <li>・他自治体にて情報セキュリティに関する事件が発生した場合、注意喚起を実施した。</li> <li>・サイバーセキュリティ研修への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新採用職員に対し、情報セキュリティ研修を実施した。</li> <li>・マイナンバー制度事務に係る職員に対し、情報セキュリティ研修を実施した。</li> <li>・部課長級に対し、管理者向け情報セキュリティ研修を実施した。</li> <li>・情報システム担当者向け外部研修に参加した。</li> </ul>					
	活動指標 (実績)	情報セキュリティ周知	情報セキュリティ周知	情報セキュリティ周知	情報セキュリティ研修					
		3回	3回	3回	4回					
	成果指標 (実績)	不審メール対応訓練での報告率	不審メール対応訓練での報告率	不審メール対応訓練での報告率	重大なセキュリティ事故件数					
		4%	未実施	未実施	0件					
C 評価	効果額	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円					
	取組評価	C(一部達成)	C(一部達成)	C(一部達成)	A(計画通りまたは計画を上回って達成)					
A 改善	評価の理由	情報セキュリティ周知については対応できたものの、訓練の結果が目標を著しく下回ったため。	他のセキュリティ関係の整備を優先的に進める必要があつたため、不信メール対応訓練が実施できなかつた。	不審メール対応訓練以外の業務は実施しているため。	情報セキュリティ周知の為に各職員向け研修を実施し、また情報システム職員の知識のアップデートのための研修を受講した。					
	改善余地の検証 (次年度の取組改善事項)	訓練方法を見直すほか、取り組みを継続し、職員の更なる意識向上を図る。	不審メール対応訓練について、次年度以降、継続的に実施できるよう訓練方法等の見直しを行う。	不審対応メール訓練については、本課職員の負担が大きいため、実施方法を再検討する。	外部研修が一部有料化するため、その予算措置を検討する。					
効果額の算出方法		R6								

## 第8次糸満市行政改革大綱実施計画(実行プラン) 評価シート

No19	新規				
基本方針	持続可能な安定した財政基盤の確立			取りまとめ課	情報政策課
推進項目	持続可能な安定した行政経営 ①行政のデジタル化の推進			関係課	関係各課
取組項目	<b>標準化対応及びクラウド型への移行推進</b>			第5次糸満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2
現状・課題	国においては災害対策及びコスト削減のため自治体クラウド(共同型)を推進しているが、本市の現行システムはオンプレミス型(自府設置)でクラウド型へ移行できていない状況にある。そのため、次期システム(R6稼働開始)において、共同クラウド型への移行を目指す必要がある。				
取組内容	自治体クラウドの対象とされる主に基幹系システムの更改に併せてクラウド型へ移行するとともに、庁内利用部署の理解の下、国が進める中間標準レイアウトに対応したシステムを採用し、自治体クラウドを実現していく。				
取組目標	クラウド型システムの導入と併せて国が進める標準化システムへの対応を図り、今後も増大していくシステムコストの効率化(全体最適化)を実現する。				
P 計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	実施計画 ・自治体クラウド検討会議の開催	・自治体クラウド・標準化対応検討会議の開催	・自治体クラウド・標準化対応検討会議の開催 ・クラウド型標準化対応システムの選定 ・現行基幹系システムの一次クラウド移行準備	・自治体クラウド・標準化対応検討会議の開催 ・クラウド型標準化対応システムの導入・移行 ・現行基幹系システムのクラウド運用	・自治体クラウド・標準化対応検討会議の開催 ・クラウド型標準化対応システムの稼働開始・運用
	活動指標 (目標) 自治体クラウド検討会議の開催 3回	自治体クラウド・標準化対応検討会議の開催 2回	糸満市デジタル化推進本部会議の開催 1回以上	自治体標準化システム・要件定義会議 20回	標準化システム研修 1回以上
	成果指標 (目標) クラウド化スケジュール案の決定 1件	クラウド化・標準化対応スケジュールの決定 1件	クラウド型標準化対応システム仕様要件の決定 1式	ガバメントクラウド進捗率 40%	ガバメントクラウド進捗率 100%
	取組状況 ・自治体クラウド検討会議において、自治体クラウド共同体候補について検討した。 ・調達方法はプロポーザル型公募に決定した。 ・最終的なクラウド化スケジュール案を、情報化推進委員会で決定した。(R5公募、R6データ移行、R7本稼働)	・自治体標準化の選定等については、新たに設置した「糸満市デジタル化推進本部(以下「推進本部」)」で審議することにした。 ・推進本部の会議にて、自治体標準化の選定方法を公募型プロポーザルで実施することが決定した。	・公募型プロポーザルを実施し、事業者を選定し、契約締結した。	・自治体標準化システム・要件定義会議を開催した。 ・クラウド型標準化対応システム仕様要件を決定した。	
	活動指標 (実績) 自治体クラウド検討会議の開催 1回	糸満市デジタル化推進本部会議の開催 1回	糸満市デジタル化推進本部会議の開催 3回	自治体標準化システム・要件定義会議 20回以上	
	成果指標 (実績) クラウド化スケジュール案の決定 1件	クラウド化・標準化対応スケジュールの決定 1件	クラウド型標準化対応システム仕様要件の決定 1式	ガバメントクラウド進捗率 40%	
	効果額 0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	千円
	取組評価 A(計画通りまたは計画を上回って達成)	A(計画通りまたは計画を上回って達成)	A(計画通りまたは計画を上回って達成)	A(計画通りまたは計画を上回って達成)	
	評価の理由 事業者との調整が難航し、会議開催は実現できなかつたが、内部調整に尽力し、自治体クラウドのスケジュール案を確定できたため。(大幅に経費削減される見込み)	クラウド化・標準化対応スケジュールの他、公募方法を決定することができたため。	事業者を選定し、標準化システムに対応する体制を整えたため。	各業務システムごとに要件定義会議を開催し、それぞれの業務担当から承認を得られたため。	
C 改善 A	改善余地の検証 (次年度の取組改善事項) 国との動向を注視し、今回と同様柔軟な対応を図っていく。	国が示す標準化仕様書に対応できるよう仕様書を作成する。	国が示す標準化仕様書に対応できるよう事業者と調整を続けていく。	国が示す標準化仕様書に対応できるよう事業者と調整を続けていく。	
	効果額の算出方法 R6				

## 第8次糸満市行政改革大綱実施計画(実行プラン) 評価シート

No20								
基本方針	持続可能な安定した財政基盤の確立			取りまとめ課	財政課			
推進項目	持続可能な安定した行政経営 ②効率的かつ効果的な行政経営			関係課	関係各課			
取組項目	<b>契約に関する諸規程の見直し</b>			第5次糸満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2			
現状・課題	各課の判断による様式で契約に関する事務処理を行っているところがあるため、様式を統一化することで業務処理の迅速化を図る必要がある。また、検査の適正な履行を確保するため、工事検査規程の改正を行う必要がある。							
取組内容	業務の迅速な対応を図るため、糸満市契約規則及び糸満市工事検査規程等の改正を行う。また、工事監理業務契約約款の策定や委託業務検査規程の制定を行う。							
取組目標	委託業務の契約様式の見直しや検査に関する規程の改正等を行うことにより、工事・委託業務の効率化及び負担軽減を図る。							
P 計画	実施計画	令和3年度 沖縄県の動向や様式(委託業務)等の情報収集・分析、見直し及び統一化	令和4年度 沖縄県の動向や様式(工事)等の情報収集・分析、見直し及び統一化	令和5年度 沖縄県の動向や契約約款等の情報収集、改正	令和6年度 他市町村の動向や要領等の情報収集、規定の改正	令和7年度 他市町村の動向や要領等の情報収集、規定の制定		
	活動指標 (目標)	沖縄県の事例収集・分析 1自治体	沖縄県の事例収集・分析 1自治体	沖縄県の事例収集・分析 1自治体	県内他市の事例収集・分析 10市	県内他市の事例収集・分析 10市		
	成果指標 (目標)	様式集(委託業務契約)の策定 1件	様式集(工事契約)の策定 1件	工事監理業務の契約約款の策定 1式	工事検査規程の改正 1件	委託検査規程の制定 1件		
	取組状況	沖縄県の契約事務の実施状況及び要綱等の情報収集を行い、様式等の見直し及び統一化を検討した結果、県の様式と市の様式では相違があり、他市の様式も参考にする必要が生じたため、他自治体の改正状況の把握も行った。	沖縄県の契約事務の実施状況及び要綱等の情報収集を行い、様式等の見直し及び統一化を検討した結果、県の様式と市の様式では相違があり、他市の様式も参考にする必要が生じたため、他自治体の改正状況の把握も行った。また電子契約についても今後本市において導入が可能か事業者から概要説明を受けた。	・沖縄県の契約事務の実施状況及び要綱等の情報収集を行った。 ・令和5年度に策定予定であった委託業務契約及び工事契約の様式集を見直し、統一化を図った。	・令和3、4年度に策定予定であった委託業務契約及び工事契約の様式集を策定するにあたり、他課の意見聴取を行い様式の修正・見直しを行った。			
	活動指標 (実績)	沖縄県の事例収集・分析 1自治体	沖縄県の事例収集・分析 1自治体	沖縄県の事例収集・分析 1自治体	県内他市の事例収集・分析 0市			
	成果指標 (実績)	様式集(委託業務契約)の策定 0件	様式集(工事契約)の策定 0件	工事監理業務の契約約款の策定 0式	工事検査規程の改正 0件			
	効果額	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	千円		
	取組評価	D(ほとんど取り組むことができなかった)	D(ほとんど取り組むことができなかった)	D(ほとんど取り組むことができなかった)	D(ほとんど取り組むことができなかった)			
	評価の理由	沖縄県の様式を参考に改正した場合、現在の契約事務に混乱を来たすおそれがあつたため。	沖縄県や他市の様式を参考に改正した場合、現在の契約事務に混乱を来たすおそれがあつたため。	成果指標は未達となったが、沖縄県や他市の様式を参考に、変更様式(案)を作成した。	活動指標、成果指標ともに未達となつたが、様式集の策定に向けて他課への意見聴取等を行い、様式集(案)を修正した。			
A 改善 A	改善余地の 検証 (次年度の取組 改善事項)	他市の改正状況を踏まえつつ、市独自の改正も視野に入れて、法規担当と協議を行っていく。	他市の資料を参考に市独自の改正も視野に入れ、法規担当との協議のうえ、令和5年度に様式集(委託業務契約、工事契約)を策定する方向で取り組む。	令和6年度は、今年度未達となった工事監理業務の契約約款の策定に向けて取り組むとともに、関係課から様式変更(案)について、意見徴収を行い、様式変更を含めた契約規則・検査規程の改正を進める。	令和7年度は、昨年度未達となつた工事委託様式の改定を及び契約規則等の改正に取り組んでいく。			
効果額の 算出方法		R6						

## 第8次糸満市行政改革大綱実施計画(実行プラン) 評価シート

No21								
基本方針	持続可能な安定した財政基盤の確立			取りまとめ課	財政課			
推進項目	持続可能な安定した行政経営 ②効率的かつ効果的な行政経営			関係課	関係各課			
取組項目	<b>条件付き一般競争入札の導入</b>			第5次糸満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2			
現状・課題	落札率の高止まりを防止するため、条件付き一般競争入札を導入することで入札の透明性、競争性及び効率性の確保を図る必要がある。							
取組内容	条件付き一般競争入札に係る要綱を制定し、当該入札を円滑に実施する。							
取組目標	入札の透明性、競争性及び効率性(落札価格の低減等)を確保する。							
P 計画	実施計画	令和3年度 他自治体の動向や要綱等の情報収集・分析	令和4年度 一般競争入札に係る経費の情報収集・分析	令和5年度 条件付き一般競争入札に係る要綱の制定	令和6年度 条件付き一般競争入札の実施	令和7年度 条件付き一般競争入札の実施		
	活動指標 (目標)	他自治体の事例(要綱等)収集・分析 2自治体	一般競争入札を進めるなかでの経費の把握 3自治体	条件付き一般競争入札要綱(案)の修正 1件	条件付き一般競争入札対象工事の選定 2件	条件付き一般競争入札対象工事の選定 2件		
	成果指標 (目標)	条件付き一般競争入札要綱(案)の制定 1件	一般競争入札導入に関わる経費の算出 1件	条件付き一般競争入札要綱の制定 1件	条件付き一般競争入札の実施 2件	条件付き一般競争入札の実施 2件		
	取組状況	他自治体の要綱制定状況や内容を確認したところ、現在糸満市が実施している入札方法(指名審査会の審査を経て指名業者を選定する方法)を見直す必要があることが判明した。	条件付き一般競争入札要綱の素案を作成したが、一般競争導入に関する経費について、他自治体への調査を実施することができなかった。	前年度に作成した条件付き一般競争入札(案)の内容を踏まえ、糸満市制限付一般競争入札実行要綱(案)を作成した。	関係課調整、関係団体調整に着手できておらず、制限付き一般競争入札実行要綱を制定することができなかった。			
	活動指標 (実績)	他自治体の事例(要綱等)収集・分析 1自治体	一般競争入札を進めるなかでの経費の把握 0自治体	条件付き一般競争入札要綱(案)の修正 0件	条件付き一般競争入札対象工事の選定 0件			
	成果指標 (実績)	条件付き一般競争入札要綱(案)の制定 0件	一般競争入札導入に関わる経費の算出 0件	条件付き一般競争入札要綱の制定 0件	条件付き一般競争入札の実施 0件			
	効果額	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	千円		
	取組評価	D(ほとんど取り組むことができなかった)	E(取り組むことができなかつた)	D(ほとんど取り組むことができなかつた)	E(取り組むことができなかつた)			
	評価の理由	要綱(案)制定の前に、現在実施している入札方法を見直す必要があり、指名審査会との協議を優先的に行う必要があったもののそれができなかつたため。	条件付き一般競争入札要綱(案)を作成したが、事前審査に要する作業時間を推計できなかつたことから、一般競争入札制度導入に関わる経費を算出することができなかつた。	・令和4年度に未達となつた、一般競争入札制度導入に関わる経費は算出することができなかつたが、糸満市制限付一般競争入札実行要綱(案)を作成することができた。	・制限付き一般競争入札実行要綱を制定できず、活動指標、成果指標ともに未達となつたため。			
A 改善 (次年度の取組改善事項)	改善余地の検証 (次年度の取組改善事項)	指名審査会との協議を先行して行った後、要綱(案)を作成し、同審査会での同意を得る。	目標未達となつた令和3~4年度の成果指標について再検証し、令和5年度に達成できるよう取り組む。	目標未達となつた令和4~5年度の成果指標について再検証し、令和6年度に達成できるよう取り組む。	目標未達となつた令和4~6年度の成果指標について再検証し、令和7年度に達成できるよう取り組む。			
効果額の算出方法 R6								

## 第8次糸満市行政改革大綱実施計画(実行プラン) 評価シート

No22						
基本方針	持続可能な安定した財政基盤の確立		取りまとめ課	財政課		
推進項目	持続可能な安定した行政経営 ②効率的かつ効果的な行政経営		関係課			
取組項目	<b>財政調整基金、減債基金及び公共施設整備基金の積立ルール策定</b>		第5次糸満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2		
現状・課題	厳しい財政状況にあることから、将来にわたり持続可能な財政運営を図るため、財政調整基金、減債基金及び公共施設整備基金(以下、「主要基金」という。)の積立ルールを策定する必要がある。					
取組内容	持続可能な安定した財政基盤の確立のため、主要基金の積立ルールを策定し、当該ルールに基づいた基金の管理を行う。					
取組目標	積立ルールを策定し、当該ルールに基づく管理計画に沿った主要基金の積み立てを行い、持続可能な安定した財政基盤を確立する。					
P 計画	実施計画	令和3年度 主要基金管理計画の策定	令和4年度 ・主要基金の積立ルール策定 ・主要基金管理計画の策定	令和5年度 積立ルールに基づく主要基金管理計画の策定	令和6年度 積立ルールに基づく主要基金管理計画の策定	令和7年度 積立ルールに基づく主要基金管理計画の策定
	活動指標 (目標)	主要基金管理計画の策定 1件	①主要基金の積立ルール策定 1件	積立ルールに基づく主要基金管理計画の策定 1件	積立ルールに基づく主要基金管理計画の策定 1件	積立ルールに基づく主要基金管理計画の策定 1件
	成果指標 (目標)	主要基金の積立 財調4億円、減債0円、公共0円	主要基金の積立 財調4億円	主要基金の積立 財調3億円、減債0.5億円、公共1.6億円	主要基金の積立 財調1.6億円、減債0.4億円、公共1.4億円	主要基金の積立 財調1.6億円、減債0.4億円、公共1.4億円
	取組状況	主要基金管理計画を策定し、各基金の積立て、取崩しを計画的に実施した。	①主要基金積立ルールの策定には取り組めなかった。 ②主要基金管理計画を策定し、各基金の積み立て、取り崩しを計画的に実施した。	・R5.7月に積立ルール及び基金管理計画を包含した基金積立方針を作成 ①財政調整基金：標準財政規模の12%～15%を維持することを目指し、毎年度約1億6千万円積み増す。 ②公共施設整備基金：10億円を目標に積み増すこととし、市有地売却料、決算剰余金の一部等を積み立てること。 ③減債基金：上記2基金の目標達成状況をみて積み立てを検討する。 ・財政計画(R6.3月策定)においては、令和10年度までに財政調整基金は3億円、公共施設整備基金は7億円、減債基金は2億円の積み増しを計画している。	■基金積立方針をもとに取り組んだ。 ①財政調整基金：4.5億円を積み増すことができた。 ②公共施設整備基金：3.5億円を積み増すことができた。 ③減債基金：0.7億円を積み増すことができた。 ■財政計画(R7.2月策定)においては、令和11年度までに財政調整基金は8億円、公共施設整備基金は8億円、減債基金は2億円の積み増しを計画している。	
	活動指標 (実績)	主要基金管理計画の策定 1件	①主要基金の積立ルール策定 0件	積立ルールに基づく主要基金管理計画の策定 1件	積立ルールに基づく主要基金管理計画の策定 1件	
	成果指標 (実績)	主要基金の積立 財調積立4.5億円、減債積立1.9億円、公共積立0円	主要基金の積立 財調4.5億円、減債0円、公共3億円	主要基金の積立 財調2.5億円、減債0.5億円、公共0円	主要基金の積立 財調4.5億円、減債0.7億円、公共3.5億円	
	効果額	55713 千円	80073 千円	-899269 千円	-626372 千円	千円
	取組評価	B(計画通りではないが、概ね達成)	C(一部達成)	D(ほとんど取り組むことができなかつた)	D(ほとんど取り組むことができなかつた)	
	評価の理由	基金の積立・取崩が計画値(R2年度時点)と乖離したが、年度末残高は計画値を上回ったため。	活動指標①は未実施だが、②は達成したため。	減債基金は計画どおり積み立てできましたが、財政調整基金、公共施設整備基金は目標未達となり、基金残高が大幅に目減りしたため。	現在基金は計画どおり積立できたが、財政調整基金、公共施設整備基金は目標未達となり、基金残高が大幅に目減りしたため。	
A 改善 (次年度の取組 改善事項)	改善余地の 検証	歳入確保、歳出抑制策について検討する。	未着手となっている主要基金の積立ルール策定を早急に行い、次年度以降ルールに基づく積み立てを実施する。	・決算剰余金の財政調整基金への積み基金残高が財政規模に比し著しく脆弱なため、計画通り積み立てることと併せ、取崩額の縮減に努める。	・財政調整基金は、決算剰余金による積立を計画どおり着実に実施するとともに、財政規模に比べて脆弱な基金残高の状況を踏まえ、可能な限り取崩額の縮減に努める。	
効果額の 算出方法		R6	財政調整基金：積立450,000千円、取崩1,100,000千円 減債基金：積立73,628円、取崩0円 公共施設整備基金：積立350,000千円、取崩400,000千円			

## 第8次糸満市行政改革大綱実施計画(実行プラン) 評価シート

No23					
基本方針	持続可能な安定した財政基盤の確立			取りまとめ課	財政課
推進項目	持続可能な安定した行政経営 ②効率的かつ効果的な行政経営			関係課	関係各課
取組項目	<b>公共施設における光熱費の抑制</b>			第5次糸満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2
現状・課題	市内小中学校へのクーラーの設置に伴い、これまでと比べ光熱費の負担が増していることから、光熱費の抑制に努める必要がある。				
取組内容	現在の契約の見直しを含め、様々な手法を検討しながら光熱費の抑制を図っていく。				
取組目標	公共施設における光熱費を抑制する。				
P 計画	実施計画	令和3年度 ・光熱費に関する調査の実施 ・他自治体の取り組みに関する情報収集・分析	令和4年度 光熱費抑制に関する取り組み(手法)の検討	令和5年度 光熱費抑制に関する取り組みの実施	令和6年度 先進自治体の取り組みに関する情報収集・分析
	活動指標(目標)	市有公共施設における光熱費に関する調査 1回	光熱費抑制に関する関係者会議 2~3回	光熱費抑制に関する取り組み 1件以上	先進自治体の取り組みに関する情報収集・分析 1件以上
	成果指標(目標)	光熱費に関する実態の把握 1件	光熱費抑制に関する取組方針の決定 1件	光熱費の抑制 令和4年度光熱費以下	光熱費抑制に関する取組方針(案)の策定 1件
	取組状況	・施設所管課に対して、電気の使用実績や新電力の切り替えに関する検討状況等について調査を行った。 ・他自治体の情報を収集したところ、新電力への切替(主に県外)や民間資金又は国の補助金を活用した省エネ設備への更新などの取り組みが確認できた。	燃料高騰による新電力切り替えのメリットの低下等、光熱費を取り巻く情勢が不安定だったため、光熱費抑制に関する取組方針を決定することができなかつた。	燃料価格の高騰や円安により、新電力会社の事業休止や倒産等が相次いだことを受け、新電力切り替えによるメリットの見極めが困難であったこと等から、光熱費抑制に関する取組方針を決定することができなかつた。	・政策推進課等が進めている脱炭素の取り組みの中で、地球温暖化に関する「重点対策加速化事業」の実施に向けて国・事業者等と協議を行っている。 ・当該事業が採択された際には、以下の取り組みを予定している。(R7採択見込み、R8以降順次実施予定) 【光熱費抑制に関する取組(予定)】 ・電力供給契約を新エネ事業者に切り替え(現契約の▲△円/kwhを想定) ・公共施設等の照明をLEDに切り替え(9施設程度) ・公共施設等への太陽光パネル設置(24施設程度)
	活動指標(実績)	市有公共施設における光熱費に関する調査 1回	光熱費抑制に関する関係者会議 0回	光熱費抑制に関する取り組み 0件	先進自治体の取り組みに関する情報収集・分析 0件
	成果指標(実績)	光熱費に関する実態の把握 1件	光熱費抑制に関する取組方針の決定 0件	光熱費の抑制 未実施	光熱費抑制に関する取組方針(案)の策定 1件
	効果額	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
	取組評価	B(計画通りではないが、概ね達成)	E(取り組むことができなかつた)	E(取り組むことができなかつた)	B(計画通りではないが、概ね達成)
	評価の理由	施設所管課に対する調査により、光熱費に関する実態が把握できたため。	活動指標、成果指標とともに目標未達となつたため。	活動指標、成果指標とともに目標未達となつたため。	活動指標は未達となつたが、政策推進課等が主体の脱炭素の取り組みの検討が進んでおり、光熱費の抑制につながる事業(案)が具体化されたため。
A 改善	改善余地の検証(次年度の取組改善事項)	光熱費削減に関する様々な手法のメリット・デメリット両面を丁寧に精査していく必要がある。	令和5年度に光熱費抑制に関する取組方針の決定に向けて取り組む。	令和6年度以降の光熱費抑制に関する取組方針の策定に向けて取り組む。	・政策推進課等が主体の脱炭素の取り組みによる光熱費抑制の効果についてモニタリングを行う。(効果が発現する令和8年度以降) ・脱炭素の取り組みは本取組項目の枠外で進捗管理されているため、令和7年度の実施計画について見直しが必要。
効果額の算出方法 R6					

## 第8次糸満市行政改革大綱実施計画(実行プラン) 評価シート

No24						
基本方針	持続可能な安定した財政基盤の確立		取りまとめ課	市民生活環境課		
推進項目	持続可能な安定した行政経営 ②効率的かつ効果的な行政経営		関係課			
取組項目	<b>ごみの減量化・再資源化の推進</b>		第5次糸満市総合計画における位置づけ	第4章 政策1		
現状・課題	1人1日あたりごみ排出量は年々微増傾向にあることから、環境への負荷軽減と処理施設等の負担軽減のため、ごみの減量化・再資源化を推進する必要がある。					
取組内容	ハンドブックやチラシ等での啓発及び出前講座での小中学生への環境教育などを通して、ごみの減量化・再資源化を図る。					
取組目標	市民1人当たりのごみ量を、令和7年度までに845g/人・日にする。					
P 計画	実施計画	令和3年度 ・ハンドブック等啓発資料の見直し ・出前講座の実施	令和4年度 ・ハンドブック等啓発資料の見直し ・出前講座の実施	令和5年度 ・ハンドブック等啓発資料の見直し ・出前講座の実施 ・ごみ処理手数料改定の検討	令和6年度 ・ハンドブック等啓発資料の見直し ・出前講座の実施	令和7年度 ・ハンドブック等啓発資料の見直し ・出前講座の実施
	活動指標 (目標)	出前講座の開催 2件	出前講座の開催 4件	出前講座の開催 6件	出前講座の開催 8件	出前講座の開催 11件
	成果指標 (目標)	市民1人当たりのごみ量 862g/人・日	市民1人当たりのごみ量 858g/人・日	市民1人当たりのごみ量 854g/人・日	市民1人当たりのごみ量 893g/人・日	市民1人当たりのごみ量 845g/人・日
	取組状況	・ゴミの出し方、不法投棄防止のチラシを作成し、各世帯に配布した。また、ゴミ分別ハンドブックを作成（見直し）、各世帯へ配布した。 ・出前講座では、小中学生を対象にゴミ削減、フードロスについて説明を行った。	・ごみ分別ハンドブックを作成し各家庭へ配布した。 ・外国人実習生へ出前講座を開催し、ごみの分別方法や出し方を説明した（2回）。 ・段ボールコンポスト講習会を実施した（2回）。 ・ごみ分別アプリ導入に向けて検討した。	・ごみ分別ハンドブックを作成し各家庭へ配布した。 ・高校の授業や外国人実習生へ出前講座を開催し、ごみの分別方法や出し方を説明した。 ・段ボールコンポスト講習会を実施した（2回）。 ・ごみ分別アプリの導入（R5.7月から稼働） ・一般廃棄物処理基本計画の目標年を経過したことから、基本計画の見直しを行った。 ・資源ごみ袋の廃止によりコストを削減し、業務改善に取り組んだ。	・生ごみ処理機/容器の補助金を増額し、購入しやすくした。 ・ごみ分別ハンドブックの更新を行った。 ・段ボールコンポスト講習会の開催（2回） ・外国人実習生への出前講座を実施した。 ・学校や自治会清掃時に収集した草木のたい肥化を推進 ・フレコンパック等の活用によるごみ袋の減量化	
	活動指標 (実績)	出前講座の開催 2件	出前講座の開催 4件	出前講座の開催 4件	出前講座の開催 1件	
D 実行	成果指標 (実績)	市民1人当たりのごみ量 926g/人・日	市民1人当たりのごみ量 902g/人・日	市民1人当たりのごみ量 893g/人・日	市民1人当たりのごみ量 893g/人・日（速報値）	
	効果額	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	千円
	取組評価	C(一部達成)	C(一部達成)	C(一部達成)	C(一部達成)	
C 評価	評価の理由	小中学校での出前講座開催やゴミ分別ハンドブックの見直しを行ったが、コロナ禍により在宅時間が長くなり、ゴミの量が増えたため。	外国人実習生に向けたごみ分別方法等の説明会やごみ分別ハンドブックの配布等の取組を行っているが、1人当たりのごみ排出量が増えたため。	出前講座や新規にごみ分別アプリを導入しごみの出し方等について周知したが、ごみの排出量が目標値を達成していない。	1人当たりのごみ排出量は減少傾向にあるが、設定した目標に達していない。	
	改善余地の検証 (次年度の取組改善事項)	令和4年4月施行のプラスチック資源循環促進法を周知することで、市民にプラスチックごみの排出量削減に関心を持ってもらう。	段ボールコンポスト講習会等で、ごみの資源化について周知し減量化につなげる。	・ごみ処理容器等の購入補助を拡充する。 ・ごみ分別アプリの周知促進を図る。	・生ごみ処理機・容器の購入補助の拡充 ・雑紙等を資源ごみとして排出することによるリサイクルの推進	
効果額の算出方法 R6						

## 第8次糸満市行政改革大綱実施計画(実行プラン) 評価シート

No25						
基本方針	持続可能な安定した財政基盤の確立			取りまとめ課	行政経営課	
推進項目	持続可能な安定した行政経営 ②効率的かつ効果的な行政経営			関係課	関係各課	
取組項目	<b>各種行事(祭り等イベント)の集約化の検討</b>			第5次糸満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2	
現状・課題	同時期に行事が続き、行事の実施に伴い動員職員の負担が大きい部署があることから、各種行事の有無、内容等の調査を行い、行事の実施について精査する必要がある。					
取組内容	改めて行事の洗い出しが行った後、原課のヒアリングを行い、行事を集約化できるか検討する。					
取組目標	予算の効率的かつ効果的な執行と職員の負担軽減を図るため、類似した行事や合わせて開催することにより効果的な実施が見込める行事など集約化する行事を決定する。					
P 計画	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		行事の洗い出し	・各課ヒアリングの実施 ・糸満市行事改善検討委員会の開催	・糸満市行事改善検討委員会の開催 ・集約化する行事の決定	-	-
	活動指標 (目標)	各種行事に関する実態調査	糸満市行事改善検討委員会の開催	糸満市行事改善検討委員会の開催	-	-
		1回	1回	2回	-	-
	成果指標 (目標)	各種行事の実態(課題等)把握	原課の実状の取りまとめ	集約化する行事の決定	-	-
		1件	1件	1件	-	-
D 実行	取組状況	各課で予定されている年間行事について、行事内容(目的)、参加対象者、参加人数、準備期間などを含めた開催時期などを調査した。	前年度の調査は、以前実施したことのある調査と重複している部分が多いことから、各種行事の実態を把握するため、改めて調査を行う必要性の有無を判断する必要があった。 しかしながら、具体的な検討ができず、行事改善検討委員会を開催することができなかった。	・民間開催への移行やすでに集約化されている行事(南部豊かな海づくり大会)を踏まえ、さらに集約化できる行事等がないか検討を行ったところ、糸満ふるると祭り(11月、市主催)と沖縄爬龍舟フェスティバル(8月、民間主催)の同時開催等により、集客力向上が図れる可能性があることがわかった。 ・その他、糸満ハーレー、平和祈念祭、糸満大綱引、健康福祉まつり、糸満フェアは集約化が困難であることがわかった。	-	-
	活動指標 (実績)	各種行事に関する実態調査	糸満市行事改善検討委員会の開催	糸満市行事改善検討委員会の開催	-	-
		1回	0回	0回	-	-
	成果指標 (実績)	各種行事の実態(課題等)把握	原課の実状の取りまとめ	集約化する行事の決定	-	-
		1件	0件	0件	-	-
C 評価	効果額	0 千円	0 千円	0 千円	- 千円	- 千円
	取組評価	C(一部達成)	E(取り組むことができなかつた)	C(一部達成)	-	-
A 改善	評価の理由	各行事の実態を精査するためには、もう少し調査項目を増やすべきであったため。	行事を所管する課のヒアリングを行い、行事改善検討委員会を開催すべきであったが、それらができなかつたため。	活動指標・成果指標は未達となつたが、行事の集約化の可能性のあるイベントを把握することができたため。	-	-
	改善余地の検証 (次年度の取組改善事項)	各種行事(祭り等イベント)を集約化するにあたり、メリットやデメリット等を丁寧に精査していく必要がある。	行事の集約化に向けて、まずはその実態を正確に把握したうえで、行事改善検討委員会への諮詢が必要か検討する。	-	-	-
効果額の算出方法		R6	-			

## 第8次糸満市行政改革大綱実施計画(実行プラン) 評価シート

No26					
基本方針	持続可能な安定した財政基盤の確立			取りまとめ課	行政経営課
推進項目	持続可能な安定した行政経営 ②効率的かつ効果的な行政経営			関係課	関係各課
取組項目	<b>民間委託等が可能な業務の有無等調査の実施</b>			第5次糸満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2
現状・課題	効率的かつ効果的な行政経営を行うためには、限られた人的資源をより重要な業務や価値を創造する業務に振り向ける必要があるため、財政的負担等を考慮に入れながら民間委託の検討を行う必要がある。				
取組内容	民間委託が可能な業務を精査するため、委託の必要性やメリット・デメリット等を調査する。				
取組目標	民間委託の可能性に関する調査を実施し、委託にて実施することに合理的理由が認められる業務を特定する。				
P 計画	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		・民間委託に関する調査の実施 ・他自治体の取り組みに関する情報収集・分析	・民間委託に関する調査の実施 ・他自治体の取り組みに関する情報収集・分析	-	-
	活動指標 (目標)	民間委託に関する府内可能性調査	民間委託に関するヒアリング	-	-
		1回	1回	-	-
					官民連携に関する府内可能性調査
					1件
	成果指標 (目標)	民間委託の可能性が高い業務の抽出	民間委託可能な業務の特定	-	-
		1件以上	1件以上	-	-
					官民連携が可能な業務の抽出
					調査結果報告書の作成
D 実行	取組状況	・各課に対して、委託にて行った方がよい事務の有無や委託にて実施することのメリット・デメリット等の調査を行った。 ・県内他市の情報を収集したところ、単純比較はできないものの、委託の取り組みは遅れている状況が確認できた。		・前年度調査の結果をもとに、4課（市民課、税務課、市民生活環境課、観光スポーツ振興課）に対してヒアリングを行ったところ、委託の可能性のある業務を3件特定できた。 ・県内他市の取り組みについては、情報収集が不十分で、分析には至らなかった。	
				-	-
	活動指標 (実績)	民間委託に関する府内可能性調査	民間委託に関するヒアリング	-	-
		1回	1回	-0	-
	成果指標 (実績)	民間委託の可能性が高い業務の抽出	民間委託可能な業務の特定	-	-
		3件	3件	-	-
C 評価	効果額	0 千円	0 千円	- 千円	- 千円
	取組評価	B(計画通りではないが、概ね達成)	C(一部達成)	-	-
	評価の理由	各課に対して調査を行ったことにより、一定程度、委託にて実施できる可能性がある事務の把握ができたため。	委託が可能な業務を一定程度特定できたものの、他自治体の取り組みに関する情報収集や分析が不十分であったため。	-	-
A 改善	改善余地の検証 (次年度の取組改善事項)	委託にて実施できる可能性のある事務の内容や事業費等の詳細について、より深く情報収集を行う必要がある。	費用対効果をより適切に把握したうえで、委託に向けた更なる検討を各課にて行っていく必要がある。	-	-
効果額の算出方法		R6	-		

## 第8次糸満市行政改革大綱実施計画(実行プラン) 評価シート

No27						
基本方針	持続可能な安定した財政基盤の確立			取りまとめ課	観光・スポーツ振興課	
推進項目	持続可能な安定した行政経営 ②効率的かつ効果的な行政経営			関係課		
取組項目	<b>イベント事業(ふるさと祭り)の民間委託の推進</b>			第5次糸満市総合計画における位置づけ	第5章 政策3	
現状・課題	祭りの企画から運営まで担当部署で実施しており、ニーズに即したサービスの提供が十分でない状況にある。また、通常の事務事業と異なりノウハウがスマーズに継承しづらいことやイベントの準備期間が長いことが職員の疲弊に繋がっている。					
取組内容	民間のノウハウを活用し、来場者のニーズに即した祭りを開催するため、イベント事業(ふるさと祭り)を民間に委託して実施する。					
取組目標	イベント事業(ふるさと祭り)を民間に委託して実施することにより、サービスの向上と職員の負担軽減を図る。					
P 計画	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		・公募要領(仕様書)の策定 ・公募によるイベント委託事業者の中選定及びイベントの実施	・公募要領(仕様書)の策定 ・公募によるイベント委託事業者の中選定及びイベントの実施	・公募要領(仕様書)の策定 ・公募によるイベント委託事業者の中選定及びイベントの実施	(取組終了)	(取組終了)
	活動指標 (目標)	民間委託によるイベント開催	民間委託によるイベント開催	民間委託によるイベント開催	-	-
		1件	1件	1件	-	-
	成果指標 (目標)	ふるさと祭り来場者数	ふるさと祭り来場者数	ふるさと祭り来場者数	-	-
		30000人	31000人	32000人	-	-
D 実行	取組状況	新型コロナウイルスの感染拡大により、イベント(ふるさと祭り)を開催できなかった。	・令和5年1月に開催したふるさと祭りは、沖縄振興特別推進交付金(一括交付金)を活用し、実行委員会へ補助金を交付した。 ・実行委員会では、プロポーザルにて委託業者を公募し、イベント業者へ委託した。	・令和5年11月に開催したふるさと祭りは、沖縄振興特別推進交付金(一括交付金)を活用し、実行委員会へ補助金を交付した。 ・実行委員会では、プロポーザルにて委託業者を公募し、イベント業者へ委託した。	-	-
	活動指標 (実績)	民間委託によるイベント開催	民間委託によるイベント開催	民間委託によるイベント開催	-	-
		0件	1件	1件	-	-
	成果指標 (実績)	ふるさと祭り来場者数	ふるさと祭り来場者数	ふるさと祭り来場者数	-	-
		0人	9000人	24000人	-	-
C 評価	効果額	0 千円	0 千円	0 千円	- 千円	- 千円
	取組評価	E(取り組むことができなかつた)	B(計画通りではないが、概ね達成)	B(計画通りではないが、概ね達成)	-	-
	評価の理由	新型コロナウイルスの感染拡大により、イベント(ふるさと祭り)を開催できなかつたため。	・ふるさと祭りをイベント業者へ委託し、職員の負担軽減を図ることができたが、来場者数が目標を下回ったため。	成果指標は目標に届かなかつたが、開催会場の変更等によりR4年度実績より来場者数が増加した。	-	-
A 改善	改善余地の検証 (次年度の取組改善事項)	年1回開催してきたふるさと祭りの開催周期、場所、目的等の見直しも含め、検討したい。	・来場者数の目標については、会場の収容人数等を考慮し再検討をする。 ・交通渋滞への対応については、公共交通利用の周知徹底及び他のイベントとの同時開催等を検討	・イベント開催に係る費用を精査し、適切な予算規模となるよう努める。 ・交通渋滞への対応については、公共交通利用の周知徹底及び他のイベントとの同時開催等を検討	-	-
効果額の算出方法		R6	-			

## 第8次糸満市行政改革大綱実施計画(実行プラン) 評価シート

No28					
基本方針	持続可能な安定した財政基盤の確立			取りまとめ課	財政課
推進項目	持続可能な安定した行政経営 ②効率的かつ効果的な行政経営			関係課	関係各課
取組項目	<b>PPP/PFI導入ガイドラインの作成及び推進</b>			第5次糸満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2
現状・課題	財政状況が厳しい中、持続可能な安定した行政サービスを提供していくためには、公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等に民間の資金や経営能力及び技術的能力を活用し、民間主導で公共事業を行う手法を進めることが必要である。				
取組内容	PPP/PFIを推進するため、導入ガイドラインを作成して推進体制を構築するとともに、そのガイドラインに沿ってPFI等導入を検討する。				
取組目標	導入ガイドラインに基づき、公共施設等へのPFI可能性調査を行い、PFI等を導入していく。				
計画 P	実施計画	令和3年度 ・導入ガイドラインの策定 ・給食センターへのPFI等導入検討	令和4年度 公共施設等へのPFI等導入検討	令和5年度 公共施設等へのPFI等導入検討	令和6年度 公共施設等へのPFI等導入検討
	活動指標 (目標)	導入ガイドラインの策定 1件	庁内研修の開催 2件	PFI等導入事業の検討・各課との協議 1件	PFI等導入事業の検討・各課との協議 1件
	成果指標 (目標)	給食センターへのPFI等導入検討 1件	PFI等導入事業の検討・各課との協議 1件	PFI等導入事業数 1件	PFI等導入事業数 1件
	取組状況	・PFIを導入していくにあたり、「PFI導入ガイドライン」を策定した。 ・給食センターへのPFI導入可能性調査を実施したところ、公設民営の従来方式よりも、PFI方式の方が優位な結果となった。	・職員向けにPFI等に関する研修会を開催した。 ・内閣府の支援を受け、PFI導入ガイドラインの運用に向けたアドバイスを受けた。	・PFIの手法により事業実施を検討する事業部署(市営住宅)において、ガイドラインに沿って検討するように指導した。	・PFIの手法により事業実施を検討する事業部署が無かったため未実施。
	活動指標 (実績)	導入ガイドラインの策定 1件	庁内研修の開催 1件	PFI等導入事業の検討・各課との協議 1件	PFI等導入事業の検討・各課との協議 0件
	成果指標 (実績)	給食センターへのPFI等導入検討 1件	PFI等導入事業の検討・各課との協議 0件	PFI等導入事業数 0件	PFI等導入事業数 0件
	効果額	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
	取組評価	A(計画通りまたは計画を上回って達成)	D(ほとんど取り組むことができなかつた)	C(一部達成)	E(取り組むことができなかつた)
	評価の理由	PFIを推進していくにあたり、ガイドラインの作成や導入検討施設に対する可能性調査を行えたため。	PPP／PFI事業の概要及び本市のガイドラインについて庁内説明会を開催したが、PFI等導入について、各課からの協議がなかった。	本市のPFI導入ガイドラインに沿った検討業務を事業部署(市営住宅)において行った。最終的にはPFIではなく、他の補助事業での採択となつたが、PFI導入の検討を行つたため一部達成とする。	・PFIの手法により事業実施を検討する事業部署が無かったため未実施。
改善 A	改善余地の検証 (次年度の取組改善事項)	PFIを導入するにあたり、職員の知識を高めるための研修や事業の具体化を適切に行っていく必要がある。	・実施計画の作成前に、庁内研修会等により原課へ本市ガイドラインの周知ができるいか検討する。 ・本市ガイドラインは初期段階の検討事項多いため、令和5年度に見直しが必要か検討する。	・本市ガイドラインを参考に、令和5年度に事業部署で検討を行つたが、実務上の問題点があつたためPFIによる事業実施には至らなかつた。 ・今後は事業部署(市営住宅)の資料に基に令和6年度に本市ガイドラインの修正・見直しを行う。	・令和6年度に事業部署が無かつたため、次年度以降のPFIによる事業実施に向けてPFI導入の可能性がある事業の検討を行う。
効果額の算出方法 R6					

## 第8次糸満市行政改革大綱実施計画(実行プラン) 評価シート

No29	新規				
基本方針	持続可能な安定した財政基盤の確立			取りまとめ課	健康推進課
推進項目	持続可能な安定した行政経営 ②効率的かつ効果的な行政経営			関係課	国民健康保険課
取組項目	<b>40代・50代の特定健診受診率の向上</b>			第5次糸満市総合計画における位置づけ	第2章 政策1
現状・課題	40代・50代の特定健診受診率は低い状況にあることから、特定健診受診により病気の早期発見・早期治療に繋げ、生活習慣病予防・重症化予防による医療費を抑制することが必要である。そのため、定期受診の定着化を図り、受診率の向上に努めていく必要がある。				
取組内容	未受診者に対する電話での受診勧奨や、不定期受診者及び健診未経験者に対する人工知能(AI)を活用した通知による再勧奨を実施する。また、受診しやすい環境づくりとして、休日健診、庁舎内健診、女性限定の総合型健診(基本健診+5がん検診)等を行い、40代・50代の特定健診受診率向上を図る。さらに、集団健診以外に個別健診(医療機関)も受診できることを周知し、健診受診に繋げていく。				
取組目標	40代・50代の特定健診受診率を28.3%まで向上させる。				
P 計画	令和3年度 実施計画	令和4年度 AI活用の対象者を40・50代に絞り込み、再勧奨通知発送(委託業者との調整等)	令和5年度 ・休日健診、庁舎内健診、女性限定の総合型健診の実施 ・受診勧奨の実施 ・AI活用による再勧奨通知の発送や電話等による再勧奨の実施	令和6年度 (取組終了)	令和7年度 (取組終了)
	活動指標 (目標)	再勧奨通知の発送 1回	再勧奨通知の発送 2回	再勧奨通知の発送 2回	- -
	成果指標 (目標)	特定健診受診率(40代・50代) 26.3%	特定健診受診率(40代・50代) 26.8%	特定健診受診率(40代・50代) 27.3%	- -
	取組状況	・未受診者に対してハガキや電話による受診勧奨を行うとともに、AIを利用した事業を活用して、不定期受診者等へ再勧奨を行った。また、保健師や栄養士による電話での受診勧奨も実施した。 ・休日健診、女性限定の総合型健診を実施し、中止した集団健診も代替日を設け実施した。	・令和4年度については、未受診者に対しハガキや電話による受診勧奨を行うとともに、AIを利用した事業を活用して、不定期受診者等へ再勧奨を行った。また、保健師や栄養士による電話での受診勧奨を実施した。 ・休日健診、女性限定の総合型健診を実施した。また、保険証の切替時に庁舎内健診を行った。	・令和5年度については、未受診者に対しハガキや電話による受診勧奨を行うとともに、AIを利用した事業を活用して、不定期受診者等へ再勧奨を行った。また、保健師や栄養士による電話での受診勧奨を実施した。 ・休日健診、女性限定の総合型健診を実施した。また、保険証切替時にくくる糸満で健診を漏れ健診を行った。	- -
	活動指標 (実績)	再勧奨通知の発送 3回	再勧奨通知の発送 3回	再勧奨通知の発送 3回	- -
	成果指標 (実績)	特定健診受診率(40代・50代) 20.8%	特定健診受診率(40代・50代) 23.1%	特定健診受診率(40代・50代) 24.1%	- -
D 実行	効果額	0 千円	0 千円	0 千円	- 千円 - 千円
	取組評価	C(一部達成)	C(一部達成)	C(一部達成)	- -
	評価の理由	8月～10月にかけて、コロナワクチン接種業務が最優先事項となり、その時期の集団健診の実施回数が減ったため。	受診率について、目標が26.8%に対し、実績が23.1%と目標を下回ったため。	受診率について、目標が27.3%に対し、実績が24.1%と達成率が88.2%のため。	- -
A 改善 (次年度の取組 改善事項)	改善余地の 検証	引き続き未受診者に対して、電話や通知による再勧奨を実施しながら、健康ポイント事業の周知を図ることにより、受診率の向上に努める。	引き続き未受診者に対して、電話や通知による再勧奨を実施しながら、健康ポイント事業を利用し新規受診者の増加を図り受診率の向上に努める。	引き続き未受診者に対して、電話や通知による勧奨とインターネットを利用した勧奨を行う。また、健康ポイント事業を利用し新規受診者の増加を図り受診率の向上に努める。	- -
効果額の 算出方法		R6	-		

## 第8次糸満市行政改革大綱実施計画(実行プラン) 評価シート

No30	新規				
基本方針	持続可能な安定した財政基盤の確立			取りまとめ課	財政課
推進項目	持続可能な安定した行政経営 ②効率的かつ効果的な行政経営			関係課	関係各課
取組項目	<b>公共施設等総合管理計画に基づくコストの削減及び負担の平準化</b>			第5次糸満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2
現状・課題	本市では1970年代から公共施設の整備が始まり、人口増加や地域ニーズに応えて公共施設の建設を進めてきたが、建築後40年以上が経過した建物もあり、施設の老朽化、設備の更新等、維持管理に係る費用が増加している。また、建替えや大規模修繕等の更新に要する費用も巨額となり、厳しい財政状況の中で更新費用の抑制、平準化が課題となっている。				
取組内容	「糸満市公共施設等総合管理計画」、「糸満市個別施設計画」及びその他施設等の個別計画にもとづき大規模修繕、建替え時期の平準化や施設の集約化を進める。				
取組目標	糸満市公共施設等総合管理計画及び糸満市個別施設計画に基づき、効率的・効果的な施設整備を進めるとともに公共施設の総合的かつ合理的な管理を行う。				
P 計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	実施計画 公共施設の長寿命化等方策の検討	糸満市公共施設等総合管理計画の見直し	公共施設の長寿命化、集約化を進めるためのスキームの整理	PDCAサイクルによる公共施設等総合管理計画の進捗管理	PDCAサイクルによる公共施設等総合管理計画の進捗管理
	活動指標 (目標) 公有財産管理運用委員会、庁議への報告 2回	公有財産管理運用委員会の開催 3回	公有財産管理運用委員会の開催 3回	公有財産管理運用委員会の開催 2回	公有財産管理運用委員会の開催 2回
	成果指標 (目標) 糸満市個別施設計画の策定 1件	糸満市公共施設等総合管理計画の策定(見直し) 1件	糸満市個別施設計画の策定(見直し) 1件	目標管理(施設数、費用等の達成度)を財政計画に反映 1件	目標管理(施設数、費用等の達成度)を財政計画に反映 1件
	取組状況 公共施設の長寿命化等に関する方策を検討し、糸満市個別施設計画を策定した。	・糸満市公共施設総合管理計画の改定については、素案を公有財産管理運用委員会にて報告し意見を伺い、改定作業に着手した(R5.9月までに策定予定)。 ・各部署が所管している長寿命化計画の改定内容を本計画に反映させた。	・糸満市公共施設総合管理計画の改定については、府議にて報告し、一部修正・改定作業を行った。 ・各部署が所管している長寿命化計画の改定内容を本計画に反映させた。	・公共施設の維持管理状況等を見る化するため、公共施設マネジメントシステムの活用に向けて公共施設管理課を対象とした説明会資料を作成したが、マンパワー不足等により説明会を実施できなかった。	
	活動指標 (実績) 公有財産管理運用委員会、庁議への報告 2回	公有財産管理運用委員会の開催 1回	公有財産管理運用委員会の開催 2回	公有財産管理運用委員会の開催 0回	
	成果指標 (実績) 糸満市個別施設計画の策定 1件	糸満市公共施設等総合管理計画の策定(見直し) 0件	糸満市個別施設計画の策定(見直し) 1件	目標管理(施設数、費用等の達成度)を財政計画に反映 0件	
	効果額 0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	千円
	取組評価 A(計画通りまたは計画を上回って達成)	C(一部達成)	B(計画通りではないが、概ね達成)	D(ほとんど取り組むことができなかつた)	
	評価の理由 個別施設計画を策定することで、後年度負担等を把握できたため。	本計画については、直近の長寿命化計画を基に上位計画として位置付けるが、次年度に繰越したことから、令和4年度末の長寿命化計画も直近の数値として反映できた。	個別施設計画を集約し、糸満市公共施設等総合管理計画書(更新)を作成できたため。	成果指標、活動指標ともに未達となつたため。	
C 改善 A	改善余地の検証 (次年度の取組改善事項) 財政計画と整合性を図りながら、後年度負担を計画的に管理する。	現在、令和5年度にて計画策定を行えるように作業を進めている。(令和5年度上半期)	本計画(更新)を元に、次年度は公共施設マネジメントシステムの運用を図る。	現体制では本取り組みを進めることは困難であることから、推進体制、取組スケジュールを見直す必要がある。	
	効果額の算出方法 R6				

## 第8次糸満市行政改革大綱実施計画(実行プラン) 評価シート

No31	R4新規				
基本方針	持続可能な安定した財政基盤の確立			取りまとめ課	財政課
推進項目	持続可能な安定した行政経営 ②効率的かつ効果的な行政経営			関係課	関係各課
取組項目	<b>債権の適正かつ効果的な管理</b>			第5次糸満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2
現状・課題	近年、地方自治体の債権管理の適正化が強く求められるようになってきていること及び債権管理事務の効率化に取り組む必要性が増してきており、債権管理条例を制定することで当該事務の適正化及び効率化を図る必要がある。				
取組内容	債権管理に関する事務処理について必要な事項を定め、市の債権の適正かつ効率的な管理を図るために、債権管理条例を制定する。				
取組目標	債権管理条例を制定することにより、債権管理事務の適正化及び効率化を図る。				
P 計画	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		-	関係課における債権管理の現状把握	他自治体の債権管理条例に関する情報収集・分析	・他自治体の債権管理条例に関する情報収集・分析 ・関係課ヒアリングの実施
	活動指標 (目標)	-	関係課聞き取り等	他自治体の条例収集・分析	他自治体の条例収集・分析
		-	10課	3件	3件
					1件
	成果指標 (目標)	-	関係課における債権管理の現状取りまとめ	債権管理条例案の作成	債権管理条例案の作成
		-	1件	1件	1件
D 実行	取組状況	-	・どのような債権管理条例が本市には適切かを理解するために、各課における債権管理の現状や問題点を整理するためのとりまとめ作業を行った。	取り組みの進捗が遅れており、債権管理条例案の作成等に着手することができなかつたが、関係課へのアンケート調査を実施し、債権管理の現状とりまとめを行った。	債権管理条例案の作成には至らなかつたが、過年度の関係課へのアンケート調査や他自治体の債権管理条例を参考に素案を作成した。
	活動指標 (実績)	-	関係課聞き取り等	他自治体の条例収集・分析	他自治体の条例収集・分析
		-	5課	0件	1件
	成果指標 (実績)	-	関係課における債権管理の現状取りまとめ	債権管理条例案の作成	債権管理条例案の作成
		-	1件	0件	0件
	効果額	- 千円	0 千円	0 千円	0 千円
C 評価	取組評価	-	C(一部達成)	D(ほとんど取り組むことができなかつた)	C(一部達成)
	評価の理由		各課の債権管理の現状、問題点について市内部局より一定の回答を得て債権管理の現状とりまとめに着手することができた。	活動指標、成果指標はともに未達となつたが、各課の債権管理の現状等の回答アンケートを得ることで、債権管理の現状とりまとめに着手することができた。	成果指標は未達となつたが、債権管理条例の素案を作成することができた。
A 改善	改善余地の検証 (次年度の取組改善事項)		今後、現状とりまとめを参考にヒアリングを行い、本市における債権管理条例に向けた方針や取り組みを行っていく。	令和6年度は回答した関係課にヒアリングを行い、債権管理の課題・問題点を抽出し、債権管理条例の策定に向けて取り組んでいく。	令和6年度作成した素案をもとに関係課に意見収集を行い、債権管理の課題・問題点を抽出し、債権管理条例の策定に向けて取り組んでいく。
効果額の算出方法		R6			

## 第8次糸満市行政改革大綱実施計画(実行プラン) 評価シート

No32	R4新規				
基本方針	持続可能な安定した財政基盤の確立			取りまとめ課	建設課
推進項目	持続可能な安定した行政経営 ②効率的かつ効果的な行政経営			関係課	
取組項目	Park-PFIの導入			第5次糸満市総合計画における位置づけ	第4章 政策4
現状・課題	市内都市公園の多くは老朽化しているとともに公園利用者ニーズに変化があることから、公園活性化の推進や官民連携の手法により、公園の管理を充実させることが課題となっている。				
取組内容	Park-PFIを導入するために実施方針を策定し、特定事業の選定及び民間事業者の公募による選定を行い、事業導入に向けた契約を締結する。				
取組目標	Park-PFIを導入することにより、市内都市公園の管理の充実を図る。				
計画 P	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		-	Park-PFI事業実施方針の策定、事業者の公募及び選定	特定事業者との基本協定締結及び設置管理許可付与	Park-PFI事業の開始
	活動指標(目標)	-	実施方針策定及び事業者選定に関する委員会の開催	基本協定の締結	事業実施時の事業者への相談等の対応
		-	2回	1件	3件
					1件
	成果指標(目標)	-	事業者選定	設置管理許可付与	Park-PFI事業の開始
		-	1者	1件	1件
					2件
実行 D	取組状況	-	実施方針策定及び選定委員会を1回開催し、設置等予定者の選定を行った。	令和5年8月に基本協定の締結を行った。	事業者の資金調達の調整や施設整備の内容の調整に時間を要した。
	活動指標(実績)	-	実施方針策定及び事業者選定に関する委員会の開催	基本協定の締結	事業実施時の事業者への相談等の対応
		-	1回	1件	3件
	成果指標(実績)	-	事業者選定	設置管理許可付与	Park-PFI事業の開始
		--	1者	0件	0件
	効果額	- 千円	0 千円	0 千円	0 千円
評価 C	取組評価	-	A(計画通りまたは計画を上回って達成)	C(一部達成)	C(一部達成)
	評価の理由		活動指標である委員会の開催は1回のみとなつたが、事業者を1者選定することができた。	活動指標を実施することができたが、成果指標については、事業者の資金調達の調整や施設整備の内容の調整に時間を要し、目標未達となつたため。	活動指標は実施することができたが、事業者の資金調達の調整や施設整備の内容の調整に時間を要し、目標未達となつたため。
改善 A	改善余地の検証 (次年度の取組改善事項)			事業者と綿密な調整を実施することでにより、施設整備と資金調達のバランスを取ることができるように実施する。	事業者と綿密な調整を行い、施設整備が行えるよう取り組む。
効果額の算出方法		R6			

## 第8次糸満市行政改革大綱実施計画(実行プラン) 評価シート

No33	R6新規					
基本方針	持続可能な安定した財政基盤の確立		取りまとめ課	総務課		
推進項目	持続可能な安定した行政経営 ②効率的かつ効果的な行政経営		関係課	関係各課		
取組項目	電話システムの見直し		第5次糸満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2		
現状・課題	現在、本庁舎内及び水道部庁舎内に導入されている電話システムは、昼休み時間(12~13時)に代表電話がかかってきた場合、各課にランダムで電話がつながる仕様になっているが、昼休みに窓口を開設していない課に代表電話がかかってきた場合、職員が不在等で対応できない場合があり、市民サービスに影響を及ぼしていることから、改善に向けて見直しを行う必要がある。					
取組内容	電話システムの改善を図るため、自動音声案内により、昼休みに窓口を開設している課(以下、「昼窓開設課」。)に転送される仕組み等の導入を検討する。併せて、昼窓開設課及び昼休みに対応可能な業務について、市ホームページや広報誌等に掲載し市民への周知を図る。					
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話システムに自動音声案内等の導入及び昼窓開設課等の周知を行うことにより、市民サービスの向上を図る。</li> <li>・自動音声案内による電話転送システムの導入により、昼休時間の職員の負担軽減を図る。</li> </ul>					
P 計画	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		-	-	-	・自動音声案内・電話転送システム等の導入の検討・昼窓開設課の状況調査・昼窓開設課及び対応可能業務の周知(市ホームページ、広報誌等)・他自治体の電話システムの状況調査	・自動音声案内による電話転送システムの導入・電話システムの更なる改善に向けた電話呼量データ等の分析
	活動指標 (目標)	-	-	-	①他自治体の電話システムの状況調査	電話呼量データ等の分析
		-	-	-	1件	1回
					②昼窓開設課及び対応可能業務の周知	
	成果指標 (目標)				市ホームページ_1回、広報誌_7回以上	
		-	-	-	自動音声案内(音声録音)の導入	電話転送システムの導入
		-	-	-	1式	1式
D 実行	取組状況	-	-	-	・昼休時間の代表電話対応について、予算の都合により電話転送システムの導入は断念となったが、自動音声案内を導入し、昼窓未開設課に代表電話がつながってしまう課題を改善することができた。(R7.4.1稼働) ・行政サービスの向上と職員への不当圧力防止のため、要綱を制定し、通話の録音を開始。(R7.4.1稼働) ・昼窓開設課及び対応可能な業務について、市ホームページ、広報誌に掲載した。	
	活動指標 (実績)	-	-	-	①他自治体の電話システムの状況調査	
		--	-	-0	1件	
					②昼窓開設課及び対応可能業務の周知	
	成果指標 (実績)	-	-	-	市ホームページ_1回、広報誌_8回(8~3月号)	
		-	-	-	自動音声案内(音声録音)の導入	
		-	-	-	1式	
C 評価	効果額	- 千円	- 千円	- 千円	0 千円	千円
	取組評価	-	-	-	B(計画通りではないが、概ね達成)	
	評価の理由				活動指標、成果指標ともに概ね計画どおり達成できたため。	
A 改善	改善余地の検証 (次年度の取組改善事項)				今回の取り組みで目標は達成できたと判断。よって、電話システムの見直しは今年度で終了する。	
効果額の算出方法		R6				

## 第8次糸満市行政改革大綱実施計画(実行プラン) 評価シート

No34							
基本方針	持続可能な安定した財政基盤の確立		取りまとめ課	財政課			
推進項目	歳入 ①歳入の確保		関係課	関係各課			
取組項目	各種公共施設利用料金改定及び公平性等の検証		第5次糸満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2			
現状・課題	財政状況が厳しい中、行政コストに見合った料金設定を行い、歳入確保に努める必要がある。						
取組内容	各種行政サービスや施設使用等に伴う使用料及び手数料について、行政コストに見合った見直しを行う。また、受益者負担の公平性を考慮したうえで、受益者負担割合の検討を行うほか、他市町村と同等水準の設定状況について検討を行う。						
取組目標	行政コストに見合った使用料・手数料の料金設定を行い、歳入の増額を図る。						
計画 P	実施計画	令和3年度 他市町村の情報収集・分析	令和4年度 使用料・手数料見直しに関する基本方針の策定	令和5年度 ・専門部会での審議 ・使用料・手数料の調査実施 ・条例改正	令和6年度 ・使用料・手数料見直しに関する基本方針の策定	令和7年度 ・専門部会での審議 ・使用料・手数料の調査実施 ・条例改正	
	活動指標 (目標)	使用料・手数料関係者会議の開催 1回	専門部会の開催 1回	専門部会の開催 3回	専門部会の開催 1回	専門部会の開催 3回	
	成果指標 (目標)	使用料・手数料見直しに関する基本方針(案)の策定 1件	使用料・手数料見直しに関する基本方針の策定 1件	使用料・手数料改定に伴う条例改正 1件以上	使用料・手数料見直しに関する基本方針の策定 1件	使用料・手数料改定に伴う条例改正 1件以上	
	取組状況	他自治体の使用料・手数料の設定状況や要綱等の資料収集及び分析を行った。	市有地の賃貸借料の改定については、令和4年度は取り組むことができなかった。	市有地の賃貸借料の改定について、令和5年度も取り組むことができなかった。	市有地の賃貸借料の改定について、令和6年度も取り組むことができなかった。		
	活動指標 (実績)	使用料・手数料関係者会議の開催 1回	専門部会の開催 0回	専門部会の開催 0回	専門部会の開催 0回		
	成果指標 (実績)	使用料・手数料見直しに関する基本方針(案)の策定 1件	使用料・手数料見直しに関する基本方針の策定 0件	使用料・手数料改定に伴う条例改正 0件	使用料・手数料見直しに関する基本方針の策定 0件		
	効果額	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	千円	
	取組評価	B(計画通りではないが、概ね達成)	E(取り組むことができなかつた)	E(取り組むことができなかつた)	E(取り組むことができなかつた)		
	評価の理由	使用料・手数料の設定根拠の分析が進んでいないため。	コロナPTへの派遣による人員減により、専門部会を開催できず、使用料・手数料見直しに関する基本方針を策定できなかつた。	担当職員の長期休職により、専門部会開催や使用料・手数料見直しに関する基本方針を策定できなかつた。	担当職員の長期休職により、専門部会開催や使用料・手数料見直しに関する基本方針を策定できなかつた。		
改善 A	改善余地の検証 (次年度の取組改善事項)	情報収集結果をもとに、使用料・手数料の設定根拠の分析を行っていく。	令和3年度に収集した他市町村の情報を分析し、本市の状況に合致した内容となるよう令和5年度に使用料・手数料見直しに関する基本方針を策定する。	・直近の固定資産税に基づき借地料の算定・見直しを行う。 ・令和4、5年度に着手できなかつた取り組みについて、令和6年度以降に後ろ倒しで実施する。	・直近の固定資産税に基づき借地料の算定・見直しを行う。 ・令和6年度までに着手できなかつた取り組みについて、令和7年度以降に後ろ倒しで実施する。		
効果額の算出方法 R6							

## 第8次糸満市行政改革大綱実施計画(実行プラン) 評価シート

No35					
基本方針	持続可能な安定した財政基盤の確立		取りまとめ課	財政課	
推進項目	歳入 ①歳入の確保		関係課		
取組項目	市有財産の効率的活用及び処分	第5次糸満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2		
現状・課題	市有地については、毎年、多額の費用をかけて適正管理に努めている。そのため、将来的な活用の検討を行い、市で利用計画が見込めないものについては、売却を進め歳入確保に努める必要がある。				
取組内容	市で利用計画がない市有地については、一般競争入札等で売却を図る。また、処分が未確定な市有地については、有料駐車場等の一時的な貸付を検討する。				
取組目標	迅速に適正な手続き(土地鑑定評価の実施及び入札等)を行い売却することで、処分価格の客観性・透明性の確保を図るとともに、歳入を確保する。				
P 計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	実施計画 ・売却可能な市有地については、積極的に売却 ・処分が未確定な市有地については、有料駐車場等の一時的な貸付を検討	・売却可能な市有地については、積極的に売却 ・処分が未確定な市有地については、有料駐車場等の一時的な貸付を検討	・売却可能な市有地については、積極的に売却 ・処分が未確定な市有地については、有料駐車場等の一時的な貸付を検討	・売却可能な市有地については、積極的に売却 ・処分が未確定な市有地については、有料駐車場等の一時的な貸付を検討	・売却可能な市有地については、積極的に売却 ・処分が未確定な市有地については、有料駐車場等の一時的な貸付を検討
	活動指標 (目標) 市有地売払い(一般競争入札)等の実施 1回	市有地売払い(一般競争入札)等の実施 1回	市有地売払い(一般競争入札)等の実施 1回	市有地売払い(一般競争入札)等の実施 1回	市有地売払い(一般競争入札)等の実施 1回
	成果指標 (目標) 市有財産売買契約の締結 2件	市有財産売買契約の締結 2件	市有財産売買契約の締結 2件	市有財産売買契約の締結 2件	市有財産売買契約の締結 2件
	取組状況 ・利用計画がない市有地について、売払い(一般競争入札及び随意契約)を実施した。 ・処分未確定な市有地については、有料駐車場として活用した。	・利用計画がない市有地について、売払い(一般競争入札及び随意契約)を実施した。 ・普通財産の随意契約についての要領を策定した。	・利用計画がない市有地について、売払い(一般競争入札及び随意契約)を実施した。	・利用計画がない市有地について、過去に売却した市有地の百条委員会対応により、入札等を実施することができなかった。	
D 実行	活動指標 (実績) 市有地売払い(一般競争入札)等の実施 1回	市有地売払い(一般競争入札)等の実施 1回	市有地売払い(一般競争入札)等の実施 1回	市有地売払い(一般競争入札)等の実施 0回	
	成果指標 (実績) 市有財産売買契約の締結 2件	市有財産売買契約の締結 2件	市有財産売買契約の締結 1件	市有財産売買契約の締結 0件	
	効果額 10289 千円	206705 千円	17711 千円	0 千円	千円
	取組評価 A(計画通りまたは計画を上回って達成)	A(計画通りまたは計画を上回って達成)	B(計画通りではないが、概ね達成)	E(取り組むことができなかつた)	
	評価の理由 計画どおり市有地の売買を実施できたため。	計画通り市有地の売買を実施できた。	令和4年度縦越分については市有地の売買を実施できたが、令和5年度については市有地売却の入札を実施できなかつた。	活動指標、成果指標ともに未達となつたため。	
A 改善 (次年度の取組改善事項)	改善余地の検証 改善余地の検証 (次年度の取組改善事項) 引き続き売買可能な市有地を洗い出していく。	引き続き売買可能な市有地について売却を行っていく。	引き続き売買可能な市有地については売却を行っていく。	百条委員会の動向を見ながら、令和6年度に売却予定だった市有地の売却に向けて取り組む。	
効果額の算出方法 R6					

## 第8次糸満市行政改革大綱実施計画(実行プラン) 評価シート

No36					
基本方針	持続可能な安定した財政基盤の確立			取りまとめ課	行政経営課
推進項目	歳入 ①歳入の確保			関係課	
取組項目	<b>ふるさと応援寄附增加に向けた取組推進</b>			第5次糸満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2
現状・課題	市税収入の大幅な増加が見込めない状況にあるため、歳入の確保に努め、財政基盤の充実を図る必要がある。				
取組内容	魅力ある返礼品の開発や返礼品の魅力を発信するためのプロモーション事業を展開する。				
取組目標	ふるさと応援寄附額の増加により歳入の確保につなげ、財政基盤の充実を図る。				
P 計画	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		・魅力ある返礼品の新規開発 ・魅力発信のプロモーション事業の展開	・魅力ある返礼品の新規開発 ・魅力発信のプロモーション事業の展開 ・ふるさと応援寄附一括代行業者の公募	・魅力ある返礼品の新規開発 ・魅力発信のプロモーション事業の展開	・魅力ある返礼品の新規開発 ・魅力発信のプロモーション事業の展開
	活動指標 (目標)	ふるさと応援寄附一括代行業者の選定検討	ふるさと応援寄附一括代行業者の選定	返礼品の新規開発	返礼品の新規開発
		1件	1件	5件	5件
	成果指標 (目標)	ふるさと応援寄附金	ふるさと応援寄附金	ふるさと応援寄附金	ふるさと応援寄附金
		3.5億円	4億円	4.5億円	4.7億円
					5億円
	取組状況	・主な返礼品として、【定期便】フルーツ、ビール、マグロ、おせち、お歳暮等を新規開発できた。 ・広告・プロモーションとして、ふるさとチヨイス自治体紹介枠、楽天RPP広告、楽天メールマガジン、各種ポータルサイトの無料特集枠(応募制)を実施した。	・主な返礼品として、旅行クーポン、ITOMAN/S、PayPay商品券等を開発できた。 ・広告・プロモーションとして、チョイス自治体紹介枠・カテゴリPR、楽天RPP、チラシ作成・配布等を実施した。 ・一括代行業者の公募に向けて、県内外の業者の取組状況、実績等の情報収集を実施した。	・事業者の掘り起こしによる返礼品の新規開発(豚肉・生ハム・ネギトロ・サブリ等) ・複数事業者が参加する定期便の開発。 ・本市の風景を印刷したお礼状の作成 ・旅行系返礼品の画像に、本市の原風景やリゾートの画像を取り入れた。	・国頭村との共通返礼品として、フルーツ定期便を開発した。 ・返礼品(ビール)の事業者を大手に切り替え、経費縮減の取り組みを実施した。 ・楽天RPP広告の効果的な活用について、一括代行業者と調整し実施した。
	活動指標 (実績)	ふるさと応援寄附一括代行業者の選定検討	ふるさと応援寄附一括代行業者の選定	返礼品の新規開発	返礼品の新規開発
		1件	0件	121件	82件
D 実行	成果指標 (実績)	ふるさと応援寄附金	ふるさと応援寄附金	ふるさと応援寄附金	ふるさと応援寄附金
		4.44億円	4.21億円	6.01億円	8.28億円
	効果額	195918 千円	191909 千円	282253 千円	399878 千円
					千円
C 評価	取組評価	A(計画通りまたは計画を上回って達成)	A(計画通りまたは計画を上回って達成)	A(計画通りまたは計画を上回って達成)	A(計画通りまたは計画を上回って達成)
	評価の理由	寄附額が目標を94,000千円上回ることができたため。	寄附額が目標を21,000千円上回ることができたため。	寄付額が目標額を大きく上回ったため。	寄付額が目標額を大きく上回ったため。
A 改善	改善余地の検証 (次年度の取組改善事項)	更なる寄附額の増加に向けて、一括代行業者の選定過程について、検討する必要がある。	更なる寄附額の増加に向けて、魅力ある返礼品の開発、既存返礼品の「ラッピングアップ」等について、検討する必要がある。	一括代行業者を変更したことから、SEO対策、返礼品開発、画像改善を年次で実施していく。	・寄附受付サイトのレビューキャンペーンや広告を展開し、寄附者へのリーチ力を高めていく。 ・更なる新規返礼品開発のため、事業者回り(営業活動)を強化していく。
効果額の算出方法		R6	ふるさと応援寄附金額から、当該寄附を推進していくための経費を差し引いた額 828,199千円 - 428,321千円 = 399,878千円		

## 第8次糸満市行政改革大綱実施計画(実行プラン) 評価シート

No37	新規				
基本方針	持続可能な安定した財政基盤の確立			取りまとめ課	財政課
推進項目	歳入 ①歳入の確保			関係課	関係各課
取組項目	ネーミングライツの導入			第5次糸満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2
現状・課題	財政状況が厳しい中、持続可能な安定した行政サービスを提供していくためには、新たな財源の確保に取り組んでいく必要がある。				
取組内容	市が所有する公共施設等を有効活用してネーミングライツを導入することにより、施設等の維持管理や運営に充てるための財源を確保する。また、導入後においては、ネーミングライツに関する多くの応募を得られるよう積極的なPRを実施する。				
取組目標	ネーミングライツの導入により新たな財源を確保し、公共施設等の良好な管理運営を図る。				
計画P	実施計画	令和3年度 ・ネーミングライツガイドラインの策定 ・ネーミングライツの導入	令和4年度 ネーミングライツ契約の新規締結	令和5年度 ネーミングライツ契約の新規締結	令和6年度 -
	活動指標(目標)	ネーミングライツガイドラインの策定 1件	ネーミングライツ導入に向けての協議 1件	ネーミングライツ導入に向けての協議 1件	- -
	成果指標(目標)	ネーミングライツ契約の締結 1件	ネーミングライツ契約の締結 1件	ネーミングライツ契約の締結 1件	- -
	取組状況	・ネーミングライツを導入するにあたり、「糸満市ネーミングライツに関するガイドライン」を策定した。 ・糸満市観光文化交流拠点施設に関するネーミングライツを公募し、優先交渉権者と令和4年度から契約を締結する運びとなった。	・令和3年度にガイドラインは策定しているが、原課からネーミングライツの協議自体がなかった。	・令和3年度にガイドラインは策定しているが、昨年度同様に原課からネーミングライツの協議自体がなかった。	-
	活動指標(実績)	ネーミングライツガイドラインの策定 1件	ネーミングライツ導入に向けての協議 0件	ネーミングライツ導入に向けての協議 0件	- -
	成果指標(実績)	ネーミングライツ契約の締結 0件	ネーミングライツ契約の締結 0件	ネーミングライツ契約の締結 0件	- -
	効果額	0 千円	3600 千円	3600 千円	3600 千円
	取組評価	B(計画通りではないが、概ね達成)	E(取り組むことができなかつた)	E(取り組むことができなかつた)	- -
	評価C	評価の理由 年度内の契約には至らなかつたものの、ネーミングライツガイドラインを策定し、契約相手方の選定を終えることができたため。	ネーミングライツ自体の協議がなかつたことに加え、職員のノウハウがなく、ネーミングライツ導入に向けて取り組むことができなかつた。	ネーミングライツ自体の協議がなかつたことに加え、職員のノウハウがなく、ネーミングライツ導入に向けて取り組むことができなかつた。	- -
改善A	改善余地の検証(次年度の取組改善事項)	他の公共施設にもネーミングライツを導入していくにあたり、広くPRを行っていく必要がある。	当初予算編成説明会や予算ヒアリングの際に、積極的にネーミングライツ導入について検討を促すよう努める。	公共施設を担当課に、積極的にネーミングライツ導入について検討するよう努める。	- -
効果額の算出方法		R6	糸満市観光文化交流拠点施設ネーミングライツ料(くる糸満) 契約期間:令和4~6年度 3,600千円/年×3年=10,800千円		

## 第8次糸満市行政改革大綱実施計画(実行プラン) 評価シート

No38	新規				
基本方針	持続可能な安定した財政基盤の確立			取りまとめ課	保育こども園課
推進項目	歳入 ①歳入の確保			関係課	
取組項目	<b>利用者負担額(保育料)の収納率向上</b>			第5次糸満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2
現状・課題	利用者負担額(保育料)は、保育・教育施設を安定して運営していくための必要な財源の一つであるものの、年々その収納率が低下してきている。そのため、財源の確保に取り組む必要がある。				
取組内容	電話・文書による催告及び財産の差押を隨時実施し、利用者負担額(保育料)の徴収を強化する。				
取組目標	現年度の利用者負担額(保育料)収納率98.6%を達成する。				
P 計画	実施計画	令和3年度 催告の強化と財産の差押の実施	令和4年度 催告の強化と財産の差押の実施	令和5年度 催告の強化と財産の差押の実施	令和6年度 催告の強化と財産の差押の実施
	活動指標 (目標)	滞納者全員に電話または文書催告 12回	滞納者全員に電話または文書催告 12回	滞納者全員に電話または文書催告 12回	滞納者全員に電話または文書催告 12回
	成果指標 (目標)	利用者負担額(保育料)現年度収納率 97.5%	利用者負担額(保育料)現年度収納率 97.8%	利用者負担額(保育料)現年度収納率 98%	利用者負担額(保育料)現年度収納率 98.6%
	取組状況	月に1回夜間の特別催告を実施した。また、徴収担当で個別に電話催告及び文書催告を実施した。	差押予告通知書の送付により滞納者との接触機会を増やし、児童手当の申出徴収の件数を増やした。	日々の滞納者への文書・電話催告に加え、一斉催告文書の発送、児童手当を窓口支給へ切替し納付折衝機会を確保するなど、滞納整理に取り組んだ。	一斉催告文書の発送、滞納者の児童手当を窓口支給へ切り替え、納付機会を増やす等、滞納整理に取り組んだ。
	活動指標 (実績)	滞納者全員に電話または文書催告 10回	滞納者全員に電話または文書催告 4回	滞納者全員に電話または文書催告 12回	滞納者全員に電話または文書催告 4回
	成果指標 (実績)	利用者負担額(保育料)現年度収納率 99.41%	利用者負担額(保育料)現年度収納率 99.62%	利用者負担額(保育料)現年度収納率 98.5%	利用者負担額(保育料)現年度収納率 98.9%
	効果額	291 千円	577 千円	1744 千円	1840 千円
	取組評価	A(計画通りまたは計画を上回って達成)	A(計画通りまたは計画を上回って達成)	A(計画通りまたは計画を上回って達成)	A(計画通りまたは計画を上回って達成)
	評価の理由	成果指標を達成できたため。ただし、コロナ禍による保育料の減免もあり、徴収力が強化されているとは一概に言えない状況にある。	成果指標を達成できたため。ただし、コロナ禍による保育料の減免もあり、徴収力が強化されているとは一概に言えない状況にある。	成果指標を達成できたため。滞納初期にアプローチをかけることで高額滞納を未然に防ぎ、滞納額の圧縮にも繋がっている。	成果指標を達成できたため。
C 改善 A	改善余地の検証 (次年度の取組改善事項)	夜間催告のほか、日中の催告頻度を増やすとともに、財産差押も実施できる体制をとる。	児童手当の申出徴収や特別徴収による納付を促すほか、滞納処分強化を図る。	事務効率化での改善余地は天井に近いため、今後収納業務を強化するためには事務担当者の専任可など検討が必要。	滞納者への対応を強化するため、収納業務のDX化等、事務のさらなる効率化を検討する
	効果額の算出方法	R6	現年度調定額×(現年度の収納率 - 令和元年度の収納率※) ※令和2年度はコロナ禍の登園自粛で保育料減免という特殊な状況であったことを考慮し、収納率を比較する年度を令和元年度に変更した。 96,357,260円 × (98.9% - 96.99%) = 1,840,423円(1円未満切捨)		

## 第8次糸満市行政改革大綱実施計画(実行プラン) 評価シート

No39	R4新規				
基本方針	持続可能な安定した財政基盤の確立			取りまとめ課	市民生活環境課
推進項目	歳入 ①歳入の確保			関係課	
取組項目	<b>市内周遊バスの安定運行の推進</b>			第5次糸満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2
現状・課題	令和3年10月から市内周遊バス(いとちゃんmini)を本格運行しているが、燃料費や運行経費(車両の定期的な整備費など)の抑制及び利用者の増加による運賃収入の増加などが課題となっており、新たな収入源を確保するなど持続可能な運行に取り組んでいかなければならない状況にある。				
取組内容	持続可能な市内周遊バス運行をしていくため、企業等協賛金制度を導入し、バス停設置箇所の企業、病院、商店、自治会などへ制度の周知と理解を図っていく。				
取組目標	新たな収入源を確保することにより、持続可能な市内周遊バス運行を図っていく。				
計画P	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		-	事業実施要綱の制定	・オーナーの名称を付したバス停の設置及び管理 ・バスマップや市ホームページでのオーナー名の掲出	・運賃収入以外の収入確保策の調査・検討、決定・いとちゃんminiの利用促進に向けた周知の強化
	活動指標(目標)	-	参考自治体の視察	企業等への訪問	①運賃収入以外の収入確保策の調査・検討
		-	2回	10団体	①(収入確保策の実施) ②いとちゃんminiの利用促進に向けた周知
		-	-	-	6回以上
	成果指標(目標)	-	事業実施要綱の制定	協賛企業等	収入確保策の決定 (収入確保策の決定に応じて設定)
		-	1件	10団体	1件 70団体
		-	-	-	-
実行D	取組状況	-	-	-	-
		-	・他市の取組状況について情報収集を行った。 ・事業実施要綱については、必要な情報の収集ができておらず、制定まで至らなかった。	・事業実施に向けた要綱制定等の情報収集ができておらず、実施に至らなかった。  ・運賃収入以外の収入確保策の調査・検討のため、他自治体の情報収集を行った。 ・現在、すでに店舗名等を冠しているバス停があること等から、バス停オーナー制度の導入は困難と判断。 ・他の収入確保策として車内広告等の導入に向けて詳細な情報収集を行う。	-
	活動指標(実績)	-	参考自治体の視察	企業等への訪問	①運賃収入以外の収入確保策の調査・検討
		-	1回	0団体	1件
		-	-	-	②いとちゃんminiの利用促進に向けた周知 0回
	成果指標(実績)	-	事業実施要綱の制定	協賛企業等	収入確保策の決定
		-	0件	0団体	0件
		-	-	-	-
評価C	効果額	- 千円	0 千円	0 千円	0 千円
	取組評価	-	D(ほとんど取り組むことができなかつた)	E(取り組むことができなかつた)	D(ほとんど取り組むことができなかつた)
改善A	評価の理由	-	企業等協賛金制度を取り組んでいる市町村からの情報を得ることができず、制定に至らなかつたため。	企業等協賛金制度を取り組んでいる市町村からの情報を得ことができず、制定に至らなかつたため。	活動指標の一部は実行できたが、成果指標に設定した収入確保策の決定には至らなかつたため。
	改善余地の検証(次年度の取組改善事項)	-	企業等協賛金制度を取り組んでいる市町村からの情報を収集し、要綱の制定を行う。	令和6年度に予定している糸満市地域公共交通計画策定と連動して、持続可能な事業実施に向けて、調査・研究を行つ。	オーナー制度の導入ではなく、車内広告等による収入確保に向けて、情報収集を行い検討していく。
効果額の算出方法		R6			

## 第8次糸満市行政改革大綱実施計画(実行プラン) 評価シート

No40	R4新規				
基本方針	持続可能な安定した財政基盤の確立			取りまとめ課	教育総務課
推進項目	歳入 ①歳入の確保			関係課	学校教育課
取組項目	学校施設における職員駐車場使用料徴収の検討			第5次糸満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2
現状・課題	市内小中学校(16校)の学校職員は島尻・那覇・中頭地区から出勤しており、公共バス運行本数が少ないことから、自家用車通勤を余儀なくされていること、また、各学校に配置されている公用車の台数が少なく(公費での整備なし)、職員個人の自家用車を公務に使用していることから、学校施設への駐車に係る使用料徴収を行っていない状況にある。しかしながら、行政財産使用の観点から、使用料の徴収を検討する必要がある。				
取組内容	学校施設における職員駐車場使用料徴収の検討について、実態把握調査を実施し、その結果を踏まえながら関係者からの意見聴取、意見交換をとおして検討を進めていく。				
取組目標	実態把握調査の調査結果等を踏まえて、学校施設における職員駐車場使用料徴収に関する方針を決定する。				
P 計画	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		-	学校施設における職員駐車場使用料徴収に関する実態把握と課題の抽出	方針決定のための関係者間調整等	学校施設における職員駐車場使用料徴収に関する実態把握と課題の抽出
	活動指標 (目標)	-	実態把握調査の実施	方針案説明(校長会等での説明)・関係者間調整	実態把握調査の実施
		-	2回	1回以上	1件
					1回以上
	成果指標 (目標)	-	県内市町村の現状と課題の把握	方針の決定	方針(案)の決定
		-	1件	1件	1件
D 実行	取組状況	-	市街化区域・市街化調整区域で区分けを検討するにあたり、他市の実施状況、他市都市計画図確認、公用車配置費用の試算等により実現可能性を調査した。	・令和5年3月31日付の糸満市行政改革推進委員からの意見を受けて、近隣市町の状況把握に努めた。 ・効果額を試算した結果、収支が△15,633千円となった。	・教職員の働き方改革が課題となる中、本市では公共交通機関が十分整備されていないこと、駐車場使用料の徴収により教職員の事務負担が増加すること、島尻管内全体で検討すべき事項であることを勘案し、駐車場使用料は徴収しない方針(案)を決定した。
	活動指標 (実績)	-	実態把握調査の実施	方針案説明(校長会等での説明)・関係者間調整	実態把握調査の実施
		-	0回	0回	0件
	成果指標 (実績)	-	県内市町村の現状と課題の把握	方針の決定	方針(案)の決定
		--	0件	0件	1件
	効果額	- 千円	0 千円	0 千円	0 千円
C 評価	取組評価	-	D(ほとんど取り組むことができなかった)	D(ほとんど取り組むことができなかった)	B(計画通りではないが、概ね達成)
	評価の理由		制度設計のための実態把握調査(学校説明含む)や他市町村調査の業務量が膨大なため、取り組むことができなかった。	活動指標、成果指標ともに未達となつたため。	駐車場使用料を徴収しない方針(案)を決定したため。
A 改善	改善余地の検証 (次年度の取組改善事項)		行革推進委員会の意見を踏まえ、近隣の市町(島尻教育事務所管内市町)の実施状況の調査を行う。	豊見城市教育委員会が行った「教職員の駐車場有料化」アンケートでは、2市2町は「検討していない」となっているため、近隣市町との調整は困難な状況であると考えられる。今後は、現行の自動車の利用実態を把握し、必要性が認められる自動車利用の台数を調査する必要がある。	駐車場使用料を徴収しない方針(案)を決定したため、令和6年度をもって取組終了とする。
効果額の算出方法		R6			

## 第8次糸満市行政改革大綱実施計画(実行プラン) 評価シート

No41								
基本方針	持続可能な安定した財政基盤の確立			取りまとめ課	税務課			
推進項目	歳入 ②市税の適正課税と収納強化			関係課				
取組項目	<b>市税の課税客体の的確な把握</b>			第5次糸満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2			
現状・課題	自主財源の根幹をなす市税収入を適正に確保するため、市税の課税客体等を正確に把握し、適正課税を行う必要がある。							
取組内容	市民税については、確定申告資料、給与支払報告書その他課税資料等の疑義に関する調査を行う。資産税については、土地・家屋・償却資産の確認調査を行う。							
取組目標	適正・公平な課税を行い、税収の確保に努める。							
P 計画	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
		市税の課税客体の的確な把握	市税の課税客体の的確な把握	市税の課税客体の的確な把握	市税の課税客体の的確な把握	市税の課税客体の的確な把握		
	活動指標 (目標)	課税資料の疑義調査	課税資料の疑義調査	課税資料の疑義調査	課税資料の疑義調査	課税資料の疑義調査		
		1200件	2675件	2675件	2675件	2675件		
	成果指標 (目標)	疑義調査後の適正課税	疑義調査後の適正課税	疑義調査後の適正課税	疑義調査後の適正課税	疑義調査後の適正課税		
		960件	2277件	2277件	2277件	2277件		
D 実行	取組状況	(市民税) 確定申告資料、給与支払報告書その他課税資料等の疑義に関する調査を行った。 (資産税) 土地・家屋・償却資産の確認調査を実施した。	(市民税) 確定申告資料、給与支払報告書その他課税資料等の疑義に関する調査を行った。 (資産税) 土地・家屋・償却資産の確認調査を実施した。	(市民税) 確定申告資料、給与支払報告書その他課税資料等の疑義に関する調査を行った。 (資産税) 土地・家屋・償却資産の確認調査を実施した。	(市民税) 確定申告資料、給与支払報告書その他課税資料等の疑義に関する調査を行った。 (資産税) 土地・家屋・償却資産の確認調査を実施した。			
	活動指標 (実績)	課税資料の疑義調査	課税資料の疑義調査	課税資料の疑義調査	課税資料の疑義調査			
		1223件	2781件	2261件	1902件			
	成果指標 (実績)	疑義調査後の適正課税	疑義調査後の適正課税	疑義調査後の適正課税	疑義調査後の適正課税			
		1203件	2391件	1162件	1239件			
	効果額	23623 千円	12567 千円	13940 千円	25040 千円	千円		
C 評価	取組評価	A(計画通りまたは計画を上回って達成)	A(計画通りまたは計画を上回って達成)	B(計画通りではないが、概ね達成)	B(計画通りではないが、概ね達成)			
	評価の理由	疑義調査後の適正課税実績が、計画どおりだったため。	疑義調査後の適正課税実績が、計画どおりだったため。	成果指標は達成できなかったが、効果額が前年度実績を上回ったため。	成果指標は達成できなかったが、効果額が前年度実績を上回ったため。			
A 改善	改善余地の検証 (次年度の取組改善事項)	引き続き、疑義調査を行い、適正課税に努める。	引き続き、疑義調査を行い、適正課税に努める。	引き続き、疑義調査を行い、適正課税に努める。	引き続き、賦課調査を行い、適正課税に努める。			
効果額の算出方法 R6		・年度当初課税後に更正した償却資産に係る税額 15,142千円 ・課税資料の調査を基に賦課した市民税額 9,898千円						

## 第8次糸満市行政改革大綱実施計画(実行プラン) 評価シート

No42								
基本方針	持続可能な安定した財政基盤の確立			取りまとめ課	税務課			
推進項目	歳入 ②市税の適正課税と収納強化			関係課				
取組項目	<b>市税収納率向上に向けた取組推進</b>			第5次糸満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2			
現状・課題	市税収納率の向上においては、財産差押など市税徴収に係る滞納処分はもとより、納税者の財産状況把握や担税力調査により、執行停止処理を適切に実施する必要がある。							
取組内容	滞納処分による市税徴収はもとより、納税者の担税力を見極め、徴収の執行停止や課税額の減額を図るなど、早期に滞納整理を実施することにより収納率の向上を図る。							
取組目標	滞納整理(執行停止)に早期に取り組むことにより、市税収納率の向上を図る。							
計画 P	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
		早期の滞納整理(執行停止)の実施	早期の滞納整理(財産差押・執行停止)の実施	早期の滞納整理(財産差押・執行停止)の実施	早期の滞納整理(財産差押・執行停止)の実施	早期の滞納整理(財産差押・執行停止)の実施		
		執行停止	①財産差押 200件	①財産差押 130件	①財産差押 130件	①財産差押 130件		
	活動指標(目標)	②執行停止 200件	②執行停止 200件	②執行停止 200件	②執行停止 200件	②執行停止 200件		
		市税収納率 95.5%	市税収納率 95.7%	市税収納率 95.9%	市税収納率 96.4%	市税収納率 96.9%		
	成果指標(目標)							
実行 D	取組状況	下記のいずれかに該当する場合において、早期の滞納整理(執行停止)を実施した。 ①滞納処分することができる財産がないとき。②滞納処分をすることによってその生活を著しく窮屈させるおそれがあるとき。③その他住所及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。	下記のいずれかに該当する場合において、早期の滞納整理(執行停止)を実施した。 ①滞納処分することができる財産がないとき。②滞納処分をすることによってその生活を著しく窮屈させるおそれがあるとき。③その他住所及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。 ・財産調査・捜索の手法等について、県税事務所から技術的支援を受けた。また、差し押さえた不動産について県税事務所と同官公売を実施した。	下記のいずれかに該当する場合において、早期の滞納整理(執行停止)を実施した。 ①滞納処分することができる財産がないとき。②滞納処分をすることによってその生活を著しく窮屈させるおそれがあるとき。③その他住所及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。 ・財産調査について県税事務所から助言・支援を受けた。	下記のいずれかに該当する場合において、早期の滞納整理(執行停止)を実施した。 ①滞納処分することができる財産がないとき。②滞納処分をすることによってその生活を著しく窮屈させるおそれがあるとき。③その他住所及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。			
		執行停止 101件	①財産差押 192件	①財産差押 243件	①財産差押 238件			
		②執行停止 57件	②執行停止 78件	②執行停止 120件				
	活動指標(実績)	市税収納率 95.5%	市税収納率 95.8%	市税収納率 96%	市税収納率 96.2%			
	成果指標(実績)							
評価 C	効果額	12328 千円	32623 千円	47544 千円	59667 千円	千円		
	取組評価	B(計画通りではないが、概ね達成)	B(計画通りではないが、概ね達成)	B(計画通りではないが、概ね達成)	C(一部達成)			
	評価の理由	担税力調査等において、執行停止に該当する対象者が少なかったことから目標件数には届かなかつたものの、該当する者については概ね執行停止を行えたため。	成果指標については目標を達成することができたが、活動指標②執行停止については調査資料作成等に時間を要し目標件数に届かなかつたため。	成果指標については目標を達成することができたが、活動指標②執行停止については調査資料の作成等に時間を要し目標に届かなかつたため。	成果指標は目標未達となつたが、活動指標の一部(①財産差押)は目標達成となつたため。			
改善 A	改善余地の検証(次年度の取組改善事項)	他課や市民税係・固定資産税係との連携を密にする。	他課や市民税係・固定資産税係との連携を密にする。	・他課や市民税係・固定資産税係との連携を密にする。 ・那覇県税事務所や沖縄県都市税務協議会研修会等で県税事務所・他の市の調査方法・範囲や手法を参考に検討していきたい。	・他課や市民税係・固定資産税係との連携を密にする。 ・那覇県税事務所や沖縄県都市税務協議会研修会等で県税事務所・他の市の調査方法・範囲や手法を参考に検討していきたい。			
効果額の算出方法 R6		現年度調定額×(現年度の徴収率-基準年度の徴収率) 6,629,722,000円×(96.2%-95.3%)=59,667,498円						

## 第8次糸満市行政改革大綱実施計画(実行プラン) 評価シート

No43							
基本方針	持続可能な安定した財政基盤の確立		取りまとめ課	税務課			
推進項目	歳入 ②市税の適正課税と収納強化		関係課				
取組項目	滞納整理業務の民間委託(市税催告コールセンターの開設)		第5次糸満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2			
現状・課題	市税収納強化においては、現年度課税分の早期取り組みが重要であるが、財産調査や担税力調査、過年度課税分の対応及び通常の窓口対応など徴収業務が多岐にわたり十分な対応ができていない状況にある。						
取組内容	現年度課税分を中心とした電話催告や納付相談等を民間へ委託することにより、職員を税の徴収や執行停止等の滞納整理事務に集中させ、収納率の向上に取り組む。						
取組目標	電話催告をはじめ催告書の発送等を民間へ委託(市税催告コールセンターの開設)することにより、職員が早期に滞納整理に取り組むことで、市税収納率の向上を図る。						
P 計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
	実施計画 民間委託に関する事前調査の実施	滞納整理業務の民間委託に関するプロポーザルの実施	・民間委託による市税催告業務の実施 ・民間委託の効果検証	・民間委託による市税催告業務の実施 ・民間委託の効果検証	・民間委託による市税催告業務の実施 ・民間委託の効果検証		
	活動指標 (目標) 民間委託に関する事前調査	滞納整理業務に関するプロポーザルの実施 1件	市税催告コールセンターの開設 1件	民間委託の効果検証 1回	民間委託の効果検証 1回		
	成果指標 (目標) 民間委託に関する業務内容の決定	滞納整理業務の民間委託契約の締結 1件	市税収納率 95.9%	市税収納率 96.4%	市税収納率 96.9%		
	取組状況	10市に滞納整理業務の民間委託について電話確認を行った。その結果、民間業者へ委託することで民間のノウハウを活用した納め忘れによる滞納の未然防止や、初期滞納者への早期接触により納付率向上が図られるなどの効果があることが確認できた。	プロポーザル以前の課題(費用対効果の算出、他課の徴収業務を含めた検討、実施自治体における効果の確認等)への取組ができていない。	プロポーザル以前の課題(コールセンターの設置スペース、他課の徴収業務を含めた検討、実施自治体における効果の確認等)への取組ができていない。	・民間委託せども、市町村税の徴収率を維持、向上させている市町村の聞き取り調査を行った。 ・現状の滞納整理事務管理方法を見直し、徴収率向上に向けた体制を整備する。		
	活動指標 (実績) 民間委託に関する事前調査	滞納整理業務に関するプロポーザルの実施 1件	市税催告コールセンターの開設 0件	民間委託の効果検証 0回			
	成果指標 (実績) 民間委託に関する業務内容の決定	滞納整理業務の民間委託契約の締結 1件	市税収納率 0件	市税収納率 96%	市税収納率 96.2%		
	効果額	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円		
	取組評価 C(一部達成)	E(取り組むことができなかつた)	E(取り組むことができなかつた)	D(ほとんど取り組むことができなかつた)			
	評価の理由 費用対効果や導入に関する資料等の不足により、令和4年度当初予算に計上できなかつたため。	実施計画に掲げた事項について取り組むことができなかつたため。	導入コストが高額で、令和5年度当初予算に計上できなかつたため。	民間委託による電話催告コールセンターは導入コストが高額で費用対効果が見込めないが、民間委託なしで徴収率向上を達成している自治体の取組事例について聞き取り調査を行うことができた。			
D 実行	改善余地の検証 (次年度の取組改善事項)	令和4年度9月補正での予算計上に向けて、費用対効果等を精査する必要がある。	令和5年度において課題を整理し、実施の可否を含めた検討を行う必要がある。	・電話催告コールセンターの導入は、費用対効果や設置スペース等の面から困難であることが判明したため、独自で電話催告業務(直営)を行っている自治体の状況等を調査し、コールセンター以外で収納率を向上させる手法を模索する。	「コールセンター設置＝徴収率向上」の考え方を転換し、自府での現年度中心の徴収方針を徹底する。		
	効果額の算出方法 R6	現年度調定額×(現年度の徴収率-基準年度の徴収率) 6,629,722,000円×(96.2%-95.3%)=59,667,498円(本取組による効果ではないため、効果額は0とする。)					

## 第8次糸満市行政改革大綱実施計画(実行プラン) 評価シート

No44	新規				
基本方針	持続可能な安定した財政基盤の確立			取りまとめ課	介護長寿課
推進項目	歳出 ①補助金等の適正化			関係課	
取組項目	<b>敬老祝金の在り方検討</b>			第5次糸満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2
現状・課題	①少子高齢化の進展や平均寿命の延伸によって高齢者数が増加しているため、財源の確保が課題である。②トーカチ祝金(満87歳)については、女性の平均寿命が87.74歳(令和2年簡易生命表)であることから、事業の目的である「長寿の祝福」の「長寿」の定義に馴染まない可能性がある。③トーカチ祝金(満87歳)とカジマヤー祝金(満96歳)の支給金額が同じであるため、差別化する必要があるか検討を要する。				
取組内容	他市の敬老祝金に関する状況を調査するとともに、高齢者福祉計画策定委員会等において当該祝金に関する意見を聴取する。				
取組目標	令和6年度までに、将来的な敬老祝金のあり方を決定する。				
P 計画	実施計画	令和3年度 ・他市の現況や取り組みの調査 ・アンケート調査の検討	令和4年度 ・敬老祝金に関するアンケート調査 ・外部委員からの意見聴取	令和5年度 将来的な敬老祝金のあり方の決定	令和6年度 -
	活動指標 (目標)	県内他市の調査 10市	・高齢者福祉計画の進行管理に関する会議での意見聴取 ・アンケート調査の実施 各1回ずつ	敬老祝金のあり方を検討する会議の開催 4回	- -
					- -
					- -
	成果指標 (目標)	参考事例の抽出 2市	将来的な敬老祝金のあり方(案)の作成 2案	将来的な敬老祝金のあり方の決定 1件	- -
					- -
					- -
D 実行	取組状況	・県内11市で構成する老人福祉研究部会にて、他市の現況や取り組みについて確認を行った。 (行政改革による見直しの事例有り:那覇市、豊見城市) ・令和4年度敬老祝金受取者へのアンケート(所感調査)の検討を行った。	・敬老祝金に関するアンケート(所感調査)を実施して事業効果を検証した。 有効回答数313名(87.7%)受給する気持ち「うれしい」が95.5%、その理由として「高齢者に対する敬意を感じることができる」が69.0%、「お祝い会など特別な費用に充てることができる」が10.0%	・令和6年度の一般会計予算事業費の増(介護用品給付事業費等)に伴う歳出縮減の観点から、敬老祝金の見直しと合わせて、高齢者支援事業の見直しプランを検討する調整会議を実施した。	- -
	活動指標 (実績)	県内他市の調査 未実施(10市の状況確認実施)	・高齢者福祉計画の進行管理に関する会議での意見聴取 ・アンケート調査の実施 アンケート実施(1回)、意見聴取未実施	見直しプラン検討調整会議の実施 1回	- - -
					- -
					- -
	成果指標 (実績)	参考事例の抽出 2市	将来的な敬老祝金のあり方(案)の作成 0案	将来的な敬老祝金のあり方の決定 0件	- -
					- -
					- -
	効果額	0 千円	0 千円	0 千円	- 千円 - 千円
C 評価	取組評価	B(計画通りではないが、概ね達成)	C(一部達成)	C(一部達成)	- -
	評価の理由	県内他市(10市)の状況を確認し、参考事例の抽出(2市)を行えたため。	敬老祝金に関するアンケート(所感調査)を実施して事業効果について一定の検証することができたが、将来的な敬老祝金のあり方(案)を作成できなかったため。	成果指標は未達だが、地域支援事業(介護保険特別会計)の対象外となった事業と合わせて敬老祝金の見直しについて検討した結果、トーカチ祝金について支給額を10,000円/人から5,000円/人に減額する(予定)。	- -
A 改善	改善余地の検証 (次年度の取組改善事項)	参考事例(2市)の背景と本市との状況比較、次年度に実施予定である敬老祝金受取者へのアンケートの設問等を整理する必要がある。	アンケート結果について事業効果の参考としながらも、他の高齢者支援事業の見直し等と合わせて将来的なあり方の検討が必要。	引き続き、トーカチ祝金以外の祝金(カジマヤー祝金(10,000円/人)、新百歳祝金(20,000円/人))の縮減や敬老祝金の廃止に向けて検討する必要がある。	- -
効果額の算出方法		R6	-		

## 第8次糸満市行政改革大綱実施計画(実行プラン) 評価シート

No45						
基本方針	持続可能な安定した財政基盤の確立		取りまとめ課	水道部総務課		
推進項目	歳出 ②特別会計の健全化及び扶助費の適正化		関係課			
取組項目	経営適正化の観点に基づく下水道使用料の見直し		第5次糸満市総合計画における位置づけ	第4章 政策3		
現状・課題	公営企業である下水道事業は、雨水事業は公費で、汚水事業は原則下水道使用料で経費を賄う「雨水公費・汚水私費の原則」が適用される。しかしながら、現在の下水道使用料では、一般会計繰入金及び他会計借入金の補填なしでは事業運営において資金不足となっている状況にある。					
取組内容	公共下水道の経営健全化に向けて、下水道使用料の見直しを行う。また、下水道使用料の改定については、段階的な引き上げを検討する。					
取組目標	令和4年度に下水道使用料の改定を行い、令和5年度以降、糸満市下水道事業経営戦略の内容を精査し、状況に応じて下水道使用料の見直しを検討していく。					
P 計画	実施計画	令和3年度 下水道使用料改定の適正時期 検討	令和4年度 下水道使用料の改定	令和5年度 ・下水道事業経営戦略の内容 精査 ・下水道使用料の見直し検討	令和6年度 ・下水道使用料の改定	令和7年度 ・下水道事業経営戦略の内容 精査 ・下水道使用料の見直し検討
	活動指標 (目標)	他市町村の改定時期の把握 1回	他市町村の改定時期及び経済 状況の把握 1回	改定後の収支状況の精査 1回	審議会等の開催 1回以上	改定後の収支状況の精査 1回
	成果指標 (目標)	下水道使用料の見直し時期の 決定 1件	下水道使用料の見直しの決定 前年度比115%	下水道使用料単価の改善 94円/m³以上	下水道使用料の見直しの決定 前年度比115%	下水道使用料単価の改善 109.6円/m³以上
	取組状況	下水道使用料の改定の実施時期 について、コロナ禍収束、財政状況、他市等の状況を勘案し、早急かつ適正時期とすることを部内決定した。	コロナ禍で経済情勢が安定していないため、令和3年度に引き続き、下水道使用料の改定は見送りとなった。	下水道事業経営戦略の内容精査、下水道使用料の見直しは実施できなかったが、令和6年度に経営戦略改定、下水道使用料の見直しを行う旨水道部内で決定した。	・令和6年度に経営戦略を改定し、下水道使用料の見直しを行った。 ・令和7年3月議会において、下水道条例が一部改正され、令和7年10月に下水道使用料を改定予定。 【改定前】91.3円/m³ 【改定後】109.6円/m³ 【前年度比】当初目標_115%、実績_120%	
	活動指標 (実績)	他市町村の改定時期の把握 2回	他市町村の改定時期及び経済 状況の把握 1回	改定後の収支状況の精査 0回	審議会等の開催 2回	
	成果指標 (実績)	下水道使用料の見直し時期の 決定 0件	下水道使用料の見直しの決定 未実施	下水道使用料単価の改善 未実施	下水道使用料の見直しの決定 前年度比120%	
	効果額	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	千円
	取組評価	B(計画通りではないが、概ね達成)	C(一部達成)	C(一部達成)	A(計画通りまたは計画を上回って達成)	
	評価の理由	部内方針の決定及び他市町村の改定時期の把握を行えたため。	部内方針の決定及び他市町村の改定時期の把握を行えたため。	活動指標、成果指標はともに未達だが、令和6年度に経営戦略改定、下水道使用料の見直しを行うことを水道部内で決定したため。	計画どおり下水道使用料の見直し決定を行うことができたため。	
A 改善 (次年度の取組 改善事項)	改善余地の 検証	コロナ禍による影響把握に努めながら、継続して改定時期を検討する。	下水道使用料の改定の時期については、今後の経済情勢や他市の状況を確認しながら検討する。	経営戦略改定については、経営委員会に諮った上で下水道使用料の改定額(率)、時期を決定する。	下水道資料料改定後の収支状況の精査を行う。	
効果額の 算出方法		R6	R7料金収入(見込)447,816千円-R6料金収入395,142千円=52,674千円(見込額) ※令和7年度発現見込み			

## 第8次糸満市行政改革大綱実施計画(実行プラン) 評価シート

No46							
基本方針	持続可能な安定した財政基盤の確立		取りまとめ課	市民生活環境課			
推進項目	歳出 ②特別会計の健全化及び扶助費の適正化		関係課	工務課			
取組項目	<b>下水処理施設とし尿処理施設(岡波苑等)の効率的連携</b>		第5次糸満市総合計画における位置づけ	第4章 政策3			
現状・課題	し尿処理施設「岡波苑」は供用開始(昭和57年)から39年が経過し老朽化が著しいため、沖縄県の進める「広域化・共同化計画」に沿って、下水道処理施設への接続を図る必要がある。						
取組内容	沖縄県の進める汚水処理事業の広域化・共同化計画(令和4年度策定)への採択に向けて、下水道担当部署及び関係市町村と協議し、広域化、共同化に取り組む。						
取組目標	し尿処理施設と下水道処理施設の接続(共同化)及び近隣自治体との連携(広域化)を図り、効率的に汚水処理を行う。						
計画P	実施計画	令和3年度 本市下水道施設への受け入れ条件整備	令和4年度 基本構想の策定	令和5年度 汚水処理施設の統廃合及び人材育成(職員研修等)の共同実施	令和6年度 ・南部ブロック作業部会の開催・汚水処理施設(岡波苑、清澄苑)の統廃合に向けた詳細効果の検討・人材育成(職員研修等)の共同実施	令和7年度 ・南部ブロック作業部会の開催・汚水処理施設(岡波苑、清澄苑)の統廃合に向けた詳細効果の検討・人材育成(職員研修等)の共同実施	
	活動指標(目標)	広域化・共同化ワーキング会議の開催 2回	広報紙等での情報提供 3回	作業部会の開催 2回	①南部ブロック作業部会の開催 2回	南部ブロック作業部会の開催 2回	
				共同研修の実施 1回	②人材育成(職員研修等)の共同実施 1回	人材育成(職員研修等)の共同実施 1回	
	成果指標(目標)	広域化・共同化にあたっての本市条件整備 1件	基本構想の策定 1件	汚水処理施設の統廃合に向けたロードマップの作成 1件	汚水処理施設の統廃合による詳細効果の把握 2施設	汚水処理施設の統廃合による詳細効果の把握 2施設	
					汚水処理施設の統廃合に向けたロードマップの作成 1件	汚水処理施設の統廃合による詳細効果の把握 1件	
	取組状況	広域化・共同化ワーキング会議へ参加し、糸満市浄化センターと岡波苑の共同化について確認した。また、沖縄県汚水処理事業連絡協議会において費用を比較した結果、糸満市浄化センターと岡波苑の共同化が有利と認定された。		・南部広域行政組合による糸満市浄化センターにおけるし尿等の共同化・広域化処理検討に参画した。 ・広域化・共同化ワーキング会議において検討体制・スケジュール等の確認を行い、施設統廃合について、概略検討を行った。	・広域化・共同化ワーキング会議(作業部会)で、継続する連携メニューを確認し、災害対応の広域化を追加した。 ・糸満市浄化センター、岡波苑、清澄苑の3施設の統廃合について検討した。  (R7.3月)		
	活動指標(実績)	広域化・共同化ワーキング会議の開催 2回	広報紙等での情報提供 0回	作業部会の開催 3回	①南部ブロック作業部会の開催 3回		
				共同研修の実施 0回	②人材育成(職員研修等)の共同実施 1回		
	成果指標(実績)	広域化・共同化にあたっての本市条件整備 1件	基本構想の策定 1件	汚水処理施設の統廃合に向けたロードマップの作成 0件	汚水処理施設の統廃合による詳細効果の把握 0施設		
					汚水処理施設の統廃合に向けたロードマップの作成 0件		
実行D	効果額	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	千円	
	取組評価	A(計画通りまたは計画を上回って達成)	B(計画通りではないが、概ね達成)	C(一部達成)	C(一部達成)		
評価C	評価の理由	近隣町のし尿処理容量超過分を下水道施設で受入れるにあたっての条件を整備できたため。	糸満市浄化センターにおけるし尿等の共同化・広域化処理検討に参画し報告書を取りまとめた。 沖縄県汚水処理事業広域化・共同化計画に施設統廃合可能性施設として位置付けられた。	汚水処理施設の統廃合に向け作業部会で検討を進めたが、ロードマップの作成までには至らなかつた。	汚水処理施設の統廃合に向け作業部会で検討を進めたが、ロードマップの作成までには至らなかつた。		
	改善A	改善余地の検証(次年度の取組改善事項)	南部広域行政組合し尿等処理施設整備基本構想に参画し、より実現性の高い計画を策定する。	南部広域行政組合し尿等処理施設整備基本構想に参画し、より実現性の高い計画の詳細検討を行う。	ロードマップの作成前に、し尿処理施設(糸満市終末処理場、岡波苑、清澄苑)の統廃合にかかる概算費用等の試算が必要なため、南部広域行政組合と連携し取組を進めること。		
効果額の算出方法		R6					

## 第8次糸満市行政改革大綱実施計画(実行プラン) 評価シート

No47								
基本方針	持続可能な安定した財政基盤の確立			取りまとめ課	国民健康保険課			
推進項目	歳出 ②特別会計の健全化及び扶助費の適正化			関係課	税務課			
取組項目	国民健康保険税の収納率向上			第5次糸満市総合計画における位置づけ	第2章 政策1			
現状・課題	新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少者の増加に伴い、国民健康保険税の納付交渉が難しくなってきている。							
取組内容	電話催告・臨戸訪問の強化や日曜窓口の開設により、納付交渉の機会を増やし、国民健康保険税収納率の向上を図る。							
取組目標	生活困窮者等を見極めて適切な納付相談を実施し、資力のある者には滞納処分を行うことで、収納率の向上を目指す。							
P 計画	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
		・電話催告、臨戸訪問の強化 ・日曜窓口の開設 ・債権差押の実施	・電話催告、臨戸訪問の強化 ・日曜窓口の開設 ・債権差押の実施	・電話催告、臨戸訪問の強化 ・日曜窓口の開設 ・債権差押の実施	・電話催告、臨戸訪問の強化 ・日曜窓口の開設 ・債権差押の実施	・電話催告、臨戸訪問の強化 ・日曜窓口の開設 ・債権差押の実施		
	活動指標 (目標)	差押件数	差押件数	差押件数	差押件数	差押件数		
		150件以上	150件以上	150件以上	150件以上	150件以上		
	成果指標 (目標)	国民健康保険税収納率(一般被保険者現年度分)	国民健康保険税収納率(一般被保険者現年度分)	国民健康保険税収納率(一般被保険者現年度分)	国民健康保険税収納率(一般被保険者現年度分)	国民健康保険税収納率(一般被保険者現年度分)		
D 実行	取組状況	94.4%	94.4%	94.4%	94.4%	94.4%		
	活動指標 (実績)	差押件数	差押件数	差押件数	差押件数			
		90件	74件	151件	411件			
	成果指標 (実績)	国民健康保険税収納率(一般被保険者現年度分)	国民健康保険税収納率(一般被保険者現年度分)	国民健康保険税収納率(一般被保険者現年度分)	国民健康保険税収納率(一般被保険者現年度分)			
		95.88%	94.87%	96.23%	96.57%			
C 評価	効果額	26102 千円	10559 千円	20668 千円	23735 千円	千円		
	取組評価	B(計画通りではないが、概ね達成)	B(計画通りではないが、概ね達成)	A(計画通りまたは計画を上回って達成)	A(計画通りまたは計画を上回って達成)			
A 改善	評価の理由	成果指標は達成したが、活動指標は目標に届かなかったため。	成果指標は達成したが、活動指標は目標に届かなかったため。	活動指標、成果指標ともに目標を上回ることができたため。	活動指標、成果指標ともに目標を上回ることができたため。			
	改善余地の検証 (次年度の取組改善事項)	現在の取組を継続し、目標達成できるよう取り組む。改善点として、臨戸訪問や電話催告の回数増加を考えていきたい。	現在の取組を継続し、改善点として、効率的な電話催告の徹底を図りたい。	現在の取り組みを継続するとともに、電話催告の強化や口座振替の促進等を行ってていきたい。	現在の取り組みを継続するとともに、電話催告の強化や口座振替の促進等を行ってていきたい。			
効果額の算出方法		R6	一般被保険者現年度調定額 × (現年度の収納率 - 基準年度の収納率) ※基準年度は令和2年度 815,648,925円 × (96.57% - 93.66%) = 23,735,383円 【参考】差押充当額 R5年度 3,931,135円、R6年度 14,842,968円					

## 第8次糸満市行政改革大綱実施計画(実行プラン) 評価シート

No48							
基本方針	持続可能な安定した財政基盤の確立		取りまとめ課	商工水産課			
推進項目	歳出 ②特別会計の健全化及び扶助費の適正化		関係課				
取組項目	糸満漁港ふれあい公園事業特別会計の健全な経営		第5次糸満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2			
現状・課題	コロナ禍で入場者数の減少により、施設運営の厳しい状況が続いているため、運営を継続するための財源を確保する必要がある。						
取組内容	ふれあい公園施設を有効活用してコロナ禍に対応したサービスやネーミングライツを導入することにより、施設等の維持管理や運営に充てるための財源を確保する。						
取組目標	ふれあい公園施設の持続可能な運営を行うための経営戦略を策定し、糸満漁港ふれあい公園の効率的な施設運営を図る。						
P 計画	実施計画	令和3年度 ・ふれあい公園施設へのネーミングライツ導入に向けての協議 ・経営戦略の策定	令和4年度 ・指定管理者の公募 ・ネーミングライツの公募 ・ネーミングライツ契約の新規締結	令和5年度 指定管理者とのSDGsを踏まえた新たなサービスの協議	令和6年度 指定管理者とのSDGsを踏まえた新たなサービスの運用	令和7年度 ネーミングライツ契約の更新または新規契約締結	
	活動指標 (目標)	ネーミングライツ導入にむけての沖縄県と協議 1件	ネーミングライツの公募 1件	新サービスの実証実験協議 1件	新サービスの本格運用協議 1件	ネーミングライツ契約更新協議または新規公募 1件	
	成果指標 (目標)	ネーミングライツについて沖縄県と覚書締結 1件	ネーミングライツ契約の締結 1件	新サービス実証実験の実施 1件	新サービスの本格運用開始 1件	ネーミングライツ契約の締結 1件	
	取組状況	・ふれあい公園施設へのネーミングライツ導入に向けて、沖縄県と覚書締結に向けて事務協議を行った。 ・糸満漁港ふれあい公園事業に関する経営戦略を策定した。	・指定管理者の公募、基本協定締結を行った。	・取り組みが全体的に遅れており、令和4年度に予定していたネーミングライツの公募・契約締結、今年度の実施計画の取り組みまで実施することができなかつたが、ネーミングライツ募集要項(案)を策定した。	・美々ビーチオフシーズンの誘客に課題があることから、その対策等について指定管理者と協議を行った。 ・協議の結果、R6.12.14(土)～R7.1.13(月)の期間、美々ビーチいとまんにてイルミネーションイベントの開催を決定し、クリスマス特別ステージや年越しのカウントダウン花火等を実施した。		
	活動指標 (実績)	ネーミングライツ導入にむけての沖縄県と協議 1件	ネーミングライツの公募 0件	新サービスの実証実験協議 0件	新サービスの本格運用協議 1件		
	成果指標 (実績)	ネーミングライツについて沖縄県と覚書締結 0件	ネーミングライツ契約の締結 0件	新サービス実証実験の実施 0件	新サービスの本格運用開始 1件		
	効果額	0 千円	0 千円	0 千円	55 千円	千円	
	取組評価	B(計画通りではないが、概ね達成)	E(取り組むことができなかつた)	E(取り組むことができなかつた)	B(計画通りではないが、概ね達成)		
	評価の理由	年度内での覚書締結を予定していたが、協議内容の調整に時間を要したため。	指定管理者公募に時間を要したため。	令和4年度に未達となったネーミングライツの公募・契約手続きについて、県有地であることから県の募集要項に合わせて修正が必要であったため、年度内に完了できず、今年度の活動指標・成果指標も未達となつたため。	成果指標を概ね達成することができますが、イベントの継続性等に課題があるため。		
A 改善 (次年度の取組改善事項)	改善余地の検証	ネーミングライツの導入に向けて、沖縄県と早期に覚書を締結できるよう努める。	令和5年度早期にネーミングライツの公募を開始する。	令和6年度にネーミングライツの公募を開始するために、募集要項を整理する。	初めての取り組みであつたため、飲食等のテナント施設の改善や交通誘導等、様々な課題があつた。		
	効果額の算出方法	R6 指定管理者の売上1,118,612円×市への納付金5% = 55,936円					

## 第8次糸満市行政改革大綱実施計画(実行プラン) 評価シート

No49	新規				
基本方針	持続可能な安定した財政基盤の確立			取りまとめ課	介護長寿課
推進項目	歳出 ②特別会計の健全化及び扶助費の適正化			関係課	
取組項目	<b>介護予防のための地域活動の支援</b>			第5次糸満市総合計画における位置づけ	第2章 政策1
現状・課題	介護保険における給付費が増加し、第1号被保険者の保険料が県平均と比べ高い状況にある。また、要介護認定者の割合は、全国平均や県平均に比べ中重度認定者が多い状況にある。そのため、介護予防に取り組み、介護給付費の伸びを緩やかにする必要がある。				
取組内容	介護予防に効果的な活動を身近な地域で展開し、多くの高齢者が参加できるよう「通いの場」を支援することにより、介護給付費の伸びを緩やかにする。				
取組目標	要介護状態に陥る割合を下げ、介護給付費の伸びを緩やかにする。				
P 計画	実施計画	令和3年度 介護予防のための地域活動の支援	令和4年度 介護予防のための地域活動の支援	令和5年度 介護予防のための地域活動の支援	令和6年度 介護予防のための地域活動の支援
	活動指標 (目標)	通いの場の支援 87カ所	通いの場の支援 88カ所	通いの場の支援 89カ所	通いの場の支援方法検討会議の開催 6回
	成果指標 (目標)	受給者1人あたり給付月額の伸び率(対前年度比) 1.01倍以下	受給者1人あたり給付月額の伸び率(対前年度比) 1.01倍	受給者1人あたり給付月額の伸び率(対前年度比) 1.01倍以下	令和7年度通いの場支援案の作成 1件以上
	取組状況	・地域デイサービスや願寿館で運動教室等を実施した。新型コロナウイルス流行により教室を休止した際は、在宅で可能なプログラムを提供し、活動の維持を図った。 ・生活支援コーディネーターが中心となり、住民主体の通いの場の継続を支援した。	・地域デイサービスや願寿館で運動教室を実施した。 ・生活支援コーディネーターが中心となり住民主体の通いの場の実施を支援しているが、活動を休止するなど、前年度に比べ実施団体が減少している。	・地域デイサービスや願寿館で運動教室を実施した。 ・生活支援コーディネーターが中心となり、住民主体の通いの場の実施を支援した。 ・民間事業者によるボランティア(体操教室等)の介入を支援した。	・県モデル事業を活用した通いの場支援方法に関する知見の獲得を図った。 ・通いの場の支援方法を含めた総合事業見直しに関する協議体を設定、課題等を整理して構想内にまとめた。 ・関連協議体その他研修会等を活用して具体的な検討を実行した。
	活動指標 (実績)	通いの場の支援 88カ所	通いの場の支援 79カ所	通いの場の支援 80カ所	通いの場の支援方法検討会議の開催 8回
	成果指標 (実績)	受給者1人あたり給付月額の伸び率(対前年度比) 1.02倍	受給者1人あたり給付月額の伸び率(対前年度比) 0.99倍	受給者1人あたり給付月額の伸び率(対前年度比) 1.02倍以下	令和7年度通いの場支援案の作成 7件
	効果額	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
	取組評価	B(計画通りではないが、概ね達成)	B(計画通りではないが、概ね達成)	C(一部達成)	A(計画通りまたは計画を上回って達成)
	評価の理由	新型コロナウィルス感染症の影響があり、活動ができない時期があつたが、感染対策を十分に行い、通いの場を開所できた。しかしながら、成果指標は目標を達成できなかつたため。	活動休止により通いの場は減少したが、成果指標においては目標を達成したため。	活動指標、成果指標とともに未達となつたが、活動指標である通いの場の数は前年度比増となつたため。	効果的に通いの場支援の実行を行うための方向性を定め、具体的な方策を検討することができた。
A 改善 (次年度の取組改善事項)	改善余地の検証	集団活動における感染症対策について情報提供し、通いの場の活動継続を支援する。	通いの場の活動継続を支援する。	地域活動支援の主な財源としてきた地域支援事業費が年々増加し、限度額を超過している。現行の方法での支援継続が困難となっているため、支援方法の見直しが必要。	市全体の介護予防拠点の拡充に向けた、画一的な通いの場の支援方法の検討を継続する必要がある。
	効果額の算出方法	R6			

## 第8次糸満市行政改革大綱実施計画(実行プラン) 評価シート

No50	新規				
基本方針	持続可能な安定した財政基盤の確立			取りまとめ課	水道部総務課
推進項目	歳出 ②特別会計の健全化及び扶助費の適正化			関係課	水道部工務課
取組項目	<b>農業集落排水事業の公営企業会計への移行</b>			第5次糸満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2
現状・課題	農業集落排水事業については、将来にわたって持続可能な経営を確保するため、「経営の見える化」による経営基盤の強化が必要である。				
取組内容	経営状況や資産を適切に管理し、持続可能な経営を図るため、農業集落排水事業について、公営企業会計への移行に取り組む。				
取組目標	令和5年4月1日から農業集落排水事業に地方公営企業法を適用し、公営企業会計へ移行する。				
P 計画	実施計画	令和3年度 地方公営企業法適用に向けた支援業務の実施	令和4年度 地方公営企業法適用に向けた支援業務の実施	令和5年度 農業集落排水事業の地方公営企業法適用及び公営企業会計への移行	令和6年度 -
	活動指標 (目標)	地方公営企業法適用支援業務の実施 1件	地方公営企業法適用支援業務の実施 1件	地方公営企業法適用後アフター業務の実施 1件	- -
	成果指標 (目標)	会計移行に係る固定資産台帳の作成及びシステムの整備 1件	公営企業会計移行手続の準備完了 1式	公営企業会計移行手續の完了 1式	- -
	取組状況	令和3年8月に地方公営企業法適用に係る支援委託業務の契約締結を行い、令和4年度までの2年間で移行業務に取り組むこととした。	令和3年度に契約締結した公営企業会計移行支援業務により、例規整備、企業会計システム構築、企業会計移行に係る会計移行業務に取り組んだ。	特別会計から企業会計への移行にかかる国を始めとした関係機関への手続き及び打ち切り決算等の業務に取り組んだ。	- -
	活動指標 (実績)	地方公営企業法適用支援業務の実施 1件	地方公営企業法適用支援業務の実施 1件	地方公営企業法適用後アフター業務の実施 1件	- -
	成果指標 (実績)	会計移行に係る固定資産台帳の作成及びシステムの整備 1件	公営企業会計移行手続の準備完了 1式	公営企業会計移行手續の完了 1式	- -
	効果額	0 千円	0 千円	0 千円	- 千円 - 千円
	取組評価	A(計画通りまたは計画を上回って達成)	A(計画通りまたは計画を上回って達成)	A(計画通りまたは計画を上回って達成)	- -
	評価の理由	地方公営企業法適用に係る支援委託業務契約を締結し、実行に移せたため。	公営企業会計移行にかかる準備が完了したため。	取組目標である公営企業会計への移行を完了した。	- -
A 改善 (次年度の取組改善事項)	改善余地の検証	整理した基礎資料等を基に、移行事務に関する支援委託業務の実施と、公営企業会計システムの構築を進めていく。	地方公営企業法の適用開始を受け、関係法令のほか会計方式及び決算書類(財務諸表等)等の相違に留意する。	(取組終了)	- -
効果額の算出方法 R6 -					

## 第8次糸満市行政改革大綱実施計画(実行プラン) 評価シート

No51	R5新規					
基本方針	持続可能な安定した財政基盤の確立		取りまとめ課	水道部工務課		
推進項目	歳出 ②特別会計の健全化及び扶助費の適正化		関係課	水道部総務課		
取組項目	農業集落排水の接続率向上		第5次糸満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2		
現状・課題	農業集落排水処理施設は、令和3年度の供用開始から2年が経過した令和5年3月末時点での接続戸数が123戸となっており、整備予定戸数1,352戸に対して接続率が9.0%と低い状況であるため、継続的かつ安定した事業運営を行ううえで、早急に接続率を向上させる必要がある。					
取組内容	供用を開始した地域の住民へ下水道への接続依頼を行うとともに、接続補助金及び貸付金制度の周知を図る。また、接続希望世帯が工事業者を探しやすい(下水道接続工事を発注しやすい)環境を整えるため、必要な検討を行うとともに、状況に応じて補助金及び貸付金制度の見直しを行う。					
取組目標	農業集落排水の接続率を令和5年度は12.7%以上(対前年度比50件以上増)、令和6年度は20.1%以上(同100世帯件以上増)、令和7年度は27.5%以上(同100件以上増)を目標とする。					
P 計画	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		-	-	・供用開始した地域の世帯を対象に接続補助金及び貸付金制度の周知を図る。 ・接続希望世帯が接続工事を発注しやすい環境の検討 ・補助金及び貸付金制度の見直しの検討	・供用開始した地域の世帯を対象に接続依頼、接続補助金及び貸付金制度の周知を図る。	・供用開始した地域の世帯を対象に接続依頼、接続補助金及び貸付金制度の周知を図る。
	活動指標 (目標)	-	-	未接続世帯への接続依頼、接続補助金及び貸付金制度の周知	未接続世帯への接続依頼、接続補助金及び貸付金制度の周知	未接続世帯への接続依頼、接続補助金及び貸付金制度の周知
		-	-	2回以上	2回以上	2回以上
				下水道工事指定店等へのヒアリング実施	接続率向上に向けた取組に係る関係機関協議・関係規定の検討	
				1回以上	2回以上	
	成果指標 (目標)	-	-	下水道接続率	下水道接続率	下水道接続率
		-	-	12.7%以上	20.1%以上	27.5%以上
				使用料収入(調定額)の増額	使用料収入(調定額)の増額	
				1900千円増	1900千円増	
D 実行	取組状況	-	-	・令和5年10月から供用開始した地域及び、令和6年4月から供用開始予定箇所の住民に対し供用開始、補助金、貸付金制度について説明会を実施した他、過年度に供用開始した地域の内、未接続世帯へ補助金・貸付金制度の説明資料を配布した。 ・下水道工事指定店等へのヒアリング及びアーケートを実施した。 ・接続希望世帯が施工業者を確保しやすいうように排水設備確認申請時における下水道工事指定店の負担軽減策と併せて補助金制度の検討を行った。	・令和7年4月1日から供用開始する地域の住民に対し供用開始、補助金、貸付金制度について説明会を実施した。 ・過年度に供用開始した地域の内、未接続世帯へ接続依頼文及び補助金制度の説明資料を配布した。	
	活動指標 (実績)	-	-	未接続世帯への接続依頼、接続補助金及び貸付金制度の周知	未接続世帯への接続依頼、接続補助金及び貸付金制度の周知	
		--	-	3回	2回	
				下水道工事指定店等へのヒアリング実施	接続率向上に向けた取組に係る関係機関協議・関係規定の検討	
				2回	2回	
	成果指標 (実績)	-	-	下水道接続率	下水道接続率	
		-0	-	12.2%	18.2%	
				使用料収入(調定額)の増額		
				1593千円増		
	効果額	- 千円	- 千円	844 千円	1593 千円	千円
C 評価	取組評価	-	-	B(計画通りではないが、概ね達成)	B(計画通りではないが、概ね達成)	
	評価の理由			活動指標は目標を上回ったが、成果指標が下水道接続率12.7%、対前年度比50件増の目標に対し接続率12.2%(計画に対し96%達成)、44件増(計画に対し88%達成)のため。	活動指標は目標を達成したが、成果指標において下水道接続率20.1%の目標値に対して実績値18.2%、効果額1,900千円増の目標値に対して1,593千円と達成率が80%程度のため。	
A 改善	改善余地の検証 (次年度の取組改善事項)			区域内の集合住宅へ接続促進の取り組みを強化するとともに、区域内集合住宅の公共樹未整備箇所を解消し接続率向上につなげたい。	区域内の集合住宅へ接続促進の取り組みを強化するとともに、区域内集合住宅の公共樹未整備箇所を解消し接続率向上につなげたい。	
効果額の算出方法		R6	接続増加数83件×1件の月当たり使用料1,600円/件・月×12月=1,593,600円/年			